

論考

特集 躍動する韓国市民社会と日韓関係——文在寅新政権の行方

特集にあたって

朴一

サードと米・中・日・ロの軍備競争：「盾」と「鉾」の国際政治

徐載晶

「安保のために歴史を殺した」日韓関係をどう見るべきか

権赫泰

ろうそく革命と文在寅新政権

文京洙

研究ノート

戦後宇治市の地域新聞にみる在日像の変遷過程

——不法占拠地区への空間的黙認はいかに続いたか——

全ウンフィ

日本における在日外国人の非営利組織活動に関する一考察

——コリア NGO センターを事例に——

孫ミギョン・高正子

アイデンティティが生んだ協働

——在韓被爆者渡日治療事業を立ち上げた日本人医師と在日コリアン牧師を例に——

高橋優子

キルチャビ（道標）

第13回コリア学国際学術大会に参加して

大村益夫

第1回世界韓人学術大会を終えて

金雄基

書評

朴沙羅『外国人をつくりだす——戦後日本における「密航」と入国管理制度の運用』

文京洙

金早雪『韓国・社会保障形成の政治経済学——国家と国民生活の変革——』

朴一

高誠晩『〈犠牲者〉のポリティクス——済州4・3／沖縄／台湾2・28

歴史清算をめぐる苦悩』

外村大

朴一『在日マネー戦争』

総谷智雄

論考

特集 躍動する韓国市民社会と日韓関係——文在寅新政権の行方

特集にあたって	朴一	1
サードと米・中・日・ロの軍備競争：「盾」と「鉾」の国際政治	徐載晶	3
「安保のために歴史を殺した」日韓関係をどう見るべきか	権赫泰	17
ろうそく革命と文在寅新政権	文京洙	21

研究ノート

戦後宇治市の地域新聞にみる在日像の変遷過程 —不法占拠地区への空間的黙認はいかに続いたか—	全ウンフィ	26
日本における在日外国人の非営利組織活動に関する一考察 —コリア NGO センターを事例に—	孫ミギョン・高正子	42
アイデンティティが生んだ協働 —在韓被爆者渡日治療事業を立ち上げた日本人医師と在日コリアン牧師を例に—	高橋優子	60

キルチャビ

第 13 回コリア学国際学術大会に参加して	大村益夫	74
第 1 回世界韓人学術大会を終えて	金雄基	76

書評

朴沙羅『外国人をつくりだす——戦後日本における「密航」と入国管理制度の運用』	文京洙	82
金早雪『韓国・社会保障形成の政治経済学 —国家と国民生活の変革—』	朴一	86
高誠晩『〈犠牲者〉のポリティクス—済州 4・3／沖縄／台湾 2・28 歴史清算をめぐる苦悩』	外村大	89
朴一『在日マネー戦争』	総谷智雄	92

学会報告

コリア学国際学術討論会（オークランド大会）報告	森類臣	95
2017 年度学会活動		99
投稿規定・執筆規定		102
編集後記		105

特集「躍動する韓国市民社会と日韓関係——文在寅新政権の行方」

特集にあたって

朴一（大阪市立大学）

昨年（2017年）6月、国際高麗学会日本支部は、大阪市立大学文化交流センターで、日本支部に所属する在日コリアンの研究者に加え、韓国からお二人のゲストスピーカーを招き、上記のテーマでシンポジウムを開催した。日本の学会で、日韓関係や韓国の置かれた政治・経済・社会状況について、韓国の学者の見解を聴くというのは、日本のマスコミの偏った韓国報道や日本の学会で創られたおきまりの韓国のイメージに疑いの眼を向けてみるという点で大きな意義がある。

実際、私自身、報告者の交通整理をするコーディネーターであったが、普段、日本のマスコミで韓国報道に携わる者として、改めて日本のメディアから伝えられる韓国報道が、韓国人から見たとき、いかに偏ったものであるか、を改めて痛感させられたという意味で、眼から鱗が落ちるシンポジウムであった。

例えば、文在寅政権が誕生してから、北朝鮮のミサイル危機が高まったという理由で、米国から韓国にサードというミサイル防衛システムが配置されることになったが、韓国以上に日本のマスコミではこれを肯定的に評価する傾向にある。だが、徐載鼎教授は、こうした韓国の対応に疑問を投げかける。サードの迎撃ミサイルは上空40キロ以下ではその機能を発揮できないため、高度40キロを飛行しない北朝鮮の短距離ミサイルには無力であるというのが、徐教授の説明である。韓国に配置されたサードは、北朝鮮から米国本土に向けて発射されるかもしれないICBM（大陸間弾道ミサイ

ル）を迎撃するために必要な対抗措置であり、決して韓国を防衛するためのものではないと、徐教授は分析している。日本でも、北朝鮮のミサイルの危機を口実に、米国からミサイル防衛システムを配置すべきという世論誘導が政府やマスコミを通じて行われているが、こうした徐教授の警告は、日本が韓国と同じ轍を踏まない上でも、参考になるのではないと思われる。

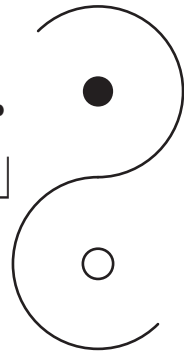
米国のミサイル防衛システムの韓国や日本への配備と同じように、日韓で評価が分かれるのが、2015年12月の慰安婦問題に関する日韓合意であろう。日本のマスコミでは、慰安婦問題にけりをつけた安倍政権と朴勤恵政権の日韓合意を評価する声も聞こえるが、権ヒョクテ教授は、2015年12月の日韓合意を、ある意味で65年体制（日韓条約）への回帰で、「安保のために歴史を殺す」対応であると酷評している。「安保のために歴史を殺す」とは、どういう意味だろうか。おそらく日韓両政府が、これまで北（共産主義）の脅威に対応するために、歴史問題の精算よりも、安全保障での同盟関係を優先してきたことを意味するのではないか。もっときつい言い方をすれば、日韓の両政府が、安全保障では協力するが、過去の精算では向き合ってこなかったと、権教授は批判する。権教授の予言どおり、今年（2018年）1月、文在寅政権は、2015年の慰安婦問題に関する日韓合意に対する政府の立場として、日本側に「再交渉は求めない」一方で、日本には自発的な謝罪を要求していくことを表明した。文政権は、歴史問題と安全

保障問題での日韓の協力を分離する2トラック外交を継続していくと思われるが、実質上の文政権による日韓合意の「見直し」表明は、今後の日韓関係に影を落とすことになることが予想される。今後、日韓両政府が「安保のために歴史を殺さな

い」日韓関係をどのように構築していくべきか、日韓の学者たちが知恵をしぼることも、こうした学会の役割であるという認識を強くしたシンポジウムであった。

特集

サードと米・中・日・ 口の軍備競争：「盾」 と「鉾」の国際政治



徐載晶（国際基督教大学）

1. はじめに

宗谷岬は北海道の最北端だ。日本の最北端を知らせる碑があり、その近辺には「祈りの塔」がある。この塔は1983年に大韓航空007便撃墜事件で死亡した人たちの冥福を祈り、建立されたものだ。1983年9月、米国のアンカレッジを経由して、ソウルに入ろうとした大韓航空007便旅客機は不可解な理由で通常の航路を離脱し、ロシア上空で旧ソ連空軍機による攻撃によって撃墜された。この事件で搭乗者の269人全員が死亡し、遺体すら発見できず、その代わりとして慰霊塔が建立されたのだ。サード配置決定で朝鮮半島情勢が騒がしい今日、この「祈り」について再び考えてみる。この事件とサードは関係あるのだろうか？

朴槿恵政府とオバマ政府が韓国にサードのミサイル防衛システムを配置することを決定した後、韓国は陣痛を経験している。米軍は2017年春、米韓連合軍事訓練の最中にサード用レーダーと迎撃ミサイルを韓国に搬入し、韓国軍はこれを星州に配置する為の準備を急いで終えた。サード配置決定の手続的正当性を重要視し、「戦略的曖昧性」を維持するかに見えた文在寅政府も執権するとサード配置を強行した。米国のサード配置が自国の戦略的安定を害するとして報復措置をちらつかせていた中国は、これに強く反発し、韓国にさまざまな経済的報復を加えたことがあった。この渦中で韓国は突然「鯨の喧嘩にえびが巻き添えをくう」と

いう状況に落ちいってしまった。朝鮮半島をめぐる国際情勢もますます厳しい状態に変化している。

なぜ、このようになったのか？これは、朴槿恵大統領以下青瓦台の政策決定過程で、致命的な欠陥があった可能性が高い。また、白樂晴が指摘したように「分断体制」が、一つの構造的理由を提供したといえる。しかし本稿では、サード問題を朝鮮半島のレベル及び世界の覇権をめぐる国際軍事競争の脈絡からアプローチする。ミサイルが武器として使用されて以降、とくに核武器搭載ミサイルが使用されてからは、核保有国間の軍備競争が熾烈になった。より早く正確なミサイルで相手を脅かそうとする試みは、このミサイルを防ぐ為のミサイル防衛開発を引起こした。ミサイル防衛開発は、防衛を破るミサイル開発研究を触発していった。何でも打ち破れる「鉾」と、どのような鉾でも防げる「盾」を保有しようとする競争は、冷戦期に熾烈であっただけではなく、21世紀に入っても差し迫った問題として進められている。

韓国はこの軍備競争を正確に認識しなければならない緊急性が、他のどの国よりも高い。すでに国民の2百余名が、このような軍備競争の犠牲となり、生命を奪われる経験があっただけではない¹⁾。サード配置の決定を契機にミサイルーミサイル防衛競争が、朝鮮半島を直接に打ちのめせる状況を迎えたためだ。

2. ミサイル防衛は攻撃用である²⁾

鉾は相手方を突く攻撃武器であり、盾は身体を保護する防衛武器である。しかし、盾が常に防衛武器としてだけ使われるのか？例えば、二人の武士が鉾で互いに争い、どちらも一方の相手を突くことができない状態で、どちらかの一方だけが盾をもつことができたなら？その盾は相手の鉾を無力化させ、自身の鉾が相手を突くことを可能にする。盾は攻撃を可能にする手段、攻撃武器の一部分となる。

ミサイル防衛が攻撃手段であるという逆説は、このように簡単に説明できる。米国とソ連／ロシアは核武器という「鉾」を保有して以来、ミサイル防衛という「盾」を確保する為の無限な競争を繰り返している。1967年、ジョンソン米大統領はアレクセイ・コスイギンソ連首相とニュージャージー州プリンストン州立大で会談した。この首脳会談でジョンソン大統領は米・ソ両国が「弾頭弾迎撃ミサイル（ABM）の競争を統制」しなければならないと強調し、ロバート・マクナマラ国防長官は、このような軍備競争の加速化されることは、より深く「間違った道に引き込んでいくことだ」とフォローした³⁾。

ソ連が1966年からモスクワの周囲に構築をはじめたABMシステム（今はミサイル防衛システムと呼ばれる）を米国はなぜ憂慮したのか？核兵器の先頭走者である米国は、戦略爆撃機から投下することができる核爆弾、陸上から発射することができる大陸間弾道ミサイル、水中から発射できる潜水艦発射弾道ミサイルなど、三種の核兵器をセットで開発していた。これに遅れてソ連も同じ三種セットを開発、米国と戦略的に同等な位置を占める為に邁進していた。しかし1966年、当時の米国は核弾頭を5千機保有していた。反面、ソ連の核弾頭は550機に過ぎなかった。

圧倒的な核軍勢力にも関わらず、ソ連の弾頭弾ミサイルシステムを不便に感じた理由を米国務部の歴史は率直に記述する。「弾頭弾ミサイルシステ

ムは一方が先制攻撃を加えてから、相手方のミサイルを迎撃し、相手方の報復を不可能にする⁴⁾」。ソ連が先制攻撃をしても報復攻撃を受け、被害がより大きくなるなら、攻撃の誘引はなくなる。逆に、攻撃しても報復を受けないのなら、先制攻撃をする誘惑は大きくなる。すなわち、ソ連が米国の核ミサイルを防ぐ能力を確保すれば、報復に対する憂慮がなく、先制攻撃ができるという点が、米国の憂慮であった。勿論、ソ連も米国のミサイル防衛に対して同じ憂慮を持っていた。相互抑制の状況では防衛が攻撃だという逆性が成立するためだ。

両国は相手国の攻撃可能性を制限するためには、ミサイル防衛能力を制限しなければならないという点で、意見の一致を見た。結局、ニクソン大統領とブレジネフ書記長が、1972年のモスクワ首脳会談で弾頭弾ミサイル（ABM）条約を締結、ミサイル防衛システム配置を2機に制限することで合意し、1974年にはこれを1機に縮小した。

このように、ミサイル防衛システム配置を制限することに合意したが、両国はミサイル防衛システムの開発を中断しなかった。強固な「盾」を構築して先制攻撃能力を確保しようとする誘惑を追い払うことは、簡単ではなかった。1980年代からは米国がミサイル防衛システムの研究と配置で、ソ連を凌駕した。水素爆弾の父と呼ばれるエドワード・テラーが、大々的なミサイル防衛構想を力説し、レーガン大統領が戦略防衛構想（通称「星の戦争」）として具体化させたが、数百億ドルを投資しても成果がなかった。この構想を始めた原因であるソ連が崩壊しても、米国のミサイル防衛開発は中断されなかった。2001年、ジョージW・ブッシュ大統領は、敢えて公式に弾頭弾ミサイル条約脱退を宣言し、ミサイル防衛システム構築に拍車をかけた。民主党のクリントン大統領も、オバマ大統領もこのプログラムを中断することはできなかった。

オバマ大統領はジョージW・ブッシュ大統領が推進していた欧州地上配置ミサイル防衛計画の代わりに、段階的伸縮的接近方法（EPAA）を2009年

に採択した。一段階ではイージス級駆逐艦に SM-3IA 迎撃ミサイルを配置し、トルコに EPAA レーダーを設置する一方、米国と欧州のミサイル防衛システムを統合した。二段階では地上配置のイージスシステムをルーマニアに設置し、三段階として 2018 年までに地上配置のイージスシステムをポーランドに設置するという計画だ。三段階では改良型迎撃ミサイル SM-3IIA を配置し、最後の四段階で、SM-3IIB を配置する計画であったが、技術的に非現実的だという理由で、四段階は 2013 年に取消された。三段階では日本と共同開発中である改良型迎撃ミサイル SM-3IIA を、現在も日本と共同開発中だ。

いち早く、ミサイル防衛システムの開発をはじめたソ連は、1970 年代にアヒルの卵型早期警戒レーダーの配置をはじめ、合わせて 7 機のレーダーを配置して、ソ連を包むレーダー網を構築しようとした。しかし、この野心にとんだ計画はソ連が崩壊する時までに完成できず、むしろ 1980 年代には米・ソ軍備競争を加速化させることに貢献した。とくに、スラスノヤルスクに設置しようとしたレーダーは、弾頭弾ミサイル条約に違反するという疑念がもたれ、結局、ソ連当局もこれを認めて施設を撤去した。ソ連解体後、ウクライナやラトビアに残った施設が、米国国防の支援で撤去されたということは、ソ連が軍備競争で敗北したことを如実に示している。

このような屈辱を経験したロシアは、現在米国のミサイル防衛システムがロシアの「鉾」を無力化させ、米国の先制攻撃を可能にすると反発している。プーチン大統領は 2016 年 5 月、ルーマニアに配置された米国の地上機版イージスミサイル防衛システムが、防衛用ではなく米国の戦略核軍事力の一環だとして「世界安保システムを揺るがす行為であり、新しい軍備競争のはじまり」と反発した⁵⁾。オバマ政府がイランの核ミサイルの脅威を、欧州ミサイル防衛 (EPAA) をもって名分にしたが、2015 年のイランとの核協議妥結にも関わらず、欧州ミサイル防衛を計画通りに配置したことは、その意図がロシアの「鉾」を無力化させるこ

とにあったということだ。

ロシア軍部は地上型イージスシステムに使用される MK-41 発射台が、トマホーク誘導ミサイルのような中距離ミサイル発射に使用可能である点に注目している。すでに、地中海と北海などに誘導ミサイルを配置している米国と北大西洋条約機構 (NATO) が、ルーマニアやポーランドで誘導ミサイルを発射すれば、ロシアを打撃するのに 10 分もかからないからである。また、現在地上機版イージスシステムに配置されている迎撃ミサイルは SM-3IB だが、改良型 IIA に交代されればロシアの ICBM を迎撃できることを憂慮している。また、2018 年に完成予定であるポーランド地上型イージスシステムにも SM-3IIA が配置されることが明らかになり、ロシアの憂慮は深まっている。

ロシアはこれに反発して、ミサイル防衛システムを無力化させるミサイルを配置、開発している。また、一部ロシアの分析家は「欧州に配置された地上機版イージスシステムは、ロシアのミサイルが目標物になることは 100% 確実だ」として、最近シリアで使用されたカリブル (ロシア語: クラブ) 級中距離誘導ミサイルが使用される可能性が高いと指摘した。また、スホーイ Su-34 戦闘爆撃機が使用されることもある。東北アジアでサードをめぐる米・中対立は、欧州で繰り広げられている米・ロ葛藤の再版である。

3. 日本はミサイル防衛として「普通の国家化」の追及

日本はアジアでミサイル防衛システムの配置に最も積極的だ。島国という特性上、北朝鮮や中国のミサイルの脅威に備えようとする現実的欲求があるためだ。実際、北が 1998 年にテポドン試験発射した後、日本はミサイル防衛システム配置をすばやく進めた。この過程で日本は、米国と「2 人 3 脚」で歩調を合わせる一方、これを利用して日本の軍事活動を制限する制度を一つずつ無力化させている。

日本政府は2003年、ミサイル防衛システムの獲得を決定し、駐日米軍が2006年沖縄にパトリオットシステムを配置したのに続いて、日本の防衛省と2010年パトリオットシステムの配置をはじめた。以後、2012年までPAC-3を7箇所に、SM-3迎撃ミサイルを創作したイージス級駆逐艦を4隻配置した。今後、イージスシステムの性能を向上させ、イージス級駆逐艦を6隻に増やす計画である。

しかしながら、日本も「防衛」だけのためにミサイル防衛システムに邁進しているのではない。日本はミサイル防衛を媒介として米国との戦略的共助を強化する一方、軍事力を行使することができる「普通の国家化」を実現している。まず、ミサイル防衛システムの米・日協力を通して武器システムの共同開発に参加している。日本政府は2004年、国家防衛プログラムのガイドライン(NDPG)でミサイル防衛システムの米・日共同開発の生産計画を樹立したのに続いて、2005年に米国と共同で次世代のミサイル迎撃システムを開発することを決定した。以後、地上迎撃ミサイル及びイージスシステムを米国と共同で試験するなど、米国との協力を具体化させている。とくに、三菱重工業はイージスシステムの新型迎撃ミサイルSM-3IIAを、米国と共同で開発している⁶⁾。著しくは2011年、自衛隊はミサイル防衛司令部を自衛隊の施設から米軍の空軍基地に移転させた。米国のミサイル防衛と一体化されたシステム推進を行っているのだ。

日本の民主党が政権を掌握していた2010年、防衛計画の大綱(NDPG)がミサイル防衛の強化の重要性を強調したとすると、自民党が政権を再掌握した後の2013年、これを改定してミサイル防衛システムを強化することにした。ミサイル防衛システムの強化で浮上したのが「集団的自衛権」であり、安倍内閣は日本が米国や米軍を狙った北朝鮮のミサイルを迎撃しなければならないという名分で、2014年に憲法解釈を修正するという便法で、集団的自衛権を行使することにした。これに関連して、小野寺五典防衛省長官は2014年7月11日、「日本の近くの公海で作戦中の米国の軍艦を保護

してグアムとハワイ、米国本土に向かう弾頭ミサイルを迎撃する手段を保持しなければならない」という認識が、集団的自衛権推進の出発点」とし、サードを含めた地域的ミサイル防衛システムの構築が、集団安保権を考慮する重要な要素であったという点を公開した。

また、米国と共同開発しているSM-3迎撃ミサイルを欧州と韓国(?)などへの配置を可能にすべきだという名分を掲げ、武器輸出を原則的に禁止してきた武器輸出3原則を47年ぶりに改定した。武器輸出を通じて安全保障の強化と国際貢献という「防衛装備以前の3原則」を採択した⁷⁾。日本は北の「ミサイルの脅威」を口実に、実質的なミサイル防衛能力を拡大すると同時に、ミサイル防衛を再び口実にして武器輸出禁止を緩和し、平和憲法の解釈を修正し、日本を「普通の国家化」している。2015年末、安保関連法制を採択し、軍事力を海外で行使することができる法的土台を構築したのに続いて、憲法改定をその頂点とする態勢だ。

これまではこのような一連の措置が米日同盟の枠組のなかでとられてきたが、日本はこの枠から抜け出る準備も静かに進めている。例えば、米国の情報衛星などに依存していた日本のミサイル防衛システムを、独立させる措置が取られている。日本の議会は2008年、基本宇宙法を通過させ、宇宙を平和的な目的にだけ利用するという1969年の議会決議案を無力化させた。「平和的目的」を防衛的軍事作戦と拡大解釈したことから、もう一歩進めて基本宇宙法は、ミサイル防衛を含めた軍事作戦を支援するための人工衛星の生産、保有、作動を許可している。これによって、日本の自衛隊は通信衛星だけではなく偵察衛星及び早期警報衛星、追跡衛星などを獲得する計画である。2014年に調印した韓米日の情報共有協定が、短期的には三カ国間ミサイル防衛協力を促進させるが、長期的には独自のミサイル防衛能力を追求している。そして、このような「防衛」能力は米国やロシアと同じように、日本の軍事力が攻勢的に使用される根拠として機能することになる。

4. ミサイル防衛反対で団結する中国とロシア

冷戦時期の米国とソ連が熾烈な核軍備競争を繰り広げる最中、中国は一步下がっていた。原子爆弾と水素爆弾及びこれを投発する大陸間弾頭ミサイルは開発したが、核の先制不使用と最小抑止戦略を堅持していた。これによって、核弾頭 250 基を保有していたが、これを実践配置せずにいる（これに比べ、米国の保有核弾頭は 7300 基で、この中で 1920 基を実践位置している）。勿論、中国もミサイルの防衛システムを冷戦時期から絶え間なく開発してきた。人工衛星の破壊ミサイル試験及び外気圏破壊ミサイル試験にも成功したが、まだ米国の相手にはならない。米国のミサイル防衛が、中国の核戦略を相対的に容易く無力化させている戦略均衡状態なのである。韓国にサードシステムが配置されると、そのレーダーで遼寧省と安徽省の ICBM を監視し、アラスカの地上配置ミサイル防衛システムを迎撃することができる。もしもの有事に米国が雲南省や青海省の ICBM を先制攻撃して無力化させれば、中国は武装解除されたのと同じような状況に置かれるのだ。

米国の「盾」が自国の「鉾」を無力化させ、戦略均衡を崩壊させ、米国に先制攻撃能力を許すだろうという点で、中国とロシアの利害が一致するのだ。すでに、米国中心の世界秩序運営の不便さ、米国の中東政策に対する批判、「民主主義革命」という色の革命がグルジア、ウクライナに続いてキルギスタンとウズベキスタンにまで影響力を拡大したのに対する憂慮などを共有していた。また、オバマ大統領の強力な要請で NATO が、ロシアの接触国に最大 5000 名にのぼる兵力を配置していることを、第 2 次世界大戦時のナチスドイツのロシア侵攻作戦であるババロサ作戦に比喻しているロシアは、オバマ政府の「再均衡戦略」を対中国方位戦略と疑う中国と戦略的利害を共有している状態だった。

サードを頂点とする米韓日地域のミサイル防衛

システムが具体的に推進されるなかで、ロシアと中国はこれに強力に反対している。ロシアの外交部は 2014 年に発表した声明で「これは本質的には米国のミサイル防衛システムが、全世界に拡大する過程であり、このようなシステムが朝鮮半島に出現することを意味する」として「このような事態の展開は、不可避免的にこの地域の戦略的環境に否定的な影響を及ぼし、軍備競争を触発して朝鮮半島の核問題解決により大きな困難を招来する」と非難した。

他方、韓米のサード配置の決定直後、中国の外交部は声明で「強烈な不満と堅決な反対」を表明したが、注目すべき点は北の核実験とミサイル発射に対して使用した「堅決な反対」という表現に「強烈な不満」を追加したということだ⁸⁾。すなわち、韓国のサード配置は北の核実験よりももっと不満であるということだ。その理由は、中国政府が一貫して維持していた「朝鮮半島の非核化」、「朝鮮半島の平和と安定」、「対話と交渉を通じた解決」という三種類にすべて背馳するだけではなく「地域情勢を複雑にする行動」であり、「中国の戦略的安保の利益に損害を与えること」だからと指摘した⁹⁾。

米国のサード及びミサイル防衛システムを反対することに共通の戦略的利害をもつロシアと中国は、2016 年 6 月に共同声明を発表するに至っている。習近平中国国家主席とウラジメール・プーチンロシア大統領は「世界戦略的安定を強化するための共同声明」を発表、米国が全世界にミサイル防衛システムを一方的に配置することに憂慮を表明し、具体的には「欧州の地上型イージスミサイル防空網の配置及び東北アジアへのサード配置に強く反対」を明らかにした。このようなミサイル防衛システムは世界戦略的安定を害するだけではなく、当該地域の国家の戦略的安保の利害を損傷させるということだ。両首脳は「かれら『米国と同盟国』は、公然と各国の安全を無視して、他国の安全を犠牲にして自身の安全を企てようとしている」と指摘した¹⁰⁾。6 月 23 日、ウズベキスタンで開かれた上海協力機構の首脳会議で採択された

「SOO 創立 15 周年のタシュケント宣言」で、中・ロをはじめとする会員国の首脳たちが「開発国家もしくは国家グループが他の国家の利益を考慮せずに、一方的で無制限にミサイル防衛システムを強化することは、地域安全と安定を脅かす」と主張したことでも分かるように、中・ロの立場は一時的でも局地的なものではなく、一貫的であり、戦略的である¹¹⁾。

5. サードは韓国住民の安全のためのものなのか？¹²⁾

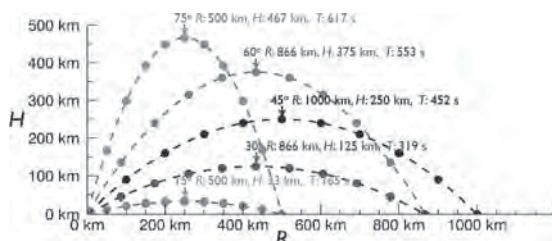
だとすれば、サードは韓国の安保に貢献するのか？サードは「終末高高度地域防衛 (Terminal High Altitude Area Defense)」という名で分かるように、敵のミサイルを上空 40 ～ 140km の高度で迎撃するように設計されている防衛システムだ。このなかで韓国の防衛と関連して最も重要な部分は、サードの迎撃ミサイルが上空 40km 以下ではその機能を発揮できる設計すらされていない点だ。北朝鮮が一千機以上保有していると推定されている短距離ミサイルは、高度 40km を飛行しないため、この短距離ミサイルにサードは完全に無力である。また、ソウルをはじめとする首都圏への直接脅威となる長射程砲に対応するには、完全に無力である。言換えれば、韓国民の立場で最も急がれている脅威が、短距離ミサイルや長射程砲を防ぐような設計すらされていないのがサードである。サードは開発とテストが完了されておらず、韓国のような自然環境で正しく作動するのか検証されていないという技術的な問題を抱えている。がしかし、実際に大きな問題は、最初から設計自体が韓国には有用でないという事実である。

たとえ、北朝鮮が短距離ミサイルを高高度に放ち、サードが正しく作動すると仮定をしたとしても、韓国民の安全のためにはサードの 1 個砲台では無理だという分析がある。例えば、スタンフォード大学の国際安保協力センターのディーン・ウィルケニンは、北朝鮮のスカットミサイル 100 機を

50% 以上の信頼度で防衛するには、韓国にサード迎撃ミサイル 520 機が配置されていなければならないと推算している¹³⁾。北朝鮮が保有するスカットミサイルなどの短距離ミサイルは、一千機以上存在すると推定される点を考慮するなら、サードでこれを迎撃するのは非現実的だということだ。サード砲台 80 基が配置されなければ、北の短距離ミサイルを迎撃する確率が、50% 程度になるためだ。

北朝鮮のノドンミサイルを迎撃するためにサードが必要だという主張は、まるでこのような問題を回避するための名分のように登場した。2014 年 3 月に実施した北のノドンミサイル発射実験が「既存の弾道ミサイル迎撃システムを回避するための実験」という分析結果が、3 ヶ月も過ぎてから登場したのだ。国防部の代弁人は「当時、ノドンミサイルが高度 160km、最高速度マッハ 7 で飛行するために、パトリオット PAC-3 でも迎撃が簡単ではない」とし、マスコミでは北朝鮮がノドンミサイルで韓国を打撃するのに備えるため、サードを戦力化しなければならないという主張も一角では提議されていると報道した¹⁴⁾。6 月 3 日にあったスカパロッティ駐韓米軍司令官の「サード配置の検討」の発言を裏付ける分析結果が、絶妙にもその 2 週間後に発表されたということだ。

しかし、このような分析は弾頭飛行に対する理解が不足して生まれたことだ。たとえ、北の核弾頭が大型で推進力が強い中距離ミサイル (ノドンミサイル) を利用しなければならないとしても¹⁵⁾、発射角度を必ず高角度にする必要がないためだ。下の図のように弾頭の重さが同じで、ミサイルの初期速度が同じでも同距離を飛行することができる角度は、高角度と低角度の二種類がある。北がノドンミサイルで韓国を攻撃するとすれば、敢えて高角度で発射してサードのエサになる必要がないだろう。低角度で発射すれば、サードとパトリオットを同時に無力化させることができるからだ。



＜図 1＞弾頭体の高角度と低角度の飛行

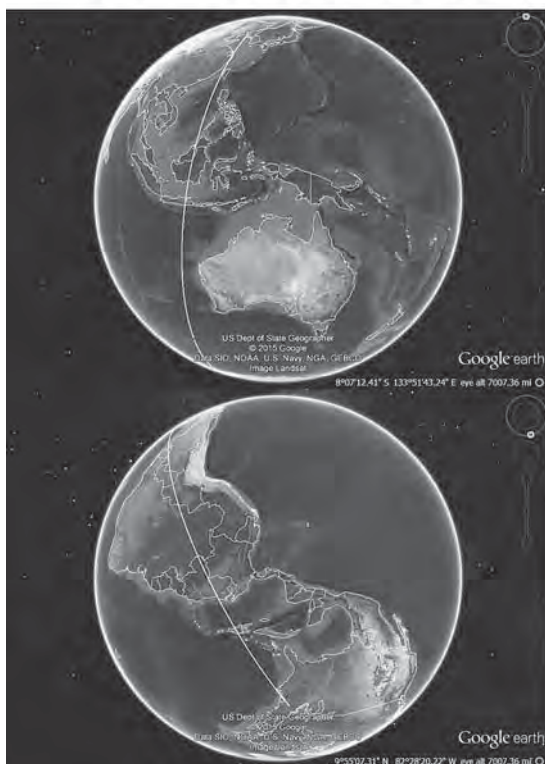
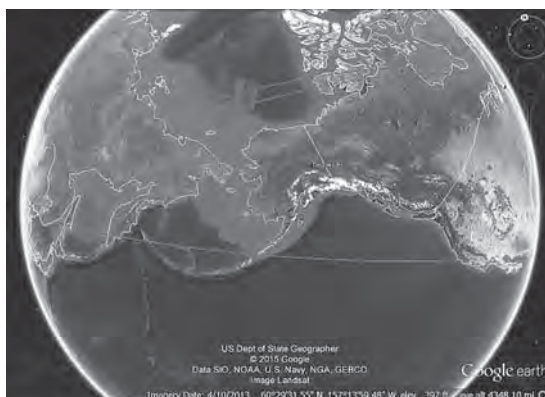
このグラフは初期モーメントのような場合、45 度も投射される場合飛距離が最も長いということを見せてくれる。これ以外には同じ飛距離率を飛行できる角度と高角度と低角度 2 つずつだ。すなわち、発射角度 60 度と 30 度、75 度と 15 度はそれぞれ同じ飛距離を飛行する。ミサイルは空気抵抗の影響を受けるが、基本的な物理は同じだ。

上記の分析に照らしてみる時、サードは韓国の防衛のためには何等助けにならない。短距離ミサイルは迎撃が不可能であり、中距離ミサイルも低角度には何もできず、やられっぱなしになるしかない。サードの軍事的な必要性を駐韓米軍の保護に制限させても、その結果は同じである。このような状況で、サードを韓国に配置するのは中国を狙ったものではないのかという疑念が生まれている。ところが、これも充分な説明にならない。サードが中国の大陸間弾頭ミサイルを追撃するためのものならば、日本にしたようにレーダーだけを配置すればいいのに、なぜ、敢えて迎撃ミサイルを同時に配置したのか？韓国に配置したサードの迎撃ミサイルは中国の戦略ミサイルを迎撃するには全く有用でないために、この質問への答えにはならない。

6. サードは米国を防衛するためのものではないのか？

だとすれば、米国は果たしてなぜ、サードの配置を推進するのか？サードを使用する幾つかの可

能性を評価すると、サードの韓国配置が米国防衛に直接貢献できるシナリオは二つだ。第一、北が米国を狙って発射した ICBM が北極を通過する場合だ。この「北極軌道」は下の地図でみるように中国の東北部と極東ロシア及びアラスカ上空を通り過ぎ、米国の本土に到着する（図 2）。この場合もサード用レーダーで追撃し、米国ミサイル防衛指揮統制戦闘管理通信（C2EM）に伝達するのだ。米国はこの情報を利用し、アラスカやカリフォル



＜図 2＞北の ICBM の北極軌道（上）と人工衛星（又は EMP）南極軌道

ニアに配置された地上配置迎撃ミサイルで迎撃を試みることができる。韓国のレーダーで発射直後にこれを捉え、日本の車力のレーダーで追撃して、アラスカで迎撃するレーダーも可能になる。

第二、米国を狙って発射した核武器が南側に向かう場合だ。この「南極軌道」は2012年12月、銀河3号の飛行軌跡とよく似ている。西海沿岸とフィリピンを過ぎ、南極を回って米国本土の上空に到着する¹⁶⁾。この場合、韓国のサード用レーダーを追跡して、西海や南海でイージス艦に配置された迎撃ミサイルで迎撃を試みることができる。もし、北が咸鏡北道のような東部で発射すれば、韓国の上空を通過するので、この時サード迎撃ミサイルで迎撃を試みることができる¹⁷⁾。北がハワイに向かってミサイルを発射する場合には、韓国でこれを捉え・追撃して東海上に配置されたイージス艦で迎撃することができる¹⁸⁾。

このようななかで、どんな場合でも探知距離が600kmであるAN／TPY-2の終末モードが、光を発揮することになる。北のミサイル迎撃を可能にする程度の海上図を提供するためだ。日本に配置されたレーダーは前方モードで作動するために、提供できない機能である。とくに、北のミサイルが南極軌道に乗った場合、なす術がない米国には死活問題である。地上配置迎撃ミサイルで守っている北極軌道とは違って、南極軌道は現在どのような防衛手段もない無防備状態だ¹⁹⁾。フィリピンやグアムではICBMの高度があまりにも高く、イージス艦でも迎撃が不可能になるため、韓国と東中国海の間に最後のマジノ線という訳だ。このマジノ線で韓国に配置されたサードは、どの武器システムでも不可能は唯一無為の役割をすることになるだろう。

サードは韓国に配置されていても、その核心の防衛対象は米国だ。米国がサード配置を主導していることも、この脈絡でなら正しく理解される。サードの論議が盛んであった2015年3月、マーティン・デンプシー米統合参謀本部議長が訪韓し、「統合ミサイル防衛システム」を二度に渡って言及し

たことも、同じ脈絡で理解しなければならない。かれの発言は米ミサイル防衛国が、去る数年間推進しているミサイル防衛システムの統合を念頭に置いていたと見られるためだ。少なくとも2012年から米国はパトリオット、サード、SM3、地上配置迎撃ミサイルとともに現在まで開発した多様なミサイル防衛システムを統合、相乗効果が出るように努力している。サード用レーダーはここで核心的な役割を担い、サードが韓国に配置されたら統合ミサイル防衛システムに、核心的な役割を担うだろう。その統合ミサイル防衛システムの優先的な目的は、北のミサイルから米国を防衛することだ。

ミサイル防衛に対する米国の関心が何時から急増したのかを検討することも、このような分析を裏付ける。ミサイル防衛が米国防部の重要な課題となるのは1998年、北の「テポドン」ミサイル発射であった。この後のもう一つの決定的な契機は、2012年12月だ。北が平安北道西海衛星発射場で銀河3号ロケット発射に成功して、光明星3号、2号機衛星を軌道に乗せていたことは、米国に大きな衝撃を与えた。その軌道がまさに前述した「南極軌道」であったためだ。以後、リオン・パネッタ米国防長官は日本、韓国のような同盟国とともに地域のミサイル防衛網を構築することに拍車をかけた。その後任のチャック・ヘーゲル長官は、2013年の欧州ミサイル防衛計画の4段階を取消してまで、アジアのミサイル防衛システムを強化するという決定を下すに至った。

以上で見てきたように、米国は北の核ミサイルの可能性を深刻な脅威として認識していた。2013年初旬からアジアでミサイル防衛能力は急速に拡張している。ミサイル防衛の予算もこの地域に集中している。サードはこのような努力の一環であった。

しかし、サードが実戦で望んでいるような機能を発揮できるのかは疑問が残る。まず、これまで実行してきた米国のミサイル防衛システムの実験が、戦争の環境とはかなり違う条件で行われてきた。サードは実戦状況で機能の検証を受けたこと

のない未完の武器システムである。ましてや、朝鮮半島という状況で幾つかの武器システムの相互運用性が、リアルタイムで完璧に保障されるのかは検証されたことがない。現在、サードは「仮想の武器システム」だといっても無理がないだろう。二つ目の理由は、南極軌道の場合に北の発射を捉えて迎撃を決心するまでの時間が、あまりにも切迫しているのだ。発射体の最終段階の分射が終了する前に、迎撃が行われなければならない。もし、北が平和的な目的の人工衛星を発射したとしても迎撃する結果になることもあり、米国は先制攻撃という国際法的な責任を甘受しなければならない。最後に、北はすでにミサイル発射実験でミサイルの欺瞞軌道をみせたことがあった。たとえ、米国がミサイル防衛システム開発を完璧に成功させ、国際法的な責任を冒してまで迎撃を試みたとしても、その迎撃の試みが無為に還る可能性が高いということだ。

7. サードの費用

サードの実用性はほとんど皆無であるのに比べ、その費用は膨大だ。費用は間接的費用と直接的費用に分けてみることができる。

間接的費用はすでにマスコミで多く扱われているように、中国の強力な反対のために発生する費用だ。中国が反対する理由は、二つあると思われる。第一、サード用レーダーを韓国に配置すれば、遼寧省や安徽省などで発射されたICBMを追跡し、アラスカやカリフォルニアで迎撃を試みることができるためだ。第二、レーダーの有効距離が台湾海峡まで及ぶので、この地域に配置された中国軍の活動を監視することができるためだ。中長期的には韓国が米国と日本を中心に形成された地域ミサイル防衛システムに編入され、中国を監視する先端基地として機能する可能性を憂慮するだろう²⁰⁾。

中国政府はすでに数回の公式なマスコミとのブリーフィングを通して、サードの朝鮮半島配置に関

連して「朝鮮半島に米国がミサイル防衛システムを構築することは、地域の安定と戦略的均衡に有益ではない」と反対の意志を明らかにした。中国の官営「新華通信」も2014年から論評を通して「韓国がこの地域の最も大きな経済体制（中国）の反対を無視して、ミサイル防衛体制構築に誘惑されるなら、最も早く発展する中国との関係を犠牲にすることになるだろう」として、米国の朝鮮半島のサード配置検討を強く非難した。中国の核心的戦略抑止力を弱化させ、死活的な国家利益である台湾海峡を脅かすならば、中国政府はこれに相応する報復措置を取らざるを得ないだろう。その措置が経済的であろうと、外交軍事的であろうと、韓国としては大きな後爆風を憂慮せざるを得ない。

直接的な費用はこれよりもっと深刻である。朝鮮半島の戦争の可能性が高まるためだ。先に米国とソ連間の軍備競争で説明したように、相互抑制状況での防衛手段は、攻撃手段になるためである。

現在、朝鮮半島では米国の核兵器と北朝鮮の核兵器が対立している。米国が韓国やその近隣に核兵器を配置しているかいないかに関わらず、北は大陸間弾道ミサイル、戦略核爆撃機、核潜水艦などを利用して自国を攻撃できる米国の核兵器を念頭に置いている。北は先制攻撃をしたくても、米国が核兵器で報復する可能性がある限り自制するしかない。同じように、北を核兵器保有国家として認定するしないに関らず、韓国と米国、日本の安保当局者は北の核兵器に対する対応策を準備するしかない。韓国と米国も北の核報復の可能性を念頭に置いて自制する必要がある。すなわち、朝鮮半島の今の戦略状況は、核兵器で互いに相手を抑止する相互抑止状態なのである。

このような戦略的相互抑止状態でサードが韓国に配置されれば、根本的に朝鮮半島の戦略的均衡が破壊される可能性が高くなる。米国は北の核ミサイルを迎撃できる多層の防衛システムを保有するようになる。有事の時、北がミサイルを発射すれば、これを初期、中期、末期に合う迎撃システムで迎撃することできるようになる。すでに、保有しているミサイル防衛システムに一層を追加す

ることなので、防衛可能性に対する信頼度も向上する。この場合、米国は北の核報復の可能性を念頭に置き、先制攻撃を自制する必要が著しく落ちる。防衛体制が攻撃能力という核戦略の矛盾が、朝鮮半島を置いて発生するのだ。

米国の先制攻撃能力が強化されることは、今の朝鮮半島の軍事対峙状態を著しく危ういものになっている。現在、韓国と米国が推進している「適応型抑止戦略」と絡み合って、対北先制攻撃手段になるためだ。北が非核軍事力を利用して局地徴発する場合、韓米連合は何倍も強く懲らしめるといふ報復戦術を採択している。どのような徴発をしても損害だという認識を北がもつようになれば、局地徴発を自制するだろうという「抑止戦略」の一環である。

しかし、このような対応戦術は小さな軍事的衝突が段階的に拡大され、大型武力衝突になる危険性を含んでいる。もし、北朝鮮が規模1の徴発をする場合、韓米連合司令部は規模3として対応し、北が再びこれに5で対応し、韓米連合司令部はより大きな報復を行う事態が、ほとんど自動的に起こりうるからだ。この場合、軍事的な拡大戦の最終段階で勝利することができる軍事力を持った側が、最も底辺の軍事的衝突を抑止する能力を持つようになる。相手側の立場から見ると、小さな衝突から始まり、最終段階までいけば損害を受けるのが確実であれば、小さな衝突も回避する方が良く判断するからだ。

ところが、まさにここに危険性が渦巻いている。最終段階で勝利する能力を保有する側は、最も低い水準の軍事的衝突を徴発しても、相手側の報復を恐れる必要がないためだ。韓米連合司令部が低高度と高高度ミサイル防衛体制を完備し、北の核ミサイルを無力化させると信じた瞬間、北の報復を恐れず軍事作戦を駆使できる条件になるだろう。

このような状況で武力を推し立て圧迫してでも統一を成し遂げるとするならば、これは朝鮮半島を戦争へ追い立てることになるだろう。たとえ、このような軍事的能力を韓米連合司令部が保有して

いたとしても、軍事力が使用される状況でも北が手をこまねいていない限り、朝鮮半島全体が戦争の惨災で廃墟になることは、火を見るより明らかだ。朝鮮半島で核兵器が使用されなくても、北の核ミサイルを無力化させることができて、すでに朝鮮半島を廃墟にする非核武装力が飽和状態であるためだ。

他方、米国の核報復能力とミサイル防衛、非核軍事力で北の軍事力を圧倒して平和を享受するという「抑止」を追及すれば、これは朝鮮半島の軍備競争を触発させるだろう。北は韓米連合司令部が先制攻撃能力を確保しようとするれば、対応策を準備するのは明らかである。この対応策は幾つか可能である。米国のミサイル防衛を無力化させるために北は、核兵器の数と質を高めることができる。ミサイルとロケットの正確度を高め、ミサイル防衛用迎撃システムとレーダーを脅かすこともある。「適応型抑止」の各段階に対応する非核軍事力を強化することもできる。北が最近実施した「戦術誘導弾」や「戦術ロケット」発射訓練で分かるように、北はすでにこのような対応措置を取っている。

現在、米国は北に対して先制核攻撃をしないという「消極的安全保障」をしていない。先制攻撃する可能性もあるという圧迫をもって、北の攻撃を事前に抑制しようという戦略を採択したためである。これに対応して北も核兵器を開発して先制攻撃を云々している。北が実際にそのような能力があるかどうかに関わらず、北も核兵器で米国を圧迫して攻撃を抑止するという戦略を採択している。すなわち、朝鮮半島の戦略対峙状況は大量殺傷兵器で互いを脅かす「相互抑止」状態である。このような状況で、サードのようなミサイル防衛システムを設置すれば、北の核兵器を無力化することができ、これが結局、北の抑止力を崩すことになる。実際に韓米連合司令部は「適応型抑止戦略」、「標的破壊 (Kill chain)」、「4D 作戦計画」で北の核ミサイルだけではなく、非対称軍事力も無力化させようとしている。北がミサイルを発射する前に、先制的な打撃を与える作戦計画を樹立し、兵器シ

システムを導入している。北はこれに対応してミサイルに固体燃料を導入し、潜水艦発射弾頭弾を開発するなど不意な場所で、不意な時間に先制的な打撃を行う能力を開発している。

サードが提起する本質的な問題は、まさにここにある。サードを韓国に配置することは、大変な不安をもたらす。朝鮮半島のなかで先制攻撃の可能性が高まり、軍備競争を触発することになるだろう。東北アジアでも戦略均衡を崩し、米国と中国の間に軍備競争を本格化する機制になるだろう。

8. 新たな百年？帰ってきた百年前？

先に指摘したように、1980年代にソ連は総7基のレーダーを配置して、ソ連を取り巻くレーダー網を構築しようとする野心に満ちた計画を推進し、当時この計画の一環としてクラスノヤスクにレーダーの設置をはじめた。しかし1983年6月、米情報衛星がレーダー建設を捉え、反彈頭ミサイル条約を違反しているという疑惑が提起されはじめた。大韓航空007便がサハリン上空を飛行したことは、その直後のキューバミサイル危機よりも深刻な危機が発生する可能性のある敏感な時期であった。1983年9月、米国アンカレッジを経由してソウルに向かっていた大韓航空007便旅客機が通常の航路を離脱し、ロシア領空を侵犯したのだ。この敏感な時期に正体不明の飛行機が敏感な極東領空を侵犯すると、ソ連はこの地域を監視できるすべてのレーダー網を稼働させこれを追撃、結局、ソ連空軍が撃墜させた²¹⁾。

米国は情報網を総動員し、このすべての過程を監視した。この結果、米国がソ連のレーダー網に対して把握した情報は、ディフェンスジャーナルの編集者オニスト・ボーグマンが「鉦脈」と表現するほどだった²²⁾。この情報の「鉦脈」に基づいて米国は、ソ連が反彈頭ミサイル条約を違反したという確信を持つようになった。ソ連の防空レーダー網に穴があるために、これを補うべくクラス

ノヤルスクにレーダーを設置しているという事実が明らかになったからだ。結局、ソ連当局もこれを認め、1989年にこの施設を撤去した。犠牲になったのは大韓航空007だけだった。大韓航空007便は、冷戦期熾烈に展開されたミサイル防衛システムの競争の間に巻き込まれた犠牲者だと見ることもできる。

朴槿恵政府のサード配置決定を聞いて、大韓航空007便が浮かんできたのはそのためである。宗谷岬は北海道の北の端で、それを知らせる碑石があり、直ぐ側に「祈りの塔」がある。サード配置決定で国が騒々しいこの時期、この「祈り」について再び考える。1983年9月、大韓航空007便の撃墜事件で搭乗者269人全員が死亡し、遺体すら見つからなかった。祈りの塔は、かれらの冥福を祈る塔である。

韓国中でセウォル号の悲劇にショックを受けていた2014年4月25日、朴槿恵大統領とオバマ大統領は朝鮮半島と東北アジアの安定に衝撃を与える重大な決定を下した。「朴大統領の提案によって」戦時作戦統制権の転換時期を再論議することにし、その反対給付として「ミサイル防衛システムの相互運用性強化をはじめとする同盟の現代化」に合意したのだ。朴大統領は同時に「北韓の核、ミサイルの脅威対応の力量強化」を名分として提示した²³⁾。この合意は46次韓米安保協議会で具体的になった。韓・米国防長官は「条件に基づいた戦時作戦統制権の転換移行のための了解の覚書」に署名して、戦時作戦統制権の韓国への引渡しを延期すると同時に「包括的ミサイル対応作戦概念」を採択し、「北韓の核・WMD及び弾頭ミサイルの脅威に対する包括的な同盟能力を発展させるための持続的で緊密な協議」をすることに合意した²⁴⁾。2015年第47次韓米安保協議会は「北韓の核・WMD及び弾頭ミサイルの脅威に対する包括的な同盟能力を発展させるために、持続的に緊密に協議」するとの合意をそのまま繰り返した²⁵⁾。

2016年7月、韓米国防当局はサード配置の決定を発表し「北韓の核と大量殺傷兵器(WMD)、弾頭ミサイルの脅威」に対する防衛的措置だとし、こ

れを正当化した²⁶⁾。サード配置決定の政治的根拠が、47 次韓米安保協議会→46 次韓米安保協議会→2014 年韓米首脳会談へ遡るのである。これは 2014 年の首脳会談後の 12 月、韓・米・日が「北韓の核とミサイルの脅威に関する 3 者間情報共有約定」に署名したことでも確認することができる。

ミサイル防衛システムの歴史を検討する事で明らかのように、米・日・ロ・中は「鉾」と「盾」を置いて熾烈な競争を繰り広げている。朴槿恵政府はこの火花散る競争の場に、戦時作戦統制権の返納し、その代価としてミサイル防御という米国の「盾」を、先端で取り入れると言いついたのではないだろうか。そのお陰で、朝鮮半島全体が「大韓航空 007 便」の運命を繰り返すのではないだろうか、という憂慮は考えすぎなのだろうか。

「ソ連にだまされず、
米国の信じないで、
中国が出てきて、
日本は立ち上がるので、
朝鮮人は気をつけよ」

百年余り前、朝鮮半島で歌われていた童謡だ。欧州で 17 世紀のウェストファリア条約からはじめられた近代的主権国家概念が、朝鮮半島では未だに程遠いのだ。国家と民族は分断され、南側は主権を自ら返納し、その対価として強大国の戦略競争の火中の栗を拾いに飛びこんだ。北側は主権を過剰に行使し、強大国の戦略競争に口実を与えている。朝鮮半島での新しい百年は、近代的な主権概念を 21 世紀に合うように具現する知恵を要求している。このような知恵こそが、21 世紀を異なる百年に作りかえることができるのだ。その出発点を、百年前に歌っていた童謡から探さなければならないようだ。

9. 何をすべきか？

この童謡が示唆するように、最も重要なことは韓国の運命を他人に任せずに、主導権を行使することだ。政府も能動的に創造的な外交を展開しな

ければならず、市民社会も「ろうそくの力」を朝鮮半島と世界平和のろうそくに発展させなければならぬだろう。サード問題を平和的に解決できれば、この問題はむしろ朝鮮半島の戦争状態と東北アジアの緊張状態を解く鍵になるかもしれない。

サード配置問題は独立的な事案として分離し、短事案的に接近しては解決策を探すことができない。サードが米・中・ロ間の長期に渡る戦略的競争の一環ではあるが、少なくとも韓・米当局がサード配置を行う公式的な理由は、北の核ミサイルだ。韓国でサード問題を解くためには、北の核ミサイル問題を解決しなければならない理由が、ここにある。ところが、北の核ミサイル問題は、北と米国の間の敵対関係を解消しなければ、解決できない。そして、北・米関係は南北関係が改善されなければ、独自の解決できない。

結局、南北関係から出発するしかない。まさに、わたしたちの問題ではないのか。まさに、わたしたちが解決しなければならない問題ではないのか。しかし、今や南北問題は朝鮮半島だけの問題ではない。米・中・ロの戦略的競争と緊張が絡み合う問題だ。朝鮮半島から出発しなければ、何も解決できないが、世界を目指さなければ、究極的解決は不可能である。

このような解決は安保の概念を再定立することから出発できる。このような絶対安保の概念を換えようとするのは、北の軍事力に屈服しようというのではない。北の軍事力の前に韓国が無防備に露出されるということを意味するのでもない。ただ、朝鮮半島の秩序が相互抑止で規定されるという不便な現実を認めることだ。わたしたちが北の軍事力を脅威に感じたように、北も韓米当局の軍事力を脅威に感じるという相対性を認めるということだ。朝鮮半島で去る 60 余年間「戦争でもなく、平和でもない」状態が続いたことは、このような脅威の均衡が保ってきたことを、この不便で不安な歴史に、率直に向き合うことだ。さらに、念頭に置く事実は、韓米軍事当局が北に比べて優越な軍事力をもって、北を圧倒していることだ。

「脅威の均衡」で相互抑止が保たれていたという現実を認めれば、軍事的に解決策がないということが理解できる。韓国と米国が国防費を注いで、北の「脅威」を除去しようとするほど、北もかれらの「脅威」を除去する為に必死になるだろう。それで、いま急を要するのは「脅威」を除去するのではなく、「脅威の均衡」を安定的に管理することだ。そのためには、優先的に状況を悪化させる措置を中断しなければならない。サード及び標的の破壊などの導入及び開発を中断もしくは凍結しなければならない。このような兵器システム導入を推し進める「適応型抑止戦略」に対する全面的な再検討が、また必要だ。同時に、軍事ホットラインを復元させ、北の関係当局と幾つかのレベルでの対話と出会いをはじめなければならない。優先的に相互安保の一つの形態である軍備統制的措置が緊急なのだが、誰もここに感心を示さないということも、現在の状況の深刻性を反証している。

他方、軍備統制的措置は軍備縮小と繋がっていないなければならない。軍備統制だけでは「脅威の均衡」が永久化するためだ。「脅威の均衡」自体をなくすためには「脅威」を、どのように同時的、均衡的に縮小除去するのか、中期的課題として苦悩する必要がある。朝鮮半島の安保構造の特性を考慮するときの唯一の方法は、北の「核脅威」と米国の「核脅威」を同時的、均衡的に縮小除去することだろう。その制度としては、すでに「朝鮮半島の非核地帯化」が提示されている。また、これは「脅威の均衡」を再生産している政治的構造である停戦体制が終息されてこそ可能である。これまでは、6者会談の枠組みで非核化を優先的に推進し、平和体制と関係正常化が後回しされたとしたら、これからは非核化と平和体制を同時に推進する必要がある。または「脅威の均衡」の原因である戦争状態を優先的に終結させ、これを非核地帯化として継いでいく経路を模索してみることができる。2015年5月4日、国連で国内外の人士400余名が署名し発表した「朝鮮半島の平和と地球宣言」は、このような経路を促したという点で注目するに値する。

朝鮮半島での平和体制と非核地帯化は、コインの表裏だ。また、朝鮮半島での韓国の安保と北の安保は、コインの裏表だ。朝鮮半島の平和は共同安保を要求するだろう。

(翻訳：高正子)

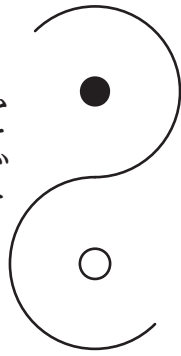
注

- 1) 1983年の大韓航空007便の撃墜事件が米・ソ軍備競争の産物である。結論で詳細に説明する。
- 2) 下の拙稿「サード、戻って来た旧韓末：「盾」と「槍」の国際政治」他の百年週間論評(2016.8.1)を修正補完したものであることを明らかにする。
- 3) “Strategic Arms Limitations Talks/Treaty (SALT) I and II,” Office of the Historian, Bureau of Public Affairs, United States Department of State. <https://history.state.gov/milestones/1969-1976/salt>
- 4) 前傾書。
- 5) 宋ビョンスン「ナト(NATO)、ロシアの軍事脅威を封鎖・対話並行戦略推進」聯合ニュース2016.5.20.
- 6) Amy Butler, “MDA Still Sees 2018 Deployment In Restructured SM-3 IIA Plan,” Aerospace Daily & Defense Report, Aug 7, 2012. 三菱重工業が米国のレイセオン社と共同開発しているこの迎撃ミサイルに、2012年まで日本側は米国側と同じ金額である15億ドルを投資した。この迎撃ミサイルは2015年12月と2016年10月にテスト発射をしたことで知られている。Schildt, Amanda. “U.S. Succeeds in Next Flight Test of Advanced Missile Defense Interceptor.” Raytheon Company, December 8, 2015.
- 7) 防衛装備移転三原則、平成26年4月1日 国家安全保障会議決定 閣議決定 <<http://www.mod.go.jp/j/publication/wp/wp2015/html/ns017000.html>>
- 8) ユ・シンモ「『サード』配置確定」中、30分で「断固たる反対」…ロ「取り戻すことができない結果招来」京郷新聞、2016.7.8.
- 9) サード配置を決定に対する中国外交部の声明、2016.7.8.
- 10) 李ジュンサム「習近平・プーチン、‘北核ミサイル戦略受容不可’…6者会談再開を促す」(総合) 聯合ニュース、2016.6.27. “China, Russia sign joint statement on strengthening global strategic stability,” Xinhua, June 26, 2016.
- 11) 朴マンウォン「中・ロ主導のSCOミサイル防御システム」は国際安保の脅威」毎日経済、2016.6.26.
- 12) この部分は拙稿「サードと朝鮮半島の軍備競争の質的転換：‘脅威の均衡’を壊して先制攻撃で？」『季刊創作と批評』2015年夏号を修正補完したものであることを明らかにする。

- 13) Dean A. Wilkening, "A Simple Model for Calculating Ballistic Missile Defense Effectiveness," *Science & Global Security*, Vol. 8, No. 2 (2000), pp. 183-215.
- 14) 金ホジュン「北、去る3月ノドンミサイル試験発射は迎撃回避の実験(総合)」聯合ニュース(2014.6.19)、2015年、劉承玖と金武星などの政治圏でサード必要論を提起したことも同じ理由だ。
- 15) 金ムソンはサード導入が必要な理由として「(北の核) 小型化の技術がどれほど発展したのか分からないが、小型化には時間が掛かるだろう」として、「結局、北韓が保有している核爆弾は大型であるが、低高度ミサイルに登載できず、高高度ミサイル搭載が有力である。約150kmの上空から迎撃できる防衛システムを整えなければならないことは基本常識」とであると主張した。
- 16) もちろん、通常は短距離である北極軌道を利用するけれども、弾頭が大気圏外の軌道に乗ることができれば、飛行距離は問題にならない。北極軌道を飛行できるICBMは、より遠い距離である南極軌道を飛行することも可能である。たぶんより現実的なシナリオは、北が銀河3号と類似している軌道でEMP弾を、米国上空で爆発させることである。北がこのような武器システムを開発しているという物証はないが、ジェームズ・ウルーシ前CIA局長などは、このシナリオに憂慮を表明したことがある。
- 17) サード迎撃ミサイルは終末段階で設計されたために、離陸段階で迎撃することは失敗する可能性が高い。ところが、ICBMは離陸段階で速度が最も遅く放物線を描きながら上昇するために、発射時点で300km飛行するのに200秒くらいかかり、この時点での高度が150km程度になる。北の発射場所によっては、韓国で迎撃を試みるゴールデンタイムがあるということだ。
- 18) 米国の科学アカデミーの報告書は、ミサイル推進段階で迎撃することは実効性がないという結論を下しながら、一つの例外を認めた。その例外の場合は、まさに北でハワイに向かってミサイルを発射する場合だ。Committee on an Assessment of Concepts and Systems for U.S. Boost-Phase Missile Defense in Comparison to Other Alternatives, *Making Sense of Ballistic Missile Defense: An Assessment of Concepts and Systems for U.S. Boost-Phase Missile Defense in Comparison to Other Alternatives* (Washington, DC: National Research Council of the National Academies, 2014), 51.
- 19) 米軍は今になって慌てて、サード砲台を米南部地方に集中して配置しようとしている。「南極軌道」を上程しなければ、理解しがたい措置だ。現在、テキサス州のダレスとルフキンにそれぞれ1台、サード砲台を運用中であり、2017年まではアラバマとフロリダ、カリフォルニア、アーカンソ州にそれぞれ1砲台ずつ、みんなで4砲台を追加配置し、米本土南部に6砲台を運用するという構想だ。徐東旭、呉セジュン、黄ボラム、李ヒヨンス、朴クワンボム、朴ソヨン「セヌリ‘サード’本格公論化・・・北核ミサイル‘盾’になるのか」『マネートゥデイ』、2015.4.1.
- 20) ただ、中国の憂慮が誇張されている面がある。例をあげ、中国の西側にある雲南省や青海省などに配置されたICBMは、韓国に配置されたレーダーでも監視が不可能である。他方、台湾海峡に対する監視は、すでにイージス艦などを利用して進められている。
- 21) Johnson, R. W. *Shootdown: Flight 007 and the American Connection*. New York, N.Y.: Penguin Books, 1987.
- 22) Foot, Paul. "The Scandal That Never Was." *London Review of Books* 8, no. 13 (July 24 1986): 3-5.
- 23) 韓米共同記者会見、青瓦台、2014.4.25.
- 24) 第46次SCM共同声明、2014.10.24.
- 25) 第47次韓米安保協議会共同声明、2014.11.2.
- 26) 金グイグン、李ジョンジン「韓米、朝鮮半島サード配置決定・・・」「ただ、北核ミサイル脅威にだけ運用(総合)」聯合ニュース、2016.7.8.

特集

「安保のために歴史を殺した」日韓関係をどう見るべきか



権赫泰（聖公会大学）

20分という限られた時間ですので、おもに日韓関係を中心に話をします。ロウソク集会に関しては、文先生が詳しくお話してくれましたので、日韓関係に絞って、関連するものだけを僕なりに整理します。

10年近く大変な時期を堪えながら、2016年の10月から約半年にかけて、ロウソク集会が行われました。その集会に一人の個人として参加して感じたことをロウソク集会の3つの特徴としてだしてみました。

一つは、日本語として適当な言葉が見つからないので、私なりの言葉で表現すると、憲法の枠、87年にできた憲法の枠組みに乗らなかった「耐え抜いた革命」という表現をしてみます。どういう意味かというと、去年の10月から今年5月まで毎週土曜日にあられだけ多くの人が集まっていながら、弾劾から大統領選まで、憲法に規定されている手続きにのっかったデモ集会に徹していた。見ていてこわいくらいの集団的忍耐力っていうのを感じました。いったいこれはどうやって可能になったんだろうかと。指導部ありませんし、個人個人として集まってきた人が中心になっているにもかかわらず、半年間、すごく「退屈な闘い」であったということを、どう解釈すればいいのかという問題が一つあります。

もう一つは、10年近くの保守政権への異議申し立ての問題。厳密には保守政権ではないと思います。つまり、韓国では文在寅政権の方がリベラル保守で朴槿恵政権はファシストか極右ですから、

保守という言い方にはあてはまらない。とにかく、これまでの極右政権の冷戦型路線への異議申し立てみたいなのが、ロウソク集会にはあった。

三つ目は、87年につくりあげた民主化運動の遺産というのがあって、87年体制のもと、特に金大中・盧武鉉政権の時につくられた民主的空間、その民主的空間のなかで培われた新しい世代の問題意識というのがロウソク集会に集結されたという感じがします。386世代にはみられなかったジェンダー的な感覚なりマイノリティや平和への感覚というのが、主に30-40代の女性を中心に集会に凝縮された。それがいわゆる「退屈な耐え抜いた革命」に結び付いたのではないかという気がします。

とにかく、このようなロウソク集会の特徴が文在寅政権の誕生につながっていくわけですが、したがって日韓関係においても文政権への期待が高まっていくのは当然です。それは、ご存知の抜き打ち的に発表された慰安婦「合意」の見直しか廃棄の話になってくる。慰安婦合意にとどまらず、これまで蓄積されてきた日韓関係の基本的な問題をこれからあたらしい政権がどう解決していくか、に対する関心や期待が高まっているということです。

私は、ここで、日韓関係の構造的制約性みたいなもの、すなわち経済学でよくつかっている「経路依存性（path dependence）」という概念をお借りして、日韓関係はいまのところ、この「経路依存的な隘路」からぬけだすことがなかなか難しいと

いう話をします。経路依存的な構造的制約性の具体的な事例を挙げれば、きりがありませんけど、とりあえず3つの領域、すなわち安保のレベル、経済のレベル、歴史のレベルのうち、特に安保のレベルから話をします。日本側からみた場合、常に安保の枠組みから朝鮮半島をどう位置づけるかが、日本のいわば対外政策の核心部にあたる。

時間があまりありませんので、短く簡単に申し上げますと、戦前までは朝鮮半島を日本の直接支配下におくという構造だったんです。戦後になってからはアメリカの世界戦略に日本が組み込まれる形でアメリカを頂点に置き、アメリカを経由して朝鮮半島を間接的にコントロールする形になる。それがいわゆる「戦後」体制で、1980年代後半までそういう構図だった。冷戦が解体された後は、基本的にアメリカの世界戦略に積極的に組み込まれながらも日本の軍事的・外交的プレゼンスを高める方向に変わってきている、ということです。

「戦後体制」の中では、1960年代の日韓協定以降、日本から韓国への経済援助が韓国の経済発展の資金基盤になったとすれば、その経済援助の費用というのは、この安保の構造的な枠組みを維持するためのコスト、すなわち安保コストみたいなものだったと思います。これを韓国から見れば、日本を軍事的に守っていることに対する費用、言い換えれば、韓国の軍事力販売への見返りみたいなものだった。この構図の中で日本には、いわゆる平和憲法体制が、韓国には反共独裁政権がそれぞれ出来上がった。すなわち、結果的には両者の間には非対称的な補完関係みたいなものが存在するということです。安保コストの分業的支払い構造です。個人的体験を申し上げますと、兵隊生活をやっている時にいつも疑問に思ったのは、一体私は誰から誰を守っているのかということだったんです。兵士の背後にある韓国資本主義を守るということはよくいわれる。しかしよく考えてみれば、それだけじゃない。その背後にある日本の平和憲法体制やアメリカなどを守っているのではないかと。したがってこの構図の中から出来上がった経済関係は韓国にとって一種の「人質」関係みたい

なもので、したがってアメリカを頂点とする安保体制から韓国が離れていくことは経済などの打撃になり、相当のリスクが伴う。経済面において日本との関係が深まれば深まるほど、その体制から抜け出すことはなかなか難しい。もちろん「人質」関係は、韓国資本主義にとって必ずしも損をしたという意味ではなくて、このような関係から韓国資本主義の基盤みたいなものが出来上がったという意味です。とにかくこういう形で作られたものがいわゆる「65年体制」で、この体制を安定的に維持するために歴史の被害者を韓国政府が物理的に抑圧し口を封じた。それが65年の日韓協定から始まった。いってみれば「65年体制」というのは歴史の被害者への物理的抑圧と東京裁判が結合された体制だった。

私は以前から「65年体制」を「安保のために歴史を殺した」という言い方で表現してきました。韓国の歴史関連の市民団体や被害者たちの声がなぜ1990年代に集中的に出てきたのかを考えれば、「65年体制」がどういうものだったのかが分かると思います。90年代以前には被爆者団体を除けばほとんどなかったです。民主化によって90年代以降につくられた開かれた民主空間の中で被害者たちが自分の声を出せるようになった。結局それまで被害者たちは、自分の声で自分の問題を語ることができなかった、できないように韓国政府が物理的に抑圧していたということです。ところが「65年体制」は90年代の民主化によって崩壊の危機におちいる。もちろん冷戦解体というものもあるんですが、基本的に90年以降の変化のきっかけは、韓国の民主化によってもたらされたと見るべきです。韓国の民主化は、安保と歴史という両面からみた場合、つぎのような動きにつながっていきます。

一つは民主政権が南北関係の改善にのりだす動きです。先程私は安保コストの分業的支払いという言い方をしましたが、韓国は「65年体制」のもとで世界資本主義の防波堤として戦闘基地の役割を強いられてきた。北と対敵する形で。韓国がその役割に疑問を呈しはじめたのが、民主化だった。それが南北関係の改善として現れた、ということ

です。

いま一つは、被害者たちの声が出てきました。それは「65年体制」、言い換えれば「安保のために歴史を殺した体制」へ異議を申し立てる声だったのです。

この二つの動きで「65年体制」は流動化していきます。流動化に対して、歴史の面では、ご存知のように、河野談話と村山談話が出てくる。河野談話（93年）や村山談話（95年）の核心は「謝罪外交」です。「昔は悪かった。ただ国家の責任は認めない」というのが「謝罪外交」です。また安保の面では、東北アジアという地域的な枠を強調する声が日本と韓国の内部で出る一方、日本では憲法改正論が沸騰してきます。いってみれば、南北関係の改善で軍事コストが日本に回帰してくる新たな状況に対する日本側の応答と見てもいいと思います。

したがって、このような新たな応答を「95年体制」といえるかどうかはともかくにして、これは、冷戦解体と韓国の民主化により崩壊寸前に陥った「65年体制」の立て直しあるいは延命を「謝罪外交」などによってとりはかろうとする試みだったと思います。

もちろんその背景には、小選挙区制の導入などに見られるような政治の不安定な状況（日本）や民主政権の維持（韓国）がありますが、ほかに経済関係の変化も当然無視できません。すなわち「65年体制」でできあがった経済の「人質効果」が半減していたということです。韓国が社会主義国家（中国と旧ソ連など）との国交樹立によって、とくに中国との経済関係が緊密になるにつれ、日本との経済関係の比重が前と比べ格段に低くなってくると、「65年体制」の「人質効果」が弱くなってきます。それだけでなく、97年の金融危機の影響も大きかった。いろんな解釈の仕方があるんですが、「65年体制」の下で経済面で日本を頼りにしていましたが、金融危機で日本に助けを求めても、助けてもらえないというのが分かってきた。つまり、経済の「人質効果」が前と比べて、低くなったということです。

もう一つ、1990年代において、「謝罪」に基づいた日本側の対応戦略は対韓関係においてのみ見られたわけではないということも大事です。日本国内の問題においても同様の対応策がみられる。例えば、三里塚成田空港の問題、薬害エイズ問題、水俣病問題においても日本政府は同じ時期に「謝罪」しています。またアイヌ文化振興法（97年）もこの時期なんです。いわゆる日本内の矛盾に対して、日本政府は「謝罪はする、ただ国家責任は認めない」という方針だった。村山談話というのは、もちろん国際的な問題ですが、対応の仕方においては、国内問題の対応の仕方と同様の特徴がみられたということです。

したがって安倍・朴槿恵政権というのは、「95年体制」でもって延命を図った「65年体制」の完全復元かあるいは更なる強化をねらっていたと見るべきです。2015年の12月の「慰安婦合意」というのは、「65年体制」の立て直し・延命を図った「95年体制」の完全否定にとどまらず、「安保のために歴史を殺す」「65年体制」への逆戻り、あるいはその永続化への試みだったと見るべきです。その長期的目標が「日米韓三角軍事同盟体制」の完成にあることはいうまでもありません。

よく日米韓の軍事同盟の話は耳にしますが、厳密には三国間の関係は多者同盟ではありません。アメリカを頂点にして、アメリカと日本、アメリカと韓国がそれぞれ垂直的に軍事協力関係を結んでいる形をとっております。日本と韓国の間に軍事的には「横のつながり」はありません。「横のつながり」の端緒の「日韓軍事情報保護協定」（GSOMIA）が結ばれたのが2016年11月です。李明博政権のときでも協定の締結を進めていましたが、頓挫しました。その理由は明らかになっておりませんが、安倍・朴槿恵政権の「慰安婦合意」（2015年12月）の1年後に「日韓軍事情報保護協定」が結ばれたことを見ると、「安保のために歴史を殺した」理由がはっきりしてくると思います。

したがって文在寅政権が登場してから、安保面では、日米韓の軍事同盟問題、それから歴史の面では「慰安婦合意」にそれぞれどういう方向性で

もって対応していくのが注目されています。ただ冒頭で申し上げましたように、経路依存性からぬけだすことはなかなか難しいと思います。もちろん、経済面での「人質」効果は低減しましたが、南北関係の硬化で安保面での「人質」効果が強まっているからです。

日韓関係というのは、朝鮮半島にとってすごく大事な問題であるんですが、だからといって日韓関係がほかの外交関係や南北関係と独立して存在しているとはいえません。私は、やっぱり南北関係とのかかわりで総合的に判断するのが大事であると思います。文政権が南北関係の改善にのりだすと、日韓関係においても何らかの変化の兆しが見えてくるのではないかと思います。南北関係の改善というのは、先程申し上げたように、「安保のために歴史を殺した」これまでの体制を支えた基本条件に変化をもたらす、ひとつのきっかけになりますし、また日米韓の三国軍事同盟の動きへのはじめにもなるからです。すなわち、南北関係がカギだと思います。これから文政権は歴史と安保の問題をきりはなす戦略をとらざるを得ないでしょう。「経路依存性」があるかぎり、短期的にはそうならざるを得ない。

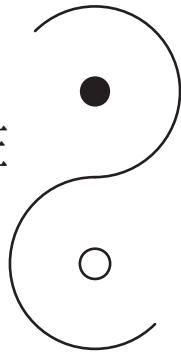
日韓関係とくに政府間関係が悪ければ、和解だとか未来だとかという言葉をおし立てて、無理して争点にふたをする場合がありますが、悪いなりのつきあい方、すなわち悪い関係をどうコントロールしていくのが大事であって、和解などの言い方で無理して「縫い合わせ」たりすると、その揺れ戻しが逆に問題を大きくします。65年も95年も2015年も同じ過ちを繰り返したと思います。

日韓関係の話になりますと、最後の所で、「政府間関係は悪いが、民間同士で交流を拡大していくと、必ず未来にいい関係になる」と、きまり文句のように結論として民間交流の重要性を強調したりします。ご存知のように韓国の海外旅行が自由になって、多くの韓国人が日本を訪問したりします。「韓流」の影響もあって韓国を訪れる日本人も80年代までと比べれば、格段に多くなっており、また市民団体の交流や連帯活動も多いです。

しかし、これだけ民間交流が拡大しているのに政府間関係は最悪の状態です。民間交流の拡大が両国関係の改善につながることを前提とした民間交流論はいまのところ成り立たないし、一種の「逃げの言葉」ではないかという気がします。むしろ、民間交流拡大という大きくてつかみどころがない、正体不明の言葉よりは、具体的な領域において、例えば軍縮モデルを作るとか、などを市民レベルで具体的に話を進めてもいい段階にきているのではないかと思います。

歴史清算の問題も市民交流の問題と深いかかわりを持っております。よく日本は歴史清算に主体的にとりくもうとしてこなかったという話を耳にしますが、私がいつも疑問に思ってるのは、なぜ日本の戦後が日本帝国主義の日本人被害者たちの復権や被害者の真相なり、あるいは補償、賠償に積極的でなかったのか、ということです。丸山真男は「無血革命」という言い方をしましたが、でも、「無血革命」だったとすれば、新しくうまれかわったとされる国家はそれ以前の体制で被害を被った人たちがどういう風に被害を被ったのか、その真相を明らかにし、被害者に対して適切な補償・賠償を全うすべきだったのに、実際には積極的に取り組んだ痕跡がほとんどみあたらない。もちろん1960年代に治安維持法の被害者を調査した団体が現れたり、横浜事件みたいに司法体系を通じて無罪を訴えた事例がなくはないですが、ご存知のように真相究明や賠償に至らなかった。また政府レベルでの調査もなかった。戦前の日本人被害者たちをどう位置づけるかっていうのは、先程言ったように歴史と安保の相関関係やその整合性を考える時にすごく大事な問題ですし、また朝鮮人や中国人らの被害者の問題を考えるときにおいても欠かせない重要な問題です。したがって今日の日韓関係を考える際、日本の「戦後」を、それを問うてこなかった時空間として受け止め、日本という国家の戦前からの「連続性」をしっかりと認識することが、すごく重要だと思います。以上です。

ろうそく革命と文在寅新政権



文京洙（立命館大学）

今紹介していただきました文京洙と申します。国際的に活躍されている徐載晶教授と、最近日韓関係では先鋭的な問題提起をされている、権赫泰教授をお招きして、その3人のうちの1人としてお話しできることを非常に光栄に思います。徐載晶教授は北朝鮮の核開発を中心とした国際関係から朝鮮半島の問題を論じられました。権赫泰教授は日韓関係という側面から文在寅新政権の課題について議論をされることになると思います。私の方は日本にいて逆ですけれども、つまり韓国からいらっしゃった先生から韓国の話を聞く方がいいのでしょうか、日本にいる立場をも踏まえて、そういう視点から今回の大統領選挙をめぐる韓国の状況ですとか、あるいは、文在寅新政権が直面している課題について、お話しできればと思っています。

要点だけ申しあげると、ここで私の申し上げたいことは一つです。

盧武鉉政権がほとんどレームダックになった2007年頃の政権末期からその後、李明博政権、朴槿恵政権と保守・右派の優勢な時代が10年余り続いているわけですが、これは一言でいうと「逆流の時代」だといえると思います。民主化だとか、進歩だとか、という面では全く逆に流れていて、かつての権威主義支配、これにともなう「権力型の腐敗」が支配する時代が続いてきたと思います。今回のろうそく革命は、この逆流の時代に終止符を打つ革命だったと思います。私のこのでの報告は、二度とそういう逆流の時代に戻らない

ようにするためにはどうすればいいのか、文在寅政権はそのためにどういう課題をもっているのか、という点を中心に、お話が出きればと思っています。

これは権赫泰先生のお話の中で出てくると思いますが、私たちが住んでいるこの日本は、まさに逆流の時代が続いているわけですね。日本の状況は本当に深刻だと思います。国会の衆参両院で、改憲保守勢力が3分の2以上を占めていますし、最近話題になっている「日本会議」、これは「国粋主義者」の集団だと一言で言っていると思いますが、その日本会議のメンバーが今の閣僚の70%を占めるといふ本当に深刻な状況だと思います。

要するに、私のここでお話しすることは、そういう日本みたいな国に韓国はならないようにするためには、どうすればいいかという話になると思います。

ろうそく革命の背景—FACT 連合

まず、ろうそくデモの状況ですが、1700万人が参加するという、街頭での抗議行動としては世界的にも異例の規模で、これによって去年の12月9日に国会で弾劾訴追案が可決されています。大統領弾劾訴追案が可決されて、憲法裁判所がこの訴追案を容認したのが3月10日、容認と同時に朴槿恵大統領が罷免されるという状況です。これは皆さんもご存知の状況ですが、そういうあ

る意味での革命がどういう背景で実現したのか、ということについていくつか挙げてみたいと思います。

もちろん一番直接の契機になるのは、「崔順実ゲート」だと思います。いわゆる「秘線実勢」＝「陰の実力者」と訳していいかどうか分かりませんが、秘線実勢の側近たちが国政を私物化したということです。「국정농단（国政壟断）」という言葉もこの間相当使われましたが、これが直接の契機になっています。今、朴槿恵さんの裁判は週に4回ぐらいのペースで、13の嫌疑で続いて彼・彼女たちがどれだけひどいことをしてきたのか、次々と暴露されています。

それから、「ヘル朝鮮」という言葉に象徴されるような現在の韓国の状況については、皆さんもいろいろご存知でしょうから、ここでは詳しく述べません。

さらに今回のろうそく革命の背景として特に注目して強調したいのは、マスコミのいわゆる「Fact 連合」が成立したことです。Fact 連合というのは、「朝鮮日報」と、朝鮮日報が持っている「TV 朝鮮」というテレビ会社と、それから、「ハンギョレ新聞」ですね。皆さんご存知かと思いますが、「JTBC」、これも韓国では「총편（チョンピョン）」と言われますけれども、総合編成チャンネルとして中央日報系列です。いわゆる「極右」と言われていた朝鮮日報と、ハンギョレという「進歩」が、イデオロギーを超えて事実報道に基づく連携がありました。

韓国の保守政権というのは、「保守政治」、「保守言論」と「財閥」という「三角同盟」から成り立っているわけですね。この fact 連合とはどういうことを意味するかというと、その三角同盟に亀裂が入ったと言えると思います。これをもう少し詳しく説明しますと、朴槿恵政権が三角同盟の相方の一つである保守言論について、自分たちの対等なパートナーとして全然認めませんでした。お父さんの朴正熙が育てた家来のような扱いで、蔑ろにしました。それに対する反撃があって、ご存知の方もいらっしゃると思いますが、昨年の崔順実ゲートについて最初に報道をしたのは朝鮮日報です。保守系の朝鮮日報と TV 朝鮮が報道をしてい

ます。これに対して、朴槿恵政権が懲罰的な反撃をします。税務調査や収賄や供応疑惑で朝鮮日報を締め上げて、これに朝鮮日報は沈黙してしまいました。

そこに、ハンギョレ新聞が介入をして、ハンギョレ新聞はむしろ朝鮮日報のこの間の報道姿勢や実績について、非常に卓越したものと称えます。例えば、「自分たちが崔順実ゲートを調べようと思うと、朝鮮日報が既に全部調べていた」と、さらに朝鮮日報の社長の記者魂を持ち上げて、ハンギョレの紙面に朝鮮日報の社長に宛てた手紙を書いて、「一緒にやりましょう」ということで、連携を呼びかけます。

これに対して朝鮮日報は直接的な返事はしませんでした。その後明らかに連携が成立したわけです。例えば、朝鮮日報の記事にハンギョレの記事が引用されたり、ハンギョレの記事に朝鮮日報の記事が引用されたりします。そこに JTBC が、崔順実の使っていたタブレットを発見して、そのゲートの内実について暴露します。これが10月20日ぐらいだったと思いますが、その後はこの3つの報道機関がタッグを組みながら、崔順実ゲートを暴いていきます。そこに SNS の爆発的な広がりがあって、ろうそくデモに繋がっていく経過だったと思います。

その経過を少し踏み込んで解釈すると、朴槿恵に代表されるような「権力型の右翼」と、民主化以後に市民社会の中で一定の競争力、自立的な競争力を持ちつつある「市民社会型の右翼」の分裂があって、今回の事態に至ったんじゃないかと思います。権力型の右翼、「権力依存型の右翼」と言い換えてもいいかも知れませんが、その右翼勢力は今回壊滅的な打撃を受けたと言っていいと思います。さらに、新政権はその権力型の右翼の腐敗に対していわゆる「積弊の清算」を掲げ検察ですとか、あるいは国家情報院の改革を通じて、権力型の右翼の「息の根を止める」ような改革を断行しています。

ついでに申し上げますと、今週の月曜日に、NHKのBSで「国際報道」という番組がありました。そ

こで今の文在寅政権の政策について紹介しているんですけども、これはひどい紹介の仕方です。要するに、「文在寅政権が保守に対して復讐している」と。復讐して、国論を分断させているといった言い方で報道しています。かなりひどい報道で、「積弊」、要するに積もり積もった腐敗を清算するということで、検察改革とか、国家情報院の改革をやっているわけで、基本的には韓国の民主化をいかに進めるか、いかにしっかり民主主義が根付いた国にしていくかという政策なわけです。こいう政策について、「これは報復だ」、あるいは「国論を分断させる」という報道、こいう見方しかNHKができなくなっています。ちなみにということで紹介しましたが、今の日本の状況を象徴しているのではないかと思います。

脱中心の革命

今回の事態の意義ということかというと、これは参与連帯の協同事務処長の言っていたことの受け売りですが、これまでの1960年の「4.19革命」、それから1980年の「光州事件」、それから1987年の「6月民主抗争」と幾多の民主化運動があったわけですけども、皆「未完の革命」に終わっているわけです。つまり、政権は変わるけれども、それまでと同じような保守派が政権を継いでいくということが繰り返されてきたわけです。しかし、今回は民主政権への交代が実現したという、その意味で「革命」という言葉が使われたり、あるいは「完成した革命」という言葉が使われているとご理解いただければと思います。

今回の「ろうそく革命」は、大統領の退陣、つまりその意味での「革命」を標榜する抗議行動といえますが、ろうそく革命に参加した人々の思いはさまざまです。進学や就職をめぐる堪えがたい競争圧力や就職難に苦しむ青少年たち、年俸制や成果給の導入に反対する労働者、トラクターの隊列を組んで地方からはせ参じた農民たち、セウォル号事件の犠牲者遺族、LGBTなどの性的マ

イノリティ、文体部（文化体育観光部）の作成した「ブラックリスト」によって活動に制約を受けた芸能人や文化人たち、トップダウンの大学改革に抵抗する梨花女子大生などの大学生たち、教科書の国定化に反対する中高の生徒・教師・父母たち、さらに今回のろうそくデモでは家族連れや友達同士に加えて一人参加の市民たちも目立ち、“ホンチャムラー혼참리（一人でデモに参加する人の意味）”という流行語さえ生むほどでした。

こうして、韓国社会に充満していた人々の多様な不満や怒りが、テレビや新聞といったオーソドックスで垂直的な情報伝達とSNSというネットワーク型の水平的な情報拡散が響き合いながら、政権批判の大きなうねりとなったというのが今回のろうそく革命の実態です。そこには従来の社会運動が自明の前提としてきたような中心は存在しません。いわばそれは、現代のグローバリゼーションと情報通信革命を前提とした脱中心的なネットワーク型の運動であったといえます。

大統領選挙と進歩派の分裂

そういう中で、大統領選挙が実施されて、今回5人の候補が立ちました。1987年の新憲法の下でのこれまでの韓国大統領選挙は、大体保守対革新の対決でした。1987年の大統領選挙については、4人の候補が立ちましたが、その後は大体2人の一騎打ちでした。今回は5人の候補が立って、選挙結果については、文在寅候補が大差をつけて当選をしています。560万票ぐらい、これは1987年以降の大統領選挙で最大の票差です。李明博と鄭東泳候補が競った2007年大統領選挙でもかなりの差がつけましたがそれでも530万ぐらいですので、今回はそれ以上大きな差をつけています。ただし、文在寅候補の得票率は41.1%で過半数を得ていません

それでも、いわゆる政権交代を求めた勢力が、3勢力です。今回でいうと、「共に民主党」と、「国民の党」と「正義党」、この3つの勢力です。この

3つの勢力を合わせると、70% 近くの得票を得て、民主勢力が圧倒的に勝利しているといえます。地域別の得票についてもいろいろ特徴が指摘できると思いますが、時間がありませんので、省略します。

今回の選挙で私が最も注目をしているのはやはり世代のことで、す。前の選挙と今回の選挙の50歳代の投票について注目したいと思います。2012年の大統領選挙での50代、これは韓国では「386世代」とか「486世代」という言い方がされていますけれども、50代というのは広く言うと、戦後の世代です。それから今回の大統領選挙は5年経っていますから少し時代がずれていますけれども、大体前の選挙も今回の選挙も大きく言うと朝鮮戦争以後の世代です。これは386世代もちろんそうですけれども、概ね非常に改革的なマインドを持っている世代だといっていると思います。逆に言うと、一番悩み多き世代です。子供の教育とか、親の面倒とか、自身の定年・老後の問題で一番悩み多き世代で人口的にも大きい世代です。この世代の投票がどうなるかというのが非常に注目されますが、2012年の投票を見ていただくと、文在寅さんが37.4%しか取っていません。60代、70代は圧倒的に保守なので致し方がないのですが、本来改革的である50代の支持を得られていません。そこには「進歩勢力の分裂」という事態がうかがえます。今回の選挙では保守も進歩も分裂をしているんです。保守も先ほど述べたように権力型保守と市場型の保守（合理的な保守といってもいいかもしれない）の分裂があるし、進歩の方も、韓国で話を聞くと、いわゆる「노파（ノパ）」（盧武鉉派）に対する恨み辛みを言う人によく出くわします。進歩勢力の中でもこの盧派への批判が根強く、「文在寅が就くんだったらむしろ朴槿恵がいい」といって土壇場で朴槿恵に投票した50代の有権者が多かったようです。それが前回の選挙で文在寅が敗北した最大の原因と言えますし、19代選挙についても50代で文在寅さんは36.9%しか取っていません。26.8%、これは安哲秀さんが取っていますけれども、安哲秀さんの票というのは、進歩勢

力のなかの「非盧派」といえますので、やはり今回の選挙でも進歩派の分裂が大きな影を落としたといえると思います。

文在寅政権の課題

そういう背景や大統領選挙の経緯などを踏まえて文在寅政権の課題を考えると、まず、何よりも権力型腐敗の中で積み上げられてきた積弊を清算しなければならない。このことについては、検察改革だとか、あるいは国情院改革を今どんどん進めているところです。

先ほどは、50代の投票行動について紹介しましたが、民主勢力の間にも亀裂があります。その亀裂をどう克服していくのか。これは一言でいうと、文在寅さん自身も言っていますが、「盧派」といわれる狭い政治基盤から脱皮してより広範な政治連合を形成していくことが大事だと思います。

韓国で「촛불민심」（ろうそく民心）という言い方がされますけれども、ろうそく革命というのはすでに述べたように脱中心の革命ですし、「どういう社会にしていくなか」という具体的な代案がそこに示されたわけではありません。「社会的な公正」だとか、あるいは常識がちゃんと守られるような社会にしていほしい」というのが、촛불민심だと思います。そういう意味でも広範な政治連合を掘り所に少なくとも社会が権威主義体制に逆行しないようにするというのが大切だと思います。

これに加えて私は、自治体・地域社会の次元での民主主義の基盤をうち固めて行くことが重要だと思います。2014年に統一地方選挙がありました。その統一地方選挙で、広域自治体（道と広域市）では、既に進歩派が首長が8人、保守が7人なわけですね。すでに半分以上進歩派です。これをとにかく確保しなければならないです。来年に統一地方選挙がありますが、これは文在寅政権の中間評価の意味もあるので決定的に重要だと思います。自治体が今は進歩派が一つだけ上回っているけれども、戦略的には例えば釜山ですね。釜山は今回

の大統領選挙では進歩派が過半数を得ていて、この流れを維持すれば勝てるんですね。前の統一地方選挙では僅かな差で負けています。確か得票率49%対51%くらいの差で負けています。だから、釜山、いわゆる保守の牙城と言われている嶺南のいくつかの道や広域市で、ぜひ進歩派が勝って、文在寅政権の基盤を本当に強固にしていくというこ

とが、来年の統一選挙で問われているということです。地道な代案に過ぎないかも知りませんが、当面の文在寅政権の課題としてはそういう点があるのではないかと思います。

はなはだまとまらない話で恐縮ですが、私からの問題提起は以上です。

고맙습니다.

研究ノート

戦後宇治市の地域新聞にみる在日像の変遷過程 —不法占拠地区への空間的黙認はいかに続いたか—

全ウンフィ（大阪市立大学都市文化研究センター研究員／
立命館大学コリア研究センター客員研究員）

キーワード：不法占拠地区、ウトロ地区、在日像、
在日の権利運動、宇治市、地域新聞

Key words : Utoro district, ethnic representations of
Zainichi, Local newspaper, Squatter area in Japan, Uji
city

1. 問題の所在

2008年12月、日本の国土交通省・京都府・宇治市の三者は、ウトロ地区住環境改善検討協議会の発足を発表した。ウトロ地区は、京都府宇治市の西南部に所在する、在日コリアン（以下、在日）¹⁾の集住地区である。当時約60世帯200人が暮らしていた〔斎藤、2010〕。協議会の発足は、戦時期に形成され、1989年以後に地権者による立ち退き裁判に巻き込まれた当地区の「不法占拠」問題に対する初めての行政的介入であった。協議会は、地区住民の「不法占拠」状態に対し、同年の11月、韓国国会予算委員会によるウトロ地区土地買収支援金の支出決定を受け、住民側の買収予定地を中心とする住環境整備事業の実施を見込んでいた。

協議会の発足そのものは、国連社会規約委員会の勧告（2001年8月）や韓国民団と朝鮮総連の請願（2005年）、そして韓国政府の支援決定に対する日本政府の対応であった。このような国際的輿論²⁾の形成は、居住の権利の侵害状況に対する住民の存在と、日韓の市民社会の運動に支えられて

いた〔유영국、2009；斎藤、2010〕。

このような在日当事者による地域ベースの生活の権利運動（以下、在日の権利運動）は、民族や国家中心の政治から、インターナショナルな価値観を共有する市民権の政治への移行として評価できる〔Tsutsui and Shin、2008〕。「高度成長期に人格形成を果たした在日の戦後世代が、就職、結婚、子育てといった、生活者として地域社会の現実に向き合い始めた」〔文京洙、2013: 98〕1970年代に現れた、前時代とは区別される動きである。こうした考え方を踏まえると、ウトロ地区の居住権運動は在日の権利運動の一例として把握できる。

しかし、協議会発足の経緯は、在日の権利運動という枠組みだけでは、ウトロ地区の運動が十分に捉えられないことを示している。まず、時期の問題である。1980年代後半に始まり、2000年代に解決段階に入ったウトロ地区の居住権運動は、在日の権利運動とは時期が異なっている。次に、担い手の差異もある。ウトロ地区の居住権運動は、地域における在日の権利運動でもあるが、市民運動としての側面も無視できない。それは、1960年代後半以後の様々な権利運動に影響を受け、地域でそのような活動を実践した日本人、つまり市民によって始まった市民の運動でもあった〔全ウンフィ、2018〕。とすれば、在日の権利運動のあり様も地域によって差異があったのではないか。

このような差異について、本稿では「地域」と「地区」を区別して考えたい。ここで地域とは、中心から周辺へ国家の構造に不均等に置かれなが

ら、固有の制度や経済、地域社会からなる、空間の枠組みを指す。特にマイノリティの生活の権利保障において地域は、それによって受け入れの程度が相違する、権利運動の重要な条件を成す。地区は、地域より小規模で、地域の一部を構成しながら、特定の差異に基づく区域とする。集住地域と集住地区も、このようなスケールの違いによって区別する。

本稿では、不法占拠地区が残存し、居住権運動に至るまでを地域との関係に焦点を合わせて分析する。それにより、その多くが都市の集住地域（エスニック・タウン）を中心に議論されている在日や在日の権利運動に対して、その展開は地域によって多様であったことを提示する。対象地域のウトロ地区は、その多様性の一端を提示することができる事例である。

2. 在日不法占拠地区をめぐる地域とメディア表象

ウトロ地区の大きな特徴の一つは、「不法占拠」に由来する点にある。不法占拠、もしくは不法占拠バラックとは、河川敷や工業地帯、高架下、旧軍事施設など「国、地方自治体、民間企業、民間人が所有する土地を「不法」に占拠して建てたとされる仮小屋（バラック）」〔島村、2010b: 373〕を指す。それが集落化したエリアを、本稿では不法占拠地区（地域）とする。不法占拠地区に関する研究は、外部とは異なった顕著な住み分けがみられる、特有の空間的特徴に着目している。

それは、戦後復興期当時の不良住宅地区〔住田、1968〕や、1970年代後半以後の在日集住地域に関する研究〔鄭大均、1978；樋口、1983；三輪、1983〕の一部として始まり、近年では、各地区における包括的な分析が行われている。その大よその特徴は、河川敷や被差別部落、基盤施設の近隣などの境界における、住居に適しない場所に立地する都市下層の居住地として〔河明生、1997；山本、2012〕、特定の職業的特徴を有する在日の混住／集住がみ

られるといった社会空間的な性格である〔島村、2010a；本岡、2015〕。ここにもう一点を加えると、地域社会、時には近隣の集住地区からも孤立し〔鄭大均、前掲；島村、前掲〕、住民からの組織化が難しいことである〔三浦、2006〕。金菱〔2008: 45－48〕は、このような住み分けを、国民国家の法的システムにおける、民族的かつ社会的剥奪の構造に置かれた人々の場所として提示した。

一方、このような研究群では、次の部分は積極的に論じられてこなかった。まず、戦後の在日における不法占拠地区の位置づけである。地区や地区住民の形成や存続において、在日であることが社会的制約として強い影響を与えたことが浮き彫りにされた。ただし、その注目は、主に日本社会との対比としての側面が強調されている。しかし、不法占拠地区は、在日のなかでも特徴的な位置を占めている。それは、いまではそのほとんどが撤去・解体されていることや、さらに、1章で指摘した通り、1980年代以後、自治体による集団移転や住環境改善事業が実施された少数の例において、在日の権利運動に関する従来の議論との差異がみられることから明らかである³⁾。

次に、そのことに関連して、不法占拠地区の居住権運動における地域の扱いの問題である。この点は、不法占拠地区が「不法占拠」とされた経緯をまず理解する必要がある。不法占拠という用語自体は、戦後復興期に登場した。戦災や引揚者の帰国などによる戦後直後の住宅難を背景に、都市内部に急増した「戦後スラム」、つまり不良住宅地区に対して、その非合法性を根拠としたクリアランスが進んだ。それは、各地域によっては都市美観や衛生問題などの都市共同体の論理が掲げられながら、「公的資金で改善、改良されることはほとんどなく、民間住宅市場内で」行われた〔水内、2004: 37〕。つまり、不法占拠は災害時における貧困層の自助努力の結果として黙認されていた行為に対して、復興期以後に後付けされた都市開発の論理であったと言える〔本岡、前掲〕。

これに対し、不法占拠地区の居住権運動においては、地域という変数こそが重要であることが、事

例研究の積み重ねから明らかになっている。不法占拠地区における居住の権利は、各地域での住民運動をもって獲得されたものであり、その適用も各々の地域に委ねられた。公的改良の法制化が被差別部落において主張・確保され、在日住民の場合は、大阪市と川崎市で初めて公営住宅入居法が改正された1975年以後に適用可能となった。居住権運動が、在日による生活の権利運動として進められた成果である。

一方、ここで看過されやすい重要な事実、その運動にみられる地域差である。大阪や川崎のような混住的な都市社会の集住地域と⁴⁾、局地的な住み分けに特徴づけられる不法占拠地区は、民族という属性では共通しているが、その地域的な条件は決して同一ではない。実際、被差別部落における居住権運動について、水内〔前掲：41〕は、「戦前からの運動の蓄積と、組織の伝統や、すぐれた指導者の存在」が重要であったと評価し、本岡〔2016〕は、1960年代に集団移転を実現した希少な事例に関して、地区近隣の在日集住地域の存在と、リーダーの役割を指摘した。言い換えると、居住権運動において、地区の立地する地域との関係が、運動の重要な成立要因として想定されるということである。このような観点からすると、不法占拠地区の居住権運動を把握するためには、当事者のみならず、連帯や市民権の政治の度合いなど、日本人社会を含めた地域との関係を考慮する必要がある⁵⁾。しかし、在日やその権利運動における差異を形付ける環境的条件として、地域との関係に注目した研究はまだ少ない。

以上の2点を踏まえて、本稿では、不法占拠地区の居住権運動以前に焦点を当てる。具体的には、ウトロ地区を事例に、居住権運動が起こるまでの地域との関係を、在日の権利運動の大きな流れと比較しながら、その地域差を明らかにする。

分析には、地域新聞を主な資料として用いる。地域新聞は、地域単位の在日の定着や生活像、地域政治への参加の動向が時系列に把握できる資料として有効であり、特に、行政資料が乏しいケースを検討する際に適した資料である⁶⁾。不法占拠地

区の多くが小規模で住所関係が不明確であり、移転・解体が頻繁だったことを踏まえると、地域新聞は有用な資料となる。

さらに、地域新聞における在日や不法占拠地区に関する報道は、単なる情報ではない。エスニシティやその集住地域に関する報道は、特定の立場（主に非当事者）によって生産される知識として、ホスト社会の支配的な認識や規範を反映・強化する特定の集団、場所のイメージを再／生産するメディア表象として意味をもつ⁷⁾。特に不法占拠地区をめぐるのは、「不法占拠＝無断居住（に加えて無断侵入）、犯罪、暴力、非行などの空間的偏在」〔水内、前掲：51〕とみなす排他的な地理的表象が、1950年代前後の都市政策の推進過程において広がっていた。そのような地区が中心部からクリアランスされた結果、さらなる住み分けが発生し、それがまた負のまなざしを強化させる条件となった〔本岡、2007〕。つまり、当時の新聞は、在日と不法占拠の二重の排他的表象〔金菱、2008〕の政治的な使用が窺える資料でもある。

一方、それは、本国の変化や当事者運動などを通して対抗言説がみられる資料でもある〔阿部、1997〕。なかでも江口〔2003〕の分析は、その地域との関係を考慮したものとして示唆に富む。江口は、戦前から2000年までの京都新聞における在日関連記事の変化を通時的に検討した。その最大の特徴は、戦前の新聞記事を通して生産された植民地的な朝鮮像〔山中、1993〕から、1970年代以後の植民地化に対する反省やマイノリティ当事者の語りの増加といった変化を、在日集住地域が多く、1960年代後半以後、在日の権利運動が活発に展開された京都地域の地域性に見出している点である。本稿ではさらに、江口の分析を、ウトロ地区と京都市内の都市的集住地域との権利運動に関する地域的差異について、京都府圏下のなかでより精巧に比較できる資料として用いる。

ウトロ地区やその周辺地域の分析には、京都府宇治市で創刊された地域新聞、『洛南タイムス』を使用する。当紙は1946年12月、共産党系青年団体のフリーペーパーとして始まった。占領期に発

行停止処分を2回受けるなど、左翼系のメディアとして政治色の強い新聞であったが[『洛南タイムス』1966年7月17日]⁸⁾、都市化以後は市政中心の地域新聞に移行し、現在は京都市南部の代表的な日刊紙である。この点から、戦後直後からの地域における自治的政治と近年の総合的傾向、そして何よりもウトロ地区のような小さいエリアの動向を把握できる資料である⁹⁾。現在の発行エリアは宇治市周辺の6市町である。

ただし、本稿では発行エリア全域ではなく、当紙が創刊され、ウトロ地区が位置する宇治市を「地域」と限定し、宇治市における在日関連記事の在日像を分析する。以下、3章では、宇治市の在日分布とウトロ地区の位置づけを概観した後、調査内容について言及し、居住権運動以前を分析内容として定める。4章と5章では、その詳細を、江口の研究と比較検討する。具体的には、戦後から1965年と、1966年から1980年代半ばに分けて分析する。

3. 調査の背景と概要

(1) 背景：宇治市の在日の分布とウトロ地区

ウトロ地区は、京都市南部に隣接する宇治市の西南側の境界地域に位置する。宇治市は、人口約19万人と、京都府では人口規模の大きい都市である。従来は農村地域であったが、1951年に市制が始まり、高度成長期の京阪神都市圏のスプロールの影響で、宅地と中小規模の工場地帯の造成を伴う郊外都市化が進んだ。近代初期の都市基盤施設整備期に朝鮮人が流入し、1930年代には市内の集住地区に対して協和会が設置された[千本、1988]。このため、京都市ほどではないが、オールドカマーの集住がみられる地域である。

2015年現在、宇治市の韓国・朝鮮籍の割合は約0.6%（京都市約1.6%、全国平均約0.3%）である。その数値は1990年代以後年々減少しているが、在留外国人のなかでは依然として最も高い。中国籍が最も多い近年の傾向を考慮すると、オールドカ

マー人口の定着および高齢化、同化などの進んだ状況が窺える¹⁰⁾。

宇治市の戦後の集住地区として知られているのは、ウトロ地区である。ウトロ地区の由来は、戦時期の京都府の国策事業として日本国際航空工業株式会社（以下、日国）が実行した、京都飛行場などの建設計画で、雇われた朝鮮人臨時職労働者の仮設宿舎（飯場）である。敗戦直後、事業が中止され失業した朝鮮人労働者およびその親族の一部がそこに残留し、集住が始まった。当時は、朝鮮の地域支部が結成されるなど¹¹⁾、地域の中心的な集住地区としての役割を果たしていたが[斎藤、2010]、それ以後は、他の不法占拠地区と同様に地域内で孤立した、固有の生活世界として存続した[金基淑、2000；이정은、2011]¹²⁾。そもそもウトロ地区は、宇治市の韓国・朝鮮籍人口の約1割に過ぎない小規模のまちで、無職や建設業従事者、生保受給者の多さに代表される、いわゆる貧困地域でもある[龍谷大学同和問題研究委員会、2006]。なぜウトロ地区が、全国を超えて、国際的に知られるようになったのであろうか。

ウトロ地区が知られた理由は、居住権運動にある。その居住権運動には、1986年と1989年という2つの契機がある。前者は、市民有志による水道敷設運動を指し、後者が「土地問題」と呼ばれる、住民の立ち退き裁判への提訴を指している。特に後者の「土地問題」に関しては、市民中心の支援団体が前者の市民有志を基盤に結成され、その支援団体と住民が連帯する形で居住権運動が始まった。この運動の展開および成果が、冒頭に述べた国際的な支援である。

このように、宇治市では、在日人口が比較的多いにもかかわらず、戦後一特にベッドタウン化が進んだ高度成長期一の集住地域として注目が集まることはなかった。しかし、不法占拠地区という例外的空間が残存し、1980年代半ば以後の居住権運動を通して社会的に認知されるようになっていったと言える。

(2) 調査概要と『洛南タイムス』の全体的傾向

本稿で用いる資料は宇治市の地域新聞『洛南タイムス』における在日関連記事である。筆者は2010年8月18日から11月19日にかけて、当紙の本社で収集作業を行った。それ以後は資料を補充する形で、創刊号から2010年までの在日関連記事を集めた。在日関連記事とは、在日や韓国、朝鮮、ウトロ、そして朝鮮ルーツの人名が言及され、それが在日像に影響を与える記事を言う。記事リスト全体は全ウンフィ〔2015〕で公開している¹³⁾。

本格的な分析に入る前に、集計から記事の全体的傾向をみておこう。集めた記事は見出しをリストアップし、大きく3つの項目を想定して分類し、集計した。それは、エリア、記事の種類、掲載時期である。記事の種類や掲載時期に関しては、江口との比較を意識して分類した。本調査ではエリアという項目を新たに追加した。

エリア別分類を設けた理由は、在日関連記事とウトロ関連記事を区別するためである。記事が

扱っている出来事が発生したエリアを、スケールによって「国際」「国家」（地域より上位スケール）「周辺地域」（地域内でウトロ外）「ウトロ」（地域内でウトロ内）のように分類した。その分類基準と簡単な集計結果を示したのが表1である。

「区分1」はエリアである。ただし、国家スケールに関しては「区分2」に含めた。「区分1」では、「ウトロ」が438件（83.9%）「周辺地域」が77件（14.8%）となっており、ほとんどが地域内（ウトロ、周辺地域）での在日の出来事を扱っていることがわかる。国際的な事件は「国際・情勢」に区別したが、7件で全体の1%のみであった。エリア別分類の結果は、当紙の在日関連記事のほとんどが地域内での出来事を扱っていることを示す。

「区分2」は記事の種類別分類である。「区分2」では、「区分1」の地域内の出来事に該当する記事を、その内容によって「国家・政策」「社会」「文化」に分類したものを示した。「社会」はそれぞれの内容によって①～⑥に分類した。さらに、「区分2」それぞれの項目の内容に関しては「区分3」で

表1 記事の区分及び記事数の集計

	区分1	区分2	区分3	計(件)
在日・ウトロ関連記事	ウトロ ／ 周辺地域	国家・政策	ナショナル・スケール、外国人証・国保・帰国事業など、在日政策関連記事	33
		社会	①違法 犯罪、治安維持	33
			②生活環境 水問題、火災	19
			③民族政治 民族団体と関連する出来事	30
			④土地問題 裁判 土地問題・水道問題の裁判記事 (居住権運動) 情報 新聞社提供の情報性／特集記事	279
			運動 ウトロから発信した催し、行政請願・要望	
			国際社会 国際市民社会におけるアピールや連帯	
			韓国 韓国市民社会との連帯	
			政治 市・府議会、国家レベルにおける議論	
		文化	⑤その他 出来事、秘話、人物、事件事故	21
			⑥地域自治 連帯、自治（地域市民団体、自治組織活動）	64
	国際・情勢	インターナショナル・スケール。米軍、金大中拉致事件、北朝鮮拉致問題など韓国・北朝鮮関連記事		7
合計				522

資料：『洛南タイムス』（1946～2010年）より筆者作成。

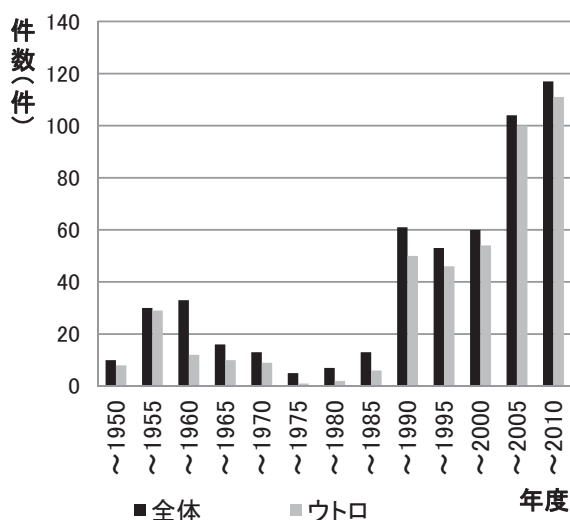


図1 在日・ウトロ関連記事の時代別推移
(戦後～2010年)

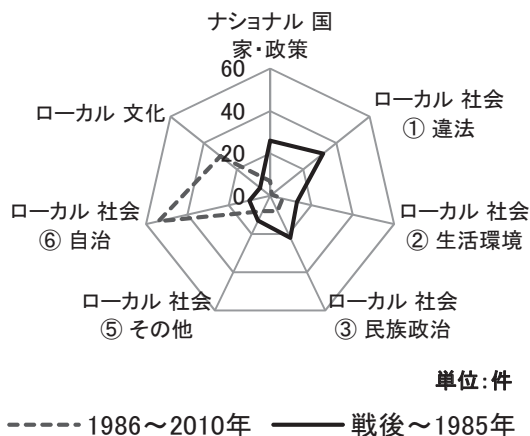


図2 在日・ウトロ関連記事の内容分布
(居住権運動前後)

※資料：『洛南タイムス』（1946～2010年）より筆者作成。

示したとおりである。なかでも、④「土地問題」は計279件と、全体記事の約53%を占めた。④「土地問題」の「区分3」の内容からは、ウトロ地区の居住権運動が、全国、国際的な連帯運動として、地域を越えて展開され、全国・国際的なイシューとなったことが垣間見れる。その話題性は、居住権運動以後（1986～）の記事のなかで、土地問題に分類される記事が91%を占めたことから窺うことができる¹⁴⁾。

このように、ウトロ地区、とりわけ居住権運動が、地域の在日に関する大きな出来事として報道されていたことが、エリア別、種類別分類の違いから示された。特に居住権運動以後は、在日関連記事のほとんどがウトロ地区に集中していた。これだけを見ると、ウトロ地区が居住権運動以後にメディアから注目されるようになったように捉えられる。その時代別、内容的側面を次の図1と図2をみながら、より詳しく検討しよう。

図1では、「区分1」（エリア）の項目を用いて5年ごとの変化を示した。図1をみると、前述したように、ウトロ関連記事が在日関連記事の多数を

占めていることがわかる。そのうえで目立つのが、居住権運動以後の激増である。この激増は、居住権運動以前までの記事数の減少傾向とは画然とした差異を示している。そのような差異は、量的のみならず、記事の扱う内容的変化も伴っていた。

図2では、居住権運動前後の「区分1」（記事の種類）の変化を表している。図2をみると、「1986～2010年」の項目（点線）が「文化」と「社会⑥自治」に集中していることが窺える。それに対し、「戦後～1985年」の項目（実線）をみても、「国家・政策」「社会①違法」「社会②生活環境」に集中している。つまり、図2にみられる居住権運動前後の記事内容の分布の違いは、居住権運動のインパクトを裏付けている。

ここまでみると、ウトロ地区が居住権運動以後に注目されるようになったという考えは、期間全体をみると正しいとは言えない。というのも、ウトロ関連記事はそれ以前も在日関連記事全体の60%を占め、そのような傾向にも波があったからだ。まず、先述した居住権運動以後の記事数の激増も、以前になかったものとは言えない。図1の

表2 戦後の『京都新聞』と『洛南タイムス』による在日像の時期別変遷

在日関連主要事件	時期区分	京都新聞	洛南タイムス
1948 朝鮮学校閉鎖令 1950 朝鮮戦争(～1953) 1952 外国人登録法制定 1958 小松川事件 1959 北朝鮮帰国事業	①混乱期 戦後～ 1960年代前半	外国人政策に関する大きな出来事や戦前からのマイナスイメージが継承された犯罪記事や名称(例:三国人)の使用、人物中心の同情的記事共存	外国人政策や違法関係の記事が多数。一方、1955年まではウトロ地区内の民族団体による地域政治参加が活発に掲載
1965 日韓条約 1968 金嬉老事件 1973 金大中拉致事件と支援運動①	②移行期 1960年代前半～ 1970年代後半	在日の権利運動が目立つ一方、と日本人との差別化の傾向が共存	在日をめぐる動向が報じられたなか、ウトロ地区はそれと無関係に、犯罪や違法関係の記事が集中し、1970年代には激減
1975 在日政治犯問題と支援運動 1980 光州事件と金大中支援運動②	③相互理解の萌芽期 1970年代半ば～ 1970年代末	前期と同様のうえで、京都市出身の在日朝鮮人政治犯問題の関連記事が多数掲載	前期と同様。周辺自治体で連帯運動の成果がみられるなか、ウトロ関連記事はほぼ消滅
1981 難民条約加盟 1985 諮問押捺反対運動	④相互理解の促進期 1980年代以後	在日が自分たちの権利を日本社会に積極的に主張、在日を見つめ直す内容や民族文化の記事が著しく増加	民族文化や地域交流の記事の増加が目立つ中、1986年以後、ウトロ地区の居住権運動の関連記事が激増

資料:江口[2003]、『洛南タイムス』より筆者作成。

戦後から1955年区間をみると、居住権運動以後の時期と同様に、記事数が多く、そのほとんどがウトロ関連記事となっている。この点は、当紙の発行頻度を合わせて考えると、より顕著な差異であったと言える。当紙は隔週刊で始まり、1949年まで月3回、1952年まで週刊、1955年まで隔月刊で発行された。したがって創刊から1955年頃までも、話題性が高かった時期と判断できる。

次に、図1の1971～1985年区間をみると、ウトロ関連記事がほとんどないに等しいことがわかる。この時期は、在日の権利運動の中心的な時期で、後述するように、京都新聞では権利運動の記事が報道の多くを占めていた。1986年以後の急増はもちろん、居住権運動の影響である。仮に戦後～1985年までに集計を限定した場合、ウトロ関連記事は1955年をピークに減少していく形となっただろう。だとすれば、このようなズレはいかに説明することができるであろうか。その内実を、次章から詳細に検討しよう。

以上、宇治市の地域新聞『洛南タイムス』(1946～2010年)における在日関連記事の集計結果から

は、次のようなことが窺える。まず、宇治市は在日の集住率の高い地域であるが、在日の存在が可視化されてはいなかった。次に、規模的には小さいウトロ地区が、地域の在日報道の多くを占め、居住権運動が規模と内容の両面で大きなインパクトをもったことである。なお、その詳細をみると、記事の分布に時期的な違いがみられた。居住権運動を境にウトロ地区住民が地域政治や文化を発信する側に変わっている点、そして、居住権運動以前における、在日の権利運動の流れとのズレである。

このような結果を踏まえたうえで、次節では、居住権運動以前に焦点を絞る。具体的には、在日の権利運動との時期的なズレに注目しながら、居住権運動の起こる1980年代半ばごろまでの記事を対象に、時期による記事の種類・内容について江口[2003]と比較分析を行う。

4. 宇治市における在日像の形成と変遷

(1) 分析の前提

江口〔2003〕は、京都新聞における戦後の在日像の変化を4期に分けて分類した。表2は、在日のメディア報道に影響を与えた主要事件、江口による時期区分、そして『洛南タイムス』における同時期の様子をまとめたものである。江口は、戦前の在日像を踏襲かつ再生産している①期から、在日当事者による在日像の生産が一般化した④期に至る変化を、「相互理解」という社会の民主化の過程として評価した。それは、報道における在日が、日本社会の植民地的他者として描かれる対象であった時代から、生活者として権利を主張する側に転じ、なお、相互の文化的差異を知り合うための実践が行われるようになった時代への変化を示したものである。つまり、江口では、在日像の内容的変化と、変化の要因として在日像をめぐる政治の両方が、分析の対象となった。

ただし、在日像そのものの変化として江口の分析を捉えるには限界もある。新聞メディアが、在日像の形成に大きな影響を及ぼしたことは確かであるが、新聞紙上の変化を戦後全体における変化として一般化することは難しい。特にテレビの登場以後は、テレビがより大きな影響を与え、1990年代以後は、雑誌などの出版メディアを通して他者像が拡散される現象も現れているからだ。

しかし、メディアの多様化以後においても、在日像を発信する市民側の実践が把握できる意味で、新聞メディアが在日像をめぐる政治を反映しているというアプローチは依然として有効である。本研究もこの点を踏まえて分析を行う。以下では、①期、②期以後を順番にみていく。すなわち、先の図2の「戦後～1985年」を二つの時期に分けて検討する。なお、以下の分析に登場する新聞記事やそのタイトルは、全て『洛南タイムス』からの引用である。

(2) 在日関連記事の種類別分析（戦後～1965年）

まずは①期である。図3は、『洛南タイムス』の戦後～1965年区間を表している。在日関連記事（点線）と、そのなかでウトロ関連記事（実線）が占める割合を、記事の種類に合わせて示した。点線と実線の分布がほぼ一致することから、前者と後方で記事の種類における違いはほとんどないとみられる。ただし、図1を合わせてみると、特に1956～1960年区間でウトロ関連記事が激減し、居住権運動以前までの記事数の減少が目立つことも、無視できない変化である。この区間は、ウトロ関連記事の減少に対して、在日関連記事全体が増加した唯一の区間でもある。まずは、①期の全般的な傾向を検討したうえで、1956～1960年区間前後の変化を詳述しよう。

江口によると①期は、戦前の朝鮮人像がそのまま継承された時期であった。差別語の使用や犯罪、あるいは、哀れな存在としての美談など、植民地的な他者表象と関係する記事が多かった。この点は、『洛南タイムス』でも同様で、例えば「三国人や法無用の建築に着手―井川河川上にバラックを」〔1956年7月22日〕という記事がある。周辺地域で起こったこの出来事は、河川敷における不法占拠のホルモン料理屋街の摘発を扱っており、この記事を前後に「臭いブタ小屋に非難」〔1956年8月10日〕や密造酒の取り締まりなど、「朝鮮人」による違法行為に関する報道が集中してみられた。1950年代末になると犯罪報道が増え、青少年問題や喧嘩、アルコール、交通事故などの出来事が集中的に報道された。本調査では「社会①違法」と分類したこのような記事は、当時の在日やその空間の現状を反映する一方、その現状に対する病理的・他者的認識を、在日やその空間を通して再／生産する内容となった。

ほかに多かった種類は、「国家・政策」「社会③民族政治」に関する記事である。「国家・政策」の多さは、戦後直後、そして在日の定着初期における外国人政策の変化を反映している。外国人登録令の公布（1947年）と法制化（1952年）、1948年

1月の朝鮮学校閉鎖令、朝鮮戦争（1950～1953年）、1959年12月に開始された北朝鮮帰国事業（以下、帰国事業）の関連記事、そして1965年の日韓条約などである。特に、違法関連記事の急増のなかで行われた帰国事業は、「国際・情勢」にも関連される大きな出来事¹⁵⁾、『京都新聞』でも最も記事数の多い話題であった。

興味深いのは、1950年代前半までの占領期と1965年の日韓条約の関連記事においてエリア別差異がみられた点である。前述のように、①期で最も記事数が多いのは「社会①違法」であった。しかし、ウトロ関連記事に限定すると、最も多かったのは「社会③民族政治」である。民族政治は、地域の朝連系民族団体の支部による諸活動に関する記事である。朝連系民族団体や住民による政策変化の現状とそれに対する抵抗が、特に、占領期において頻繁に掲載された。例えば、朝鮮学校閉鎖令を背景にした「朝鮮人学校久世分校閉鎖か！」[1949年12月10日]がその一例である。支部で開いた朝鮮学校が、西陣、東九条の各学校とともに文部省に学校法人として認可を申請したが、それが却下される内容が報じられた。

このような記事は、ウトロ地区の存在を地域内に刻印する大きな要因となったと考えられる。そもそも、ウトロ地区が紙面に初めて登場したもの、闇タバコの摘発に関する1948年の一連の記事においてである。闇タバコの摘発は、一見、ブタ小屋や密造酒の摘発のような「違法」記事と同様にみえる。しかし、この出来事は、民族団体の「事務所に無断で侵入し、事務所の引出、本箱、ユカ下まで調べた」[1948年6月1日]¹⁶⁾という、占領期における朝連への政治的弾圧を含み、その弾圧とは、「違法」とデマを伴うものであった。朝鮮戦争の最中には、「かねてから北鮮系朝鮮人せん鋭分子の集団居住地として、その動きが耐えず注視されていた」地区に「宇治市警の警官隊一千名によつて手入が加えられ」広域・全国紙に掲載される事態となったこともある[1952年6月30日]¹⁷⁾。

このような「違法」と、それに対する民族団体の抗議行動を主とする「民族政治」は、地区内の

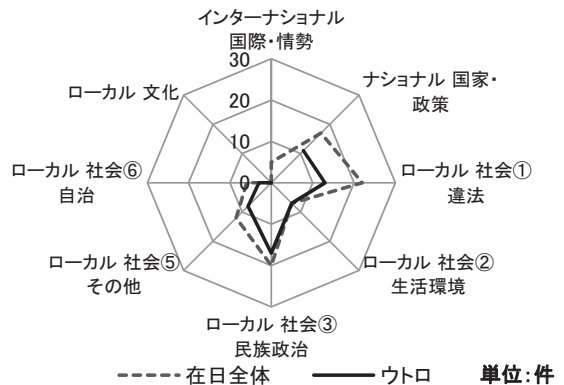


図3 在日・ウトロ関連記事の内容分布（戦後～1965年）

資料：『洛南タイムス』（1946～2010年）より筆者作成。

貧困問題とも結びついていた。「生活・教育を守れと朝鮮夫人の悲痛な叫び！」[1952年3月15日]は440名の警官による密造酒の摘発に対するものであったし、「60世帯中58世帯が失業！—〇〇飯場の女将市役所へ押かく」[1951年6月1日]も、地区からの生活の権利主張を報じている。政治行動と取締り、取締りと政治行動が地区内における失業、貧困問題と絡み合っており、その各々の事件が総じてウトロを舞台に書かれた。言い換えると、「違法」と「民族政治」に加えて、それに結びついた地区内の貧困問題が、「ウトロ」という地名をもって頻繁に報道されていたということである。

一方で、その抵抗の内容は地域での連帯を含んでもいた。「生活・教育を守れと朝鮮婦人の悲痛な呼び！」[1952年3月15日]や「宇治火薬庫復活反対の叫び—観光都から軍都へ変貌する宇治市」[1952年7月30日]などは、朝鮮戦争期における、ウトロ住民と地域の反戦運動との連帯活動を報じている。このような反戦運動との連帯は、1953年には大久保飛行建設反対運動に発展していった。本調査では「社会⑥自治」などに分類したこの運動は、ウトロ住民が旧来従事していた飛行場施設に戦後駐屯した米軍キャンプに対し、キャンプ立ち退きや飛行場建設計画の取り消しを要求する反対運動であった。

しかし、占領期の政治的状況において、ウトロ

地区を発信地とした問題提起は、既存の植民地的他者として在日像や、「違法」が想起させるイメージを強化するものでもあった。社説「ウトロの斗いを再評価せよ」[1953年10月24日]では「戦後、宇治市民主陣営の前衛として官憲による数度の弾圧にも屈せず日本の独立と平和のために協力して勇敢に斗っている」と、地区が高く評価されている。それにもかかわらず、この記事が書かれたのは、地区に関する「悪質なデマや低い政治意識を暴露した誤解」が存在したためであった。それは、「ウトロも円満に登録—宇治市の外人登録好調七五%」[1952年10月29日]や「本年初の大事件に発展—ウトロ手入以来の大騒動!!」[1961年2月1日]などの慣用的表現からも確認できる。

このように、戦後～1965年区間の宇治市の地域新聞における在日関連記事では、京都新聞と大差のない在日像がみられた。占領期の外国人政策の変化を背景に、内容的には、他者的・社会病理的在日像が発信されていた。それを反映するのが周辺地域とともに増加していた「違法」記事である。

なおかつ、京都市と区別される宇治市の特徴は、やはりウトロ地区の存在であった。ウトロ地区は、朝連系民族団体の権利主張や地域内の反戦運動との連帯の発信地として、それに対する過剰な取締りを含めて大きく頻繁に掲載されていた。いずれも、ウトロ地区が宇治市の在日を代表して取り上げられていたことは否定できない。ただし、ウトロ地区を弾圧と抵抗の現場とする在日の政治は、『京都新聞』では一部として、京都地域全体の民主社会への発展のストーリーのなかでは例外的な事例として扱われている。

何しろ、この時期のウトロ地区をめぐる政治は、1955年以後は反転していた。その後の政治的事件として日韓会談反対運動があったが、関連記事でウトロという主体は登場していない。1955年以後という時期は、日本共産党の方針転換と朝鮮総連の分離と関係するが、本稿の主旨から離れるため、ここでは詳しく分析しない¹⁸⁾。

本稿で言えるのは、1955年以後のウトロ関連記事で、「民族政治」は姿を消し、政治からゴシップ

への固着がみられたことである。創刊～1955年区間では6件全部がウトロ関連記事だった「違法」が、1956～1960年区間では13件のなかで5件が、その次の5年間では3件のなかで2件がウトロ関連記事となった。内容面でも「ブタの取引から喧嘩—ウトロで朝鮮人ふたり取調べ」[1957年9月6日]や「飲んだくれ事件続発—生長の家修練生が大暴れ」[1958年12月12日]などの、傷害事件が目立つ。1958年8月、東京で起こった小松川事件後にみられるこのような報道傾向は、1960年代によりエスカレートしていった。

5. 宇治市にみる在日の権利運動の地域差

(1) 在日関連記事の種類別分析(1966～1985年)

図4は、1966年から1985年までの在日関連記事の種類別分布を表している。『京都新聞』の分析において、江口[2003]は、1960年代前半を在日像の「移行期」の境目として取り上げた。それは、1965年に開かれた日韓会談を前後に、「日韓会談粉砕のデモ行進」[1963年1月30日]や「日韓条約推進反対の提灯デモ」[1965年11月20日]などの反対運動がみられた時期である。政府側とは異なった韓国／朝鮮像に基づくこのような動きは、1960年代後半以後の変化の兆しでもあった¹⁹⁾。

それに続く時期には、宇治市でも「外人加入の結論でず—宇治市国保運営協議会」[1971年11月27日]や「外国人も入居できます—西大久保府営団地第二次募集から」[1975年6月11日]「外国人でも加入できますよ—宇治市が22日から年金相談開設」[1982年2月21日]など、国民健康保険や公営住宅の入居資格、国民年金における在日の生活の権利が実現されていった。他方、「金大中氏を殺すな運動」[1980年8月26日]などの韓国の民主化運動への連帯もこの時期の出来事である。

ところで、江口はこの時期を、②移行期と③相互理解の萌芽期の二つの時期に区別している(表2)。しかし、その2つの時期の在日像そのものは

さほど変わらない。既存の他者的な在日像に対して、当事者に沿った在日像が登場し始め、それらが紙面上で共存していた時期である。だとすれば、このような区分けは、なぜ設定されたのだろうか。③期の区分に当って、江口が注目したのは「地元とのせめぎあい」であった。ここでいう「地元とのせめぎあい」とは、地域における住民の政治、つまり地域共同体の限定的な資源をめぐる、住民ぐるみのコンフリクトである。これは、日本社会全体の動きや、民族の政治としてのみならず、地域住民として、生活者の権利を自ら提起する動きでもある。

この点に注意して、上記の在日の権利をめぐる諸記事を読み返すと、国保や公営住宅、年金問題は、国や京都府など、宇治市より上位スケールの行政で実現された変化であった。『洛南タイムス』をみる限り、宇治市より積極的に議論が展開されたのは周辺自治体の城陽市である²⁰⁾。一方、住民からの動きが宇治市でみられるのは、1985年頃のことであった。

「外国人も職員採用試験に応募できる—宇治市が国籍条項の一部撤廃」[1988年3月1日]という記事を見ると、「指紋押捺を考える宇治市民の会」という団体が登場する。この記事では、この会が1985年12月に提出した要望により、見出しの内容が実現されたことが報じられた。「在日外国人の人権守るため—指紋押捺、外登証常時携帯廃止を」[1988年6月2日]にも、会の活動内容が紹介されている。この時期は、ウトロ地区の居住権運動とほぼ同時期と想定され、その参加者がまた、居住権運動にも参加していた。おそらく、この1985年前後の時期を「地元のせめぎ合い」の時期としてみることができよう。

そうすると、宇治市における②期と③期、つまり在日の権利運動の展開からは、京都市との時期的な違いが確認できる。在日の権利運動の全国的な動きが宇治市にも浸透していった1980年代初頭までを②期、そして1980年代初頭からウトロ地区の水道敷設居運動（1986年）があった1980年代半ばまでを③期とみなすと、京都市に比べ、③

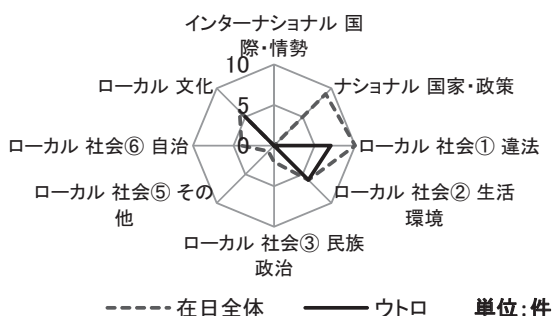


図4 在日・ウトロ関連記事の内容分布
(1966～1985年)

資料：『洛南タイムス』（1946～2010年）より筆者作成。

期における時期的な遅れがみられる。つまり、宇治市の地域新聞にみる在日の権利運動の展開は、京都市と時期的な差異があったということである。特にそれはウトロ地区をめぐるより顕著だった。この点は再び図4に戻って検討しよう。

上述したように、宇治市や周辺自治体では、在日の権利運動の時期に様々な生活の権利が実現されていった。京都市や府の影響がみられるこのような変化は、全国に比べると早かったと言える。図4では、点線における「国家・政策」「社会⑥自治」などの分布に反映されている。

ところが、図4は、それとは異なった宇治市内の様子を同時に表してもいる。この時期の在日関連記事では、「国家・政策」「民族政治」「自治」などにおいてウトロ地区と関係した報道（実線）はない。つまり、在日による政治に関する諸記事が、ウトロ地区とは無関係に報じられている。戦後直後、民族政治の中心地として、そして、宇治市の代表的在日として取り上げられたウトロ地区が、政治の領域では語られなくなった状況が続いた。この点は、前時期との違いであり、なおかつ、前時期の後半に現れた変化を継承している。

同時期のウトロ関連記事の詳細をみると、記事種類の変化の影響は甚大であった。この時期のウトロ関連記事は全部で18件で、全体の38件の半分に達しない。その18件も、9件が1966～1970年区間の記事で、そのうちの6件が、小松川事件

(1958年)と金嬉老事件(1968年)で象徴される、1950年代後半から1960年代における犯罪関連記事の続きであった。特に1960年代後半では、「K少年(〇〇町ウトロ)を窃盗で逮捕—△△中校庭轢逃げ事件の関係者」[1966年1月28日]や「飲酒の上口論して殴りあう」[1967年8月16日]「ケシ百五株を押収—宇治署、ウトロのにんにく畑で発見」[1968年5月17日]「トバク開帳中に喧嘩!—ウトロで土木作業員を逮捕」[1968年6月18日]など、事件の軽重を問わずに「ウトロ」が示された事件が相次いで報道された。残りの3件も「ウトロで古材もえる!」[1967年1月24日]や「ウトロで宿舎、事務所全焼」[1968年4月26日]などの火災に関する内容であった。

このようにウトロ地区が政治的イシューからかけ離れ、違法的場所としての報道が集中した後は、記事自体が消滅していく様子がみられた。まず、1971～1980年区間の10年間のウトロ関連記事は3件であった。そのうち2件が「水害常習地解消に取組む—赤字財政にめげず宇治市」[1977年6月7日]などの「社会②生活環境」で、1件は地域の軟式野球大会への地区住民チームの出場記録である。この野球チームに関する記事は、1981～1985年の5件のなかの4件を占めた。残りの1件は犯罪記事であった。

1966～1985年における『洛南タイムス』の在日関連記事からは、以前の時期と大別される特徴がみられた。この時期は、前時代からなる犯罪報道が続いた一方で、当時の在日の権利運動の流れが宇治市においてもみられた。しかし、その展開の様子は、京都市より宇治市が、宇治市よりウトロ地区が顕著に遅れるという时期的差異を帯びていた。前時期とは違って、在日の権利運動という在日当事者に沿った政治の実践において、ウトロ地区は後景化していた。一方で、犯罪関連記事では、ウトロ地区が集中的に取り上げられ、1970年代になると、記事自体が消滅する結果となった。

(2) 小括—不法占拠への黙認のあり様

最後に、今まで分析した内容について、ウトロ

地区のあり様という観点から補足することで本稿の調査結果をまとめたい。「60世帯中58世帯が失業!—〇〇飯場の女将市役所へ押かく」[1951年6月1日]は、戦後直後のウトロ地区の規模や状況が示された記事である。この記事にみられる住民からの生活保護要求は、「ウトロが大挙して市長にご懇談—我々は保護費より仕事がほしい」[1955年2月9日]でも取り上げられ、生活保護を受けるようになった「愛のおもちに感謝の礼状—〇〇ウトロ部落から市に届く」[1956年1月7日]で収束している。このように、ウトロ住民の不安定な就職状況や劣悪な生活環境の問題は、「市内で床下浸水—ウトロ30戸、木幡4戸」[1957年6月28日]などにあるように、地域内でも知られていた。

特に、住環境問題に関しては、「第2屋号台風の爪跡③部落全部が全半壊—ウトロが仮設住宅と復旧資金を要求」[1961年9月23日]が、ウトロ地区の不法占拠問題が宇治市に知られる出来事となった。当年10月13日出された後続報道では、仮設住宅の建設をめぐる、当時の地権者の承諾が得られず難航していることと、当時の地権者が戦後旧日国を継承した新日国工業であることが示された。これ以後、居住権運動までウトロの不法占拠問題に関する掲載はなかった。

在日の権利運動の時期においても、ウトロ地区という地名は国家・政策の変化はもちろん、帰国事業以後の総連や日朝関係に関する記事にも、そして、城陽市を中心に活動する民団の日韓親善事業関係の記事にも含まれていなかった。そのようななか、「ウトロで宿舎、事務所全焼—異常乾燥注意報下に火事」[1968年4月26日]や「ウトロでプレハブ宿舎焼く—春の防火運動初日から火事」[1972年3月1日]にみられるように、衛生や防災、景観的に異様な建設関係、飯場業の空間が、ベッドタウン化する宇治市内に存在し続けた。

ウトロ地区の居住権運動以前、つまり、1955年以後から1980年代半ばまでの地域政治のあり様は、過去の不法占拠地区の立ち退きの際にみられた、積極的な空間的排除とは異なった様相を帯びている。ウトロ地区をめぐる居住権問題は、早い

時期から報告され、問題化されてきた。その背景には、戦前の国策事業における朝鮮人の雇用、そして戦後のその資産の私企業への払い下げといった、国家的かつ資本的な問題も絡みついている。それに対して、地権者や市の制度からは、不法占拠状態は土地をめぐる民間と民間の問題とされていた。ウトロ地区に対する民族団体からの動きや、周辺の住民運動との連帯も、戦後直後を除くとみられないまま、不法占拠状態が続いた²¹⁾。

一方で、ウトロ地区は、各々の政治の過程から生産された在日像のなかで、異質的で反社会的な他者像を代表する場所としても取り上げられていた。このような地域内の言説において、ウトロ住民からの「新聞に載せられるような」政治的な行動もみられなかった。ただ、記事にみられたのは、飯場の経営など、自らの土地認識〔金基淑、2000〕に基づく、生業の空間としての土地活用であった。

不法占拠は、時には、災害時の行政能力の不足を補う自助の手段として、時には、財産権や都市の共同資源（空間）への侵害として捉えられてきた。ウトロ地区の例において不法占拠は、一部の人々における生活の権利への侵害に対して、不法占拠を不法占拠地の問題に捉える黙認と、その状態で発生する異質な側面を際立たせる黙認、そして、そこに生きるための黙認が共存する空間的なものであった。なおその一部の人々からの権利の主張は、地域内・地区外の運動との連帯があった際にみられた。それは、戦後直後の在日の運動と、在日の権利運動の時期よりやや遅れた1980年代半ば以後、日本人の市民団体が現れた時期である。

6. おわりに

「人口十七万人、京都府下第二の都市宇治市に、いまだに上水道設備のない地域があったことが、同地域の陳情でわかった」〔1986年8月3日〕²²⁾。これは、「ウトロ地区に水道敷設を要望する市民の会（以下、市民の会）」が1986年8月1日に市に

陳情した内容が掲載された記事の、文頭の文章である。市民の会では、水道の設置に対する「国籍を問わない公平な施策」〔朝日新聞社、1992〕を求めて、宇治市内で署名を集めていた。以後、ウトロ地区では、1989年から新地主による立ち退き訴訟に対して、反対運動がウトロ住民と宇治市民の連帯のなかで始まる。在日不法占拠地区としては珍しく、公的な居住権保障が日韓両国の市民運動によって実現された例となった。

本稿の狙いは、ウトロ地区における居住権運動を、それが起こった时期的な違いに着目し、在日の集住地域のなかでも、大都市の外部における不法占拠地区という一例として明らかにすることにあった。このことで、それまで都市の中心的な集住地域を中心に議論されてきた在日の権利運動の、より多様な側面が提示できるからである。本稿では、そのなかでも、不法占拠地区とそれが立地する地域との関係に注目した。

分析には、宇治エリアの地域新聞『洛南タイムス』を用いた。地域新聞は、数少ない文献資料として、資料における民族表象からは在日や不法占拠地区をめぐる政治のあり様が推察できる。なお、当紙は近隣の都市地域である『京都新聞』と比較できる意味もある。

当紙にみられる在日像の変化を、京都新聞に関する先行研究の知見と比較検討した結果、次のことが明らかになった。まず、ウトロ地区が地域の在日を代表する空間としてみなされていた点。次に、在日の権利運動の展開が、特にウトロ地区をめぐる時期的に異なっていた点である。地区住民からの権利主張がみられる戦後直後と居住権運動以前まで、地区の不法占拠問題は、一部の人々への権利の侵害状況に対する黙認の状態にあった。このような結果は、行政のみならず、市民社会運動や当事者運動における地域差を反映している。

本稿の意義は3つある。まず、地域新聞を用いた数少ない通時的分析を行った点。そして、在日の権利運動研究と不法占拠地区研究の間に立つて、住民の権利主張の条件を「地域」という枠組

みから考察している点である。本稿にみられたように、地域を考慮することは、集住地域を内部と外部との関係としてみることはない。ナショナルな中心と周辺の関係に位置づけられ、同時に、中心的な政治の影響が届かない様々なアクターが交差する現場として、地域は不法占拠地区の成り行きの条件となった。本稿で分析したウトロ地区をめぐる地域の自治的な政治との関係は、民族内においても、地域内部においてもマイノリティであるその一端を示したものである。全ウンフィ[2018]では、実際、ウトロ地区の周辺地域に定着した新しい市民運動の担い手による支援の形成について分析した。

なお、ウトロ地区に関する研究としては、これまで取り上げられてこなかった居住権運動以前に焦点を当てた点である。それには、地域における他者的表象に関する内容が多数含まれていた。そこで、戦後直後の民族政治の地域における連帯とは別に、ウトロ地区に対する他者的言説は残存し、在日の権利運動の時代においては、話題から消えていった。その後に起こった居住権運動に関しては、ウトロ地区は確かに特殊な事例である。しかし、それ以前の様子や、多くの不法占拠地区が消滅していること、地方都市における在日の不可視化[川端、2008]を考えると、ウトロ地区という事例は、在日や在日の集住地域とは区別される、不法占拠地区として、あるいは、地方の集住地区としての普遍性を有していると言えよう。

次稿の課題は、このような条件において、市民権の政治がいかに地域スケールを超えて行われたかを、民族や地域の政治における多様なアクターから分析することである。しかし、そのような抵抗する側の多様性も、「人口十七万人、京都府下第二の都市宇治市に、いまだに」という中心／周辺の民族・国家の構築のなかで行われていた点に注意が必要であろう。

「追記」本論文には科学研究費・特別研究員奨励費「マイノリティをめぐる社会変動の地理学的研究―一場所の記憶の変遷から」(平成 25～26 年度:課

題番号 H25・7847)の成果の一部を使用した。本論文の内容は 2010 年度大阪市立大学文学研究科に提出した修士論文と、2011 年 11 月 12 日の人文地理学会大会(於立教大学)での発表を大幅加筆・修正したものである。執筆にあたって、『落南タイムス』紙の岡本幸一記者と斎藤正樹氏に資料の使用の許諾と調査協力をいただいた。なお、様々な教員・研究員・同門の方々に助言をいただいた。この場を借りて心から感謝を申し上げます。

注

- 1) 本稿で在日とは、いわゆる在日コリアンのオールドカマーを指す。ここでオールドカマーとは必ずしも国籍(永住権者)に依拠した区分ではない。日本の近代化から戦後混乱期までの時期に日本に定着した、朝鮮半島にルーツを有する人々やその子孫を指す。つまり、戦後の日本社会における定住を基準とする概念として、島村[2010a]の「朝鮮系住民」に近い概念として使用した。ただし、引用部分や文脈によっては(朝鮮半島をルーツとするが、その後の定住の有無が確実ではない場合など)「朝鮮人」を歴史的名称として用いた。
- 2) ここでの「輿論」は、佐藤卓巳[2008]による「輿論と世論」の概念を用いた。
- 3) 具体的には、兵庫県伊丹市の N 地区や京都市南区の H 地区などにおいても同様の差異がみられた。各々に関する先行研究は、各々金菱[2008]と山本[2012]を参照すること。
- 4) 前述のように、大阪では公営住宅法の国籍要件が撤廃される 1979 年よりいち早く入居資格が獲得され、川崎では 1970 年の日立闘争を経て、1974 年には在日の権利運動を牽引した民族差別と闘う連絡協議会(民闘連)が発足されるなど、全国に先立って権利運動が行われた。
- 5) このような知見は、2000 年代以後残存した不法占拠地区の居住権運動に関する事例研究からも指摘されている。例えば、地権者や開発主体、もしくは環境整備事業の主体としての地域行政や[金菱、2008: 119-131]、住民運動を支援する近隣の住民運動組織や教会[新井ほか、2007; 山本、2012]などの日本人社会が、居住権運動に重要な役割を果たすことが諸事例から報告されている[李度潤、2010]。
- 6) 例えば、山田[1979]がある。
- 7) 例えば、Anderson, K. [1988] は、ホスト側によるエスニック住民に対する支配的な言説の生産を「定義の権力」(power of definition)と題し、中国人

集住地区の区別される景観が、景観をコントロールする側から与えられた言説を知識として確かめる参照的な役割をはたすと記している。

- 8) 見出しは「20年のあゆみ」である。
- 9) 居住権運動以前にウトロ地区が言及されたメジャー新聞の記事は、京都新聞の1952年、1955年記事の計3件と、朝日新聞大阪版の1952年の記事の1件のみである。前者は江口〔2003〕を、後者は聞蔵Ⅱで「宇治市」をキーワードに検索した結果である〔検索日：2011年7月11日〕。
- 10) 全ての数値は京都府統計書から参照した。
- 11) 1945～1949年までは在日朝鮮人連盟（朝連）が社会主義系の民族団体であったが、GHQによって解散された後は（1951年～）は在日朝鮮統一民主戦線（民戦）、1955年以後は朝鮮総連に継承された。その京都南部地域の支部がウトロ地区内に設置され、現在に至っている。韓国民団の支部は1969年、宇治市内にできた。
- 12) 例えば、一般的な土地認識の違いの中で生活を営み続け、それが裁判問題に発展した点や、特に1・2世の女性住民において、地域や民族に所属感をもてず、地区内の関係に孤立する傾向がみられる点などである。
- 13) 本稿では〔全ウンフィ、2015〕で公開した見出しのデータを、誤りを修正して再集計した。具体的には、1982年12月2日の記事の「区分1」を「周辺地域」から「ウトロ」に変更している。
- 14) 居住権運動以後のウトロ地区は、京都新聞はもちろん、朝日新聞や毎日新聞の地方版、テレビの取材も入るほどの全国的な話題となった。
- 15) 詳細は李泳采〔2010〕を参照。
- 16) 見出しは「朝鮮人人民大会開催」である。
- 17) 見出しは「手入後のウトロ部落突入記」である。
- 18) 関連した論考として、文京洙〔2000〕を参照。
- 19) 韓国会談とその結果締結された条約は、韓国政府を合法政府と認定すると同時に、1910年8月22日以前に大日本帝国と大韓帝国間で結ばれた条約および協定を無効にする内容であった。さらに、この時に結ばれた「日韓法的地位協定」は、韓国籍の在日に限って永住を許可する政策であった。反対運動はこれらの内容に対して、「朝鮮半島のもつ歴史的位罫についての認識の弱い」〔尹健次、2008: 195〕日本社会に対し、植民地的認識と日本の戦後を再考する動きであった。一部の知識人が参加しこのような動きは、雑誌『世界』などに注目され、ベ平運運動以後、日本における在日の権利運動および韓国の民主化運動支援の端緒となった。
- 20) 宇治市の隣接自治体である城陽市では、「金大中を思う城陽市民集会—29日に日朝友好促進京都婦人

会議が」〔1980年10月26日〕や「外国人登録法の改正求めて—在日本大韓民国家留民団南京都支部」〔1982年12月2日〕「指紋押捺の義務付け廃止を要望—日韓親善城陽協会と民団」〔1985年2月17日〕など、地域の民団と日韓親善協会との連帯を通じた権利運動の様子がみられた。

- 21) 民族団体からの支援や、ほかの運動との連帯は、居住権運動以後にみられるようになった。前者は民団と総連の宇治市への請願（2005年）から、後者は居住権運動以後始まった被差別部落住民との交流から確認できる。
- 22) 見出しは「今どき宇治市内に上水道のない地域—ウトロの住民が市に陳情」である。

参考文献

- 朝日新聞社編（1992）『イウサラム（隣人）—ウトロ聞き書き』議会ジャーナル。
- 阿部るり（1997）「マス・メディアとレイシズムに関する一考察—1990年代ドイツにおける「外国人」に関する報道」『マス・コミュニケーション研究』No.51、pp.104–121, 263。
- 新井信幸ほか（2007）「川崎・戸手四丁目河川敷地区の経年的住環境運営に関する研究」『住宅総合研究財団研究論文集』No.34、pp.101–112。
- 江口信清（2003）「新聞記事を通じてみた京都の在日朝鮮・韓国人像の変容—1945～2000年の京都新聞の記事から—」『京都地域研究』No.17、pp.17–34。
- 川端浩平（2008）「在日コリアンをめぐる記憶と「郊外」—地方都市郊外（ホームタウン）における日本人の「廃棄」された記憶から—」『多言語多文化—実践と研究』No.1、pp.55–75。
- 金菱清（2008）『生きられた法の社会学—伊丹空港「不法占拠」はなぜ補償されたのか』新曜社。
- 金基淑（2000）「チャンクの響く街ウトロー地域社会との共生をめぐる在日韓国・朝鮮人の模索」『人間学研究』No.2、pp.1–15。
- 斎藤正樹（2010）「ウトロー強制退きから新しいまちづくりへ」『コリアンコミュニティ研究』No.1、pp.37–44。
- 佐藤卓巳（2008）『輿論と世論—日本的民意の系譜学』新潮社。
- 島村恭則（2010a）『「生きる方法」の民族誌』関西学院大学出版会。
- （2010b）「不法占拠バラック」（国際高麗学会編『在日コリアン辞典』明石書店）、pp.373–374。
- 住田昌二（1968）『不良住宅地区改良の研究』京都大学大学院博士論文。
- 全ウンフィ（2015）「京都府宇治市の地域新聞『洛南タイムス』における在日及び圏内在日集住地区・ウトロに関する記事一覧（1946～2010年）」『空間・

- 社会・地理思想』No.18、pp.59-90.
- (2018) 「『朝鮮』はいかにして『私たちの問題』となったか—1970年代後半以後の宇治市における日本人支援者の形成」『都市文化研究』No.20、pp.54-67.
- 千本秀樹 (1988) 「京都府協和会と宇治の在日朝鮮人」『歴史人類』No.16、pp.173-215.
- 鄭大均 (1978) 「池上町“朝鮮人部落”の社会関係—上」『朝鮮研究』No.185、pp.2-13.
- 河明生 (1997) 『韓人日本移民社会経済史—戦前篇』明石書店.
- 樋口雄一 (1978) 「在日朝鮮人論考 1—在日朝鮮人部落の成立と展開」(小沢有作『近代民衆の記録 10—在日朝鮮人』新人物往来社)、pp.549-564.
- 三浦耕吉郎 (2006) 『構造的差別のソシオグラフィ—社会を書く・差別を書く』世界思想社.
- 水内俊雄 (2004) 「スラムの形成とクリアランスからみた大阪市の戦前・戦後」『立命館大学人文科学研究所紀要』No.83、pp.23-69.
- 三輪嘉男 (1983) 「在日朝鮮人集住地区の類型と立地特性」『在日朝鮮人史研究』No.11、pp.54-69.
- 文京洙 (2000) 「戦後日本社会と在日朝鮮人 3 日本共産党と在日朝鮮人」(ほるもん文化編集委員会編『ほるもん文化 9』新幹社、pp.191-204.
- (2013) 「戦後在日朝鮮人の生活と日本社会」(安田常雄ほか編『シリーズ戦後日本社会 4 社会の境界を生きる人びと』岩波書店)、pp.72-100.
- 本岡拓哉 (2007) 「戦後神戸市における不法占拠パルク街の消滅過程とその背景」『人文地理』No.59 (2)、pp.20-40.
- (2015) 「1950年代後半の東京における「不法占拠」地区の社会・空間的特性とその後の変容」『地理学評論』No.88 (1)、pp.25-48.
- (2016) 「戦後、集団移住へ向けた河川敷居住者の行政交渉—広島・太田川放水路沿いの在日朝鮮人集住地区を事例に」『社会科学』No.46 (1)、pp.197-238.
- 尹健次 (2008) 『思想体験の交錯—日本・韓国・在日1945年以後』岩波書店.
- 李度潤 (2010) 「博士論文・修士論文紹介 日本の都市における外国人集住地区のまちづくりとそのコミュニティに関する研究—オールドカマーズ・在日コリアンを事例として」『コリアンコミュニティ研究』No.1、pp.51-58.
- 李泳采 (2010) 「戦後日朝関係の初期形成過程の分析—在日朝鮮人帰国運動の展開過程を中心に」『立命館法學』No.5/6、pp.33-58.
- 洛南タイムス社『洛南タイムス』.
- 龍谷大学同和問題研究委員会編 (2006) 『同和問題研究資料高瀬川を歩く 4 ウトロと日本の戦後処理』龍谷大学同和問題研究委員会.
- 山中速人 (1993) 「近代日本のエスニシティ観—新聞の朝鮮(人)報道を手掛かりに」(中野秀一郎・今津孝次郎編『エスニシティの社会学—日本社会の民族的構成』世界思想社)、pp.86-107.
- 山田昭次 (1979) 「関東大震災期朝鮮人暴動流言をめぐる地方新聞と民衆」『在日朝鮮人史研究』No.5、pp.57-73.
- 山本崇記 (2012) 「都市下層における住民の主体形成の論理と構造—同和地区／スラムという分断にみる地域社会のリアリティ」『社会学評論』No.249、pp.2-18.
- 이정은 (2011) 「식민제국과 전쟁, 그리고 디아스포라의 삶—‘우토로’지역 재일조선인 1세 여성의 정착과 생활」『한국사회학』No.45 (4)、pp.169-197.
- 유영국 (2009) 「우토로 문제를 통해 본 한·일 시민사회 연대의 성과와 과제」『한국민족문화』Vol.34、pp.407-454.
- Anderson, K. (1988). "Cultural hegemony and the race-definition process in Chinatown, Vancouver: 1880-1980" *Environment and Planning D: Society and Space*, 6 (2), pp.127-149.
- Tsutsui, K., Shin, H. (2008). "Global Norms, Local Activism, and Social Movement Outcomes: Global Human Rights and Resident Koreans in Japan" *Social Problems*, 55 (3), pp.391-418.

研究ノート

日本における在日外国人の 非営利組織活動に関する一考察 —コリア NGO センターを事例に—

孫ミギョン（大阪市立大学年研究プラザ特別研究員）
高正子（神戸大学非常勤講師）

キーワード：エスニックタウン、在日外国人、大阪コリアタウン、在日コリアン、コリア NGO センター、特定非営利活動法人（NPO）

Key Words : ethnic Town, foreign residents in Japan, Korea town in Osaka, Koreans living in Japan, Korea NGO center, certain Non-Profit Organizations（NPO）

はじめに

2013 年、在特会（在日朝鮮人の特権を許さない会、以下在特会）による女子中学生の「鶴橋大虐殺予告」（ヘイトスピーチ）が、ユーチューブを通して日本国内だけでなく全世界に広がった。特定の人種、出身国家、宗教、性的趣向、性別、障害などに対する個人もしくは集団を攻撃、脅迫、侮辱を与える発言や言動を指すヘイトスピーチは、日本社会がこれまで培ってきた人権意識を根本から覆すものであった。とくに、在日コリアンに対する攻撃を行っている在特会によって「京都第一朝鮮初級学校」（2009）を皮切りに奈良の水平社博物館への差別的な街宣（2010）、同年徳島県教祖乱入事件（四国朝鮮学校を朝鮮学校を支援する県教祖）、ロート製薬への強要罪事件（広告に韓国の女優を起用した事に抗議）などが連続的に発生した。これらの件に対して 2011 年に京都地方裁判所が「人種差別」であることを認定し、2012 年 2 月 23 日には最高裁が上告を棄却し、刑は確定した。同

年、民法訴訟で京都地方裁判所は「人種差別」に対する損害賠償請求判決を下し、2014 年には大阪高等裁判所もまた「人種差別」を認定する判決を下した。2014 年には最高裁が上告を棄却することで、人種と国籍によって差別するヘイトスピーチの違法化が認定されるようになった。また、水平社博物館の在特会に対する損害賠償請求でも 150 万円の慰謝料が（2012 年 6 月 25 日）命じられた。2016 年、徳島県教祖乱入事件に対しても在特会の敗訴が確定した。このような結果をもとに、大阪市では 2016 年 1 月、日本国内で最初にヘイトスピーチ抑制条例が成立し（7 月 1 日から施行）、以後 2016 年 6 月に国会で「ヘイトスピーチ対策法」¹⁾が可決された。コリア NGO センターはヘイトスピーチ対策法が成立するのに、当事者として重要な役割を担ってきた。

本稿ではヘイトスピーチ対策法が国会で通過することに大きな役割を担ったコリア NGO センターが、このような役割を担うことになる経緯や活動の特徴やこれまでの成果について論じたいと考えている。このために、第 1 章では日本における非営利特別活動の歴史と現況について簡単に検証する。第 2 章では日本での NPO 活動の歴史とコリア NGO センターの設立経緯などを検討する。第 3 章では、2004 年に設立されたセンターの主要事業及び活動を中心に記述する。そして、最終章ではコリア NGO センターの活動の意義をまとめてみた。

本稿は 100 余年の歴史をもつ在日コリアンのた

めのNPO組織であるコリアNGOセンターの存在意義を再考することで、日本に居住する外国人のためのNGO・NPO活動はもちろん、ひいては韓国における外国人のためのNGO・NPOの方向性を示唆できればと考えている。

第1章 日本における在日外国人の現状

(1) 外国人の流入と現状

2017年に発表された『日本の外国人・民族的マイノリティ人権白書』によると、2016年末、在留外国人総数は238万2822人で、これは日本の総人口（1億2686万名）の約1.88%に相当し、この数値は過去最高²⁾である。また、在留外国人の国籍と地域数は196カ国に及び、そのなかで中国が695,522人で全体の29.2%、その次が韓国籍の453,096人（総務省の発表では朝鮮籍は含まれていない）で19.0%を占めている。このような数値でも明らかなように日本は、持続的に多くの外国人が在留する多民族社会化しつつあるといえる。

日本に外国人労働者が流入するようになるのは、近代日本による植民地支配が始まってからである。当時は、厳密に言うところ「外国人」とは言いえないかもしれない。なぜなら、日本の植民地であった朝鮮や台湾の人々は、民族的には他民族ではあるが、国籍的には「日本人」であったからだ。そのような意味で、現在の在日外国人労働者の始まりは、戦前労働力不足を補うために朝鮮半島や台湾から動員された朝鮮人・台湾人労働者であった。なかでも朝鮮人の数は、1944年には190万に達していたといわれている〔田村 1982〕。解放直後、強制動員された朝鮮人労働者の大多数は朝鮮半島に帰国するが、それにもかかわらず、約60万の朝鮮人が日本に残留することになる。かれらは1947年5月2日に出された天皇の最後の勅令によって「当分の間、外国人とみなす」とされ、1952年に公布されたサンフランシスコ平和条約によって、「日本国籍」を喪失した。この条約によって突然、これまで日本社会に存在しないとみなされていた「外

国人」が誕生したのだ。在日コリアンは、以後次々に施行された社会福祉の恩恵つまり、軍人恩給や年金・遺族年金、国民年金、国民健康保険、公営住宅への入居、児童手当を含むあらゆる社会保障制度から除外されるという不利益を被ることになる。この意味で長い間、日本での外国人問題といえ、在日コリアンのことであった。1980年当時、782,910人の外国人が日本に居住していたが、その84.9%にあたる664,536人が在日コリアンだった。

このような状況に変化が現れるのは、1980年代以降である。その始まりは1970年代から1980年代にかけてのフィリピン女性労働者の流入であった〔駒井 1999、佐竹 2011〕。ダンスやエンタティメントに関連するフィリピン女性労働者を皮切りに、徐々に外国人労働者が増加していった〔佐竹 2011〕。この理由としては経済的な要因が大きく、日本経済は1985年のプラザ合意によって「ドル高、円安」から「ドル安、円高」に転換し、「円高不況」に追い込まれると、景気回復のための行き過ぎた金融緩和によって「バブル景気」に突入した。この「バブル景気」で労働力不足は深刻になり、労働力不足を解消するために企業は、外国人労働者の受け入れを政府に強く要請した〔下平 1999〕。

この経済界の要求に対し日本政府内部では、積極的に外国人労働者の受け入れを進めようとする意見と、外国人の定着に難色を示す意見の衝突があった。が、しかし1989年に入国管理法が改正され、「専門・技術分野の受容の拡大」がなされ、それと同時に単純労働者は厳格に取り締まるという折衷案が用意された〔下平 1999：234〕。さらに、1990年6月の入国管理法の改正によって「定住者ビザ」が新設され、日系人2・3世に事実上の単純労働者として日本で働く機会が付与された（血統主義）。同年8月には技術研修生の導入基準を緩和し、1993年4月には1年研修後に1年の就業を認める「技能実習制度」が導入された〔下平 1999〕。

このような経緯で多くの外国人が日本に定住することになるが、かれらの状況は前述したように決してよい環境ではなかった。外国人権法連絡会

発行の『日本の外国人・民族的マイノリティ白書』[2017]には、在日コリアンに対するヘイトスピーチだけではなく、2016年沖縄本土北部の東村高江で大阪府の機動隊員による沖縄に人たちを「土人」と発言する事件、東日本大震災の時に「外国人が犯罪を起こしている」という流言が広まっていたということなどが指摘されている。これは日本社会に根深く残っている外国人に対する差別や偏見の一側面をあらわしているといえる。その例として、ベトナム技術実習生に対する残業手当の未支給、暴行、労働災害の隠蔽、強制帰国、人権侵害などの被害が後をたたないことを指摘している。在日外国人をめぐる問題は複雑に絡まり、この問題を解決する有効な対策をとられていないのが実情である[駒井 1999]。

(2) 在日外国人の NGO・NPO に関連する先行研究

日本国内の外国人の増加に伴ってさまざまな領域での研究が見られる。ここではとりあえず、在日外国人に関連する NPO・NGO の活動に限定してこれまでの研究を検討してみた。すると、大きくは次の三つの方向からの研究が行われていることが分かる。第1に、在日外国人の医療支援と公衆衛生に関する研究だ。沢田[2002]は、日本に暮らす外国人が日本人と比べ死亡率などの健康に格差があることに注目し、在日外国人の医療支援を行っている SHARE（国際保健協力市民の会）の活動から、外国人の実態について言及した。また、時事通信社の「地域を支える（546）外国人医療センター（MICA）（NPO 法人・名古屋市）在日外国人の医療支援活動」などもこのような研究に属している。第2に、在日外国人の言語に関わる活動を取り上げた事例研究をあげることができる。成玖美[2006]は「在日外国人 NPO 学習実践—在日コリアンのシチズンシップ問題を中心に」がこれにあたる。坂本[2006]もまた、在日外国人と地域住民との間でコミュニケーションの障害となる言語を繋げる活動としての通訳、翻訳、情報提供、生活教育などの支援活動の具体的な事例から「NPO 法人が行っている PHS による通訳サービス

について（特集国際化時代の保健活動を考える）」言及している。最後に、在日外国人の生活問題の相談活動を記録から、外国人が抱えている具体的な生活問題や課題を取り上げた研究として保科[2014]の「在日外国人の生活課題の検討：ある NPO 法人の生活支援記録から」などがある。

このように現在の在日外国人研究は基礎的な段階であり、外国人の日本での生活の現状把握に留まっているといえる。駒井洋は日本で行われている外国人移民に関連して、かれらを取り巻く生活の困窮化と人権侵害が表出しているにもかかわらず、これに関する政府の有効な手立てが行われていないまま状況を把握することに汲々としてしていると指摘している。また、外国人の基本的な人権（生存権・居住権・自由権・社会権・文化的権利・参政権）が保障されていないことも重ねて指摘している。加えて、外国人を含めた地方自治団体が就職差別や入居差別に対して施策を実施しているところもあるが、これには限界があり、それを補完する機関として NGO 活動が重要だとしている[駒井 1999:165]。しかし、このような在日外国人と NGO 関係の研究は、先述したようにニューカマーズの外国人を対象とし、在日コリアンのようなオールドカマーズはその対象外である。これは長い間、在日コリアンを対象とする活動が総連（在日本朝鮮人総聯合会）や民団（在日本韓国民団）、すなわち既存の民族団体もしくは反差別運動などに集約されていたことにその一因がある。本稿は、先行研究の成果を踏まえるが、看過されている在日コリアンの新たな活動の方向性を示唆しているコリア NGO センターの活動に注目し、かれらの活動に焦点を当てて検討する。在日コリアンは、日本社会の不条理な扱いや差別などのさまざまな日本社会の問題と向き合いながら生きてきた。かれらのマイノリティとしてのあらゆる経験や多方面における活動は、今後の在日外国人のための NGO 活動の方向性を示唆すると考えている。

第2章 コリア NGO センターの設立の背景³⁾

(1) NPO 形成の歴史的背景と活動の類型

在日コリアンの NGO 活動を検討する前に、NGO 設立に至る日本社会の環境と構造を検討する。そのために、これまでのボランティア活動や民間団体の活動を簡単に振り返ってみたい。NPO や市民活動は高度経済成長期に活発な市民活動の系譜を継承し、1970 年代のコミュニティ形成・まちづくり運動を経て、1980 年代大都市の郊外を中心に多様な住民・市民活動が展開された〔松本 2014:78〕。このような流れのなかで「NPO」という用語が、日本に紹介され始めたのは 1990 年代に入ってからである。総務省内閣府のホームページには「NPO」は「Non-Profit Organization」又は「Not-for-Profit Organization」の略称であることが明記されている。さらに「様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し、収益を分配することを目的としない団体の総称」であり、特定非営利活動促進法（2 条）で定義する「特定非営利活動」とは、「不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とするもの」である〔内閣府ホームページ〕。

次に、特定非営利活動促進法をみると、本法は 1996 年 12 月に「市民活動促進法」として国会に法案提出されたもので、これが継続審議となり 1998 年 3 月 4 日、同月 19 日に全員一致で成立した。さらに、数度の法律改正によって活動分野を改正、認証 NPO の創設などの制度整備が行われてきた〔松本 2014:79〕。日本での NPO 活動は 1998 年 3 月の「特定非営利活動促進法」すなわち、NPO 法案の成立後から活発になり始めたといえるだろう。2017 年 10 月現在、認証法人数は 51,745、認定法人 1,050（総務省統計局 2017 年度）である。そこで、まず、日本の NPO 法案成立前の状況と NPO 法案成立後の状況について検討する。

日本における NPO 法人成立前の状況を簡単に見てみると、戦後日本経済は朝鮮戦争の兵站基地

として活用され「朝鮮戦争特需」という好景気を迎えた⁴⁾ 1957 年の経済白書では「もうこれ以上戦後ではない」と記述されている。高度経済成長は労働力を第 1 次産業から第 2 次、第 3 次産業へと流動的に変化させ、これに伴って公害や大気汚染、水質汚染など環境問題が深刻化し、公害対策基本法（1967 年）の成立を受けて 1971 年には環境庁が発足した。この状況で公益財団を中心に高齢者福祉と児童福祉、環境問題関連のボランティア組織、大企業が設立する財団などの活動がみられた。1980 年代には政府による高福祉・高負担が打ち切られ、福祉サービスの有料化と民間活力の導入が提議され、それを補うものとしてボランティア活動が提唱された。1995 年の阪神・淡路大震災を契機に、ボランティア活動が活発になった〔今田 2006〕。

他方、政府による公的開発援助（ODA, Official Development Assistance）による後進国への援助が始まり、1972 年のカンボジア難民救護法、アジア各国への医師・医大生のネットワーク構築を皮切りに、1984 年にアムダ（AMDA, The Association of Medical Doctor of Asia）の設立などによって民間による教育、職業訓練、環境保全、有機農業、難民救護などの多様な方面での国際資源奉仕活動が展開された。

ところで、日本で NPO という用語が登場するのは 1992 年に開かれた第 2 回日本ネットワークーズ会議（JNC, Japan Networkers' Conference）で、NPO がテーマとして選定されてからである。後の 1993 年 3 月に大阪大学経済学部の本間正明研究室、サントリー文化財団、日本生命財団、大阪コミュニティ財団の関係者などによる「NPO 研究フォーラム」が結成され、9 月に山岸秀雄、伊藤裕夫などによる東京で NPO 推進フォーラム（現在、NPO サポートセンター）が設立された。NPO 研究フォーラムなどでの活発な論議の末、1998 年「市民活動促進法案」から「特定非営利活動促進法案」に改称され、法案は成立した〔今田 2006〕。NPO 法第 1 条と第 2 条では、その目的と定義が明確に規定されている。目的として第 1 条で、「特定非営

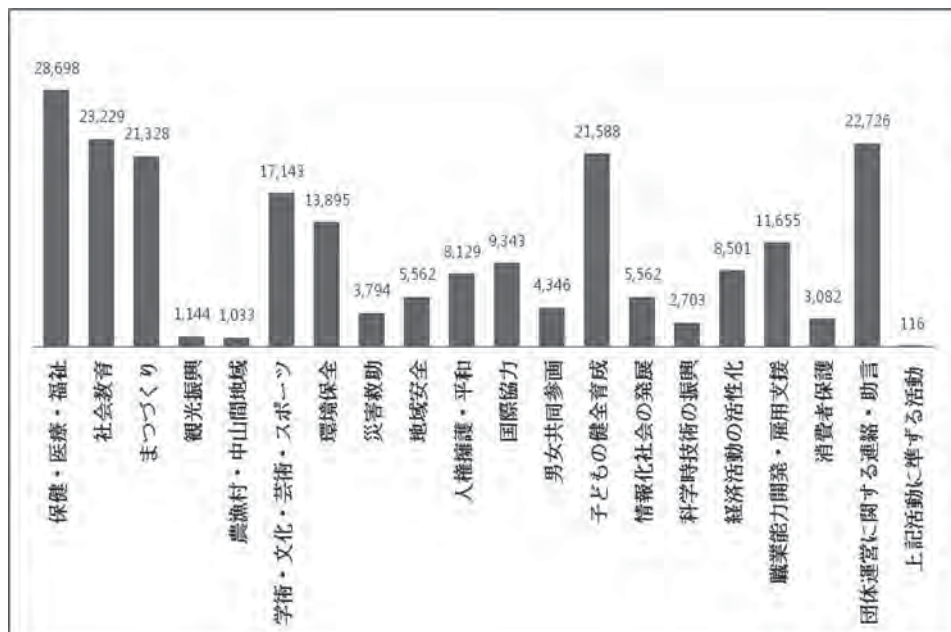
利活動を行う団体に法人格を付与することによって、ボランティアはもちろん市民が行う自由な社会貢献活動である特定非営利活動の健全な発展を促進する。このことで公益増進に寄与する」とし、第2条には特定非営利活動の定義と以下のように活動の種類を示している〔内閣府ホームページより〕。

1. 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
2. 社会教育の推進を図る活動
3. まちづくりの推進を図る活動
4. 観光の振興を図る活動
5. 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
6. 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
7. 環境の保全を図る活動
8. 災害救援活動
9. 地域安全活動
10. 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
11. 国際協力の活動
12. 男女共同参画社会の形成の促進を図る活

動

13. 子どもの健全育成を図る活動
14. 情報化社会の発展を図る活動
15. 科学技術の振興を図る活動
16. 経済活動の活性化を図る活動
17. 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
18. 消費者の保護を図る活動
19. 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
20. 前各号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動

これら20項目の活動分野の法人数とその比率をあらわした下の〈図1〉をみると、〈保健・医療・福祉〉が最も多く（28,698）、次に〈社会教育〉（23,229）、〈団体運営に関する連絡・助言〉（22,726）、〈まちづくり〉（21,328）、〈子どもの健全育成〉（21,588）、〈学術・文化・芸術・スポーツ〉（17,143）の順に続いている（これ以外の分



〈図1〉NPO 法人活動分野と法人数の比率：2014.3.31 現在）

出典：松本 2014：80-81

野の詳しい事項は下の〈図1〉を参照)。

このなかで在日外国人の人権擁護のための団体として登録されたものは次のページで記した9団体(2017年現在)だ⁵⁾。地域的には東京と大阪に集中していて2000年代に、集中的に設立されていることが分かる。9団体の設立目的をみると在日外国人の人権擁護と日本社会の多民族・多文化共生社会の実現を掲げている。9団体の団体名、設立年、設立目的、主な活動を表にしたものを次のページで示す。

この9つの法人のなかで、特定非営利活動法人多民族共生人権教育センターとコリア NGO センターが在日コリアン関連講演会やセミナーなどを開催している。しかしながら、設立目的に在日コリアンの人権に特化して設立された団体は、特定非営利活動コリア NGO センターが唯一であるといえる。では、次の節では大阪のコリアタウンでコリア NGO センターが設立する過程についてみてみよう。

(2) 大阪のコリアタウンとコリア NGO センター

1980年代以降、地域に量販店が増加することで地方都市の商店街は衰退し、シャッター商店街化しているが、そのなかには繁盛している商店街もある。その一つに数えられているのが御幸森商店街(以下コリアタウン)で、コリア NGO センターはこの地域に位置している。この地域は日本で最も多くの在日コリアンが集住する地域である。

周知のように、日本にコリアンが渡ってくるのは1910年の「韓国併合」によってである。これは好景気による日本内地の人手不足が背景になっていると見られるが、1920年代に入ってもこの傾向は続き、太平洋戦争が始まる1940年代には100万を超え、田村紀之の統計によると1944年は1,901,409人のコリアンが日本に居住していた[外村 2007、田村 1981]。大阪にコリアンが集住するようになるのは、1923年に大阪・済州島間の定期航路が就航されることによってからである。大阪は1920年代東洋のマンチェスターと呼ばれ、早くから工業化が進行し、低廉な労働力が必要とさ

れた。このようなプル要因によって、大阪-済州島間の定期航路を利用した済州島出身の労働者が生野区(旧猪飼野)に集まるようになった。1930年代には現在の御幸森中央商店街の東の路地裏に「朝鮮市場」が生まれた。『アサヒグラフ』(1933年)には当時のにぎやかな「朝鮮市場」の様子が写真と共に掲載されている。1933年の在日コリアンの数は456,217人[田村 1982]で、うち在阪コリアンは140,277人[杉原 1998]と、全体の30.7%が暮らしていた。当時は家庭によって祖先祭祀も行われていて、正月や秋夕の前には近郊のコリアンたちが食材を求めて、路地裏の「朝鮮市場」は大変賑わっていた。

路地裏の「朝鮮市場」が表通りに姿を現すのは、戦後のことであった。戦争が厳しくなると表の御幸森商店街の店主たちは、統制経済によって商売が難しくなると、空襲を避けて地方へ疎開して行った。日本の敗戦の混乱によって、疎開地から店主たちが戻ってくるのが遅れると、店の軒下を借りて、裏通りにあった「朝鮮市場」の人たちが商売をはじめたのだ[高正子 2006]。長い間、「朝鮮市場」は在日コリアンの日常の食材や祖先祭祀の食材、冠婚葬祭の道具の提供する市場として大いに利用されていた。筆者も利用者の一人であった。

このような在日コリアンの日常生活を維持させてきた「朝鮮市場」に陰りが見え始めたのは1980年代に入ってからである。その要因としてはまず、在日コリアンが1世から2世への世代交代が進み、家庭で行われていた祖先祭祀儀礼に重きを置かなくなった。それに加え、韓国での家庭儀礼準則(1973年)による儀礼簡素化が在日コリアン社会にも広がり、急速に祖先祭祀の簡素化や取りやめが行われるようになった。また、大型スーパーの出現などによって街の商店街自体が衰退し始めた。そこで、商店街の活性化を模索するために1985年、韓国大阪青年会議所(KJC)と日本青年会議所(JC)が「コリアタウン構想」を提唱し、朝鮮の食材と商品を扱う店が多い地域の特色を前面に出し、紆余曲折の末に1993年現在の「コリアタウン」

地域	団体名	設立年	設立目的	現在の主要な活動
東京	特定非営利活動法人 Tokyo Alien Eyes	2002.4.25	外国人と日本人双方の情報、人権、福祉事業及び在日外国人の人権擁護と日本国際の国際化	・留学の情報ネットワーク構築と留学生の声を社会に反映させるための情報発信と調査活動 ・在日本留学生の生活全般にかける支援活動・留学生と地域、市民を結ぶ交流活動
	一生懸命勉強する留学生を支援する会	2006.5.22	留学生支援の事業を通して在日外国人の人権擁護及び日本国内の国際化に寄与する	・勉学に邁進する留学生を対象に勉学の雰囲気造成のための事業、相談や交流を通して留学生の研究活動と就業、生活支援
	Asian People's Friendship Society	2010.6.29	在日外国人が日本に居住するに当たり障壁をなくし、日本人と外国人が互いの文化を理解し、互いの長所を生かす多民族・多文化実現に寄与する	・多民族・多文化社会に関するシンポジウム及び文化交流のイベント開催 ・定住外国人の人権擁護のための調査・研究・提言活動、定住外国人を対象とした相談活動など
	Asian Community Takashimadaira	2012.8.21	東京都板橋区高島平及び周辺地の多文化共生社会構築と国際理解を通して在日外国人の権利拡大を図る	・初級日本語教室 ・各種講演会・シンポジウムなどのイベント開催
	NPO 法人日本在留支援総合窓口センター	2016.12.20	国際化を図る経済成長の促進及び外国人の人権と生活に関する全般の支援を通じた国際協力	・外国人生活支援及びビザ問題の解決、ビジネス支援、外国人の子どもたちの教育支援・外国人の雇用に関するコンサルティング、日本語学校の紹介
大阪	特定非営利活動法人多民族共生人権教育センター	2001.9.14	在日外国人の人権尊重と在日外国人に対するすべての差別を撤廃するための啓発及び教育・研究活動を通して多民族・多文化共生社会実現に寄与する	・多民族・多文化共生の関連各種セミナー、講演会、開催 ・コリアタウンフィールドワーク
	特定非営利活動法人 BAOBAB Club	2002.8.7	在日外国人の人権擁護と国際協力の活動	・特に、アフリカの諸国家との経済、文化、人道、教育に関する交流活動はもちろん世界各国との親善のための活動及び在日外国人を対象とした日本生活への支援活動
	特定非営利活動法人コリア NGO センター	2004.12.7	在日コリアンの民族教育を受ける権利確立することはもちろんのこと、外国人の人権確保と伸長、日本社会の多民族・多文化共生社会の実現と在日コリアン社会の豊かな社会基盤の創造と東アジアのコリアンネットワークを強化、コリアと日本市民社会の発展、南北統一と「東アジア共同体」構築に寄与すること	・民族教育・マイノリティ教育、人権共生社会関連のイベント及びシンポジウムの開催 ・生野コリアタウンのフィールドワーク、法律相談及び生活サポート ・コリアンネットワーク、平和・東アジア共同体、国際交流・協力市民社会
千葉	NPO 法人日本国際友好協会	2015.9.11	在日外国人の日本在留を心地よいものにすると共に日本をより深く理解することができるようになることで、国際協力、学術、文化、芸術、スポーツなどを通して国際友好と人権擁護活動の増進と災害時の外国人に対する通訳支援などを目的とする	・学術、芸術、スポーツ振興事業 ・国際協力事業、外国人の人権擁護活動

が誕生した⁶⁾。

先に述べたように、在日コリアンは長い間、日本社会で周辺に追いやられ存在自体が無視され「見えない存在」として扱われてきた。解放直後から在日コリアン1世が主体的に組織してきた民族団体は、生活の場である日本社会に対して余り関心を示さず、朝鮮半島の南北分断や理念対立に終始していた。このような状況のなかにあって当事者である在日コリアンの2世たちが、日本社会に向かって自らの存在を主張し始めたのは1970年代に入ってからである。不条理な扱いや差別に対する異議申し立てを日本社会に自らの「声」を発するようになったのだ。朴鐘碩さんの日立就職差別する裁判闘争を皮切りに、地方公務員の門戸開放を要求して「公務試験の国籍条項撤廃を求める運動」、公営住宅の入居、国民健康保険と国民年金への加入を求める運動など、1980年代後半になると「外国人の指紋押捺拒否運動」へと拡散するなかで、在日コリアンが自らの存在を日本社会に表出するに至ったのだ。

一方、1948年の阪神教育闘争後に日本の公立学校のなかに生まれた「民族学級」の灯火を守ろうとする運動⁷⁾が、大阪で起こった。他方、1970年代の在日コリアンの子どもたちの「民族文化」を学びたいという熱意の「声」は、日本人教師や保護者を動かし、放課後に「ソンセンニム（先生）」を擁立し、日本の公立学校での「民族教育」の火が大阪市・大阪府下に広がっていくのも、1970年代である。現在では、公立学校で放課後に設けられた民族学級は、大阪府・市下約184校に及び⁸⁾、この運動を運営し管理する組織として「民族教育促進協議会」が発足（2000年代初旬に発展的解消）した。この組織の文化部分を担当する「民族教育文化センター」が組織され、以後、民族教育文化センターはコリアNGOセンター発足時に一翼を担当した。

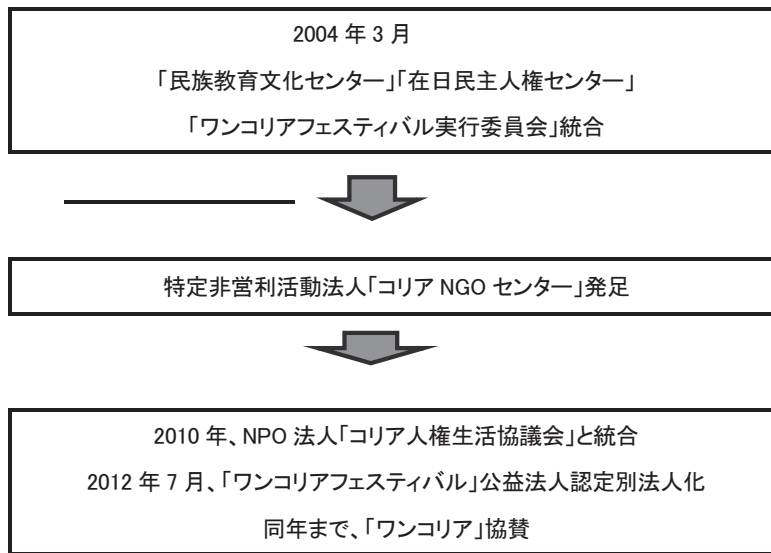
また、1970年代になると在日コリアン2世のなかには日本の大学へ進学せず韓国に大学に進学する人たちが現れた。ところが、南北関係の緊張が高まるなかで、在日コリアンの留学生を「北朝

鮮のスパイ」という嫌疑をかけ、政治犯として投獄するという事件が起きた。在日コリアンの政治犯を救援するために「在日韓国政治犯救援会」が組織され、韓国が民主化（1987年の民主宣言）されることによってその使命は一段落し、以後ニューカマーズの入国問題や生活問題に取り組んでいたのが「在日韓国民主人権協議会」であった。

1980年代に入ると、足元の在日コリアン社会に目を向ける在日2世・3世たちの文化運動が大阪では始まった。既存の民族団体の枠を取り払い、組織ではなく個人の立場で、心の中に引かれている38度線を超えようとする運動が取り組まれた。在日コリアン自身が南北に分断され、日本社会のなかで揺らぐ民族的アイデンティティを、自らの手で取り戻す作業が「生野民族文化祭」である。また、明確に南北統一を目指す「ワンコリアフェスティバル」も同時期に起こった。既存の組織に依存せず、個人の集合体による「ワンコリアフェスティバル」は、趣旨に賛同する日本人や在日コリアンの歌手などの出演を得て、一年に一度フェスティバルを開催するものであった。1985年に「南北の統一」を主張することが簡単ではなかった時代に、「ハナ（一つ）」というスローガンを掲げて、毎年多くの人たちの関心を集めていた。

「民族教育文化センター」、「在日韓国民主人権協議会」、「ワンコリアフェスティバル」の三つの組織が一つになり設立したのが、コリアNGOセンターである。コリアNGOセンターが誕生する社会的背景としては、東西冷戦の崩壊とグローバル化の進展、在日コリアン社会が多辺化するなかで、三つの団体がそれぞれの活動に埋没し、個別的で断片的な活動になることを回避して、多角的で総合的な在日コリアンの市民運動を展開するために核となる「センター」が必要であるという共通の認識に至って設立が検討され推進された。

2004年3月、民族教育文化センター・ワンコリアフェスティバル・在日韓国民主人権協議会の三つの団体を母体に「人権」「平和」「共生」という共通の認識の下に、在日コリアンのNPO（特定非営利活動法人）として設立された。以後、2010年



「NPO 法人コリア人権生活協議会」と統合し、現在に至っている。この過程を表に示した通りである。

コリア NGO センターは第 1 に、外国人の人権保障と多文化共生社会の実現、第 2 に、在日コリアン社会の豊かな社会基盤創造とコリアンネットワークの発展、第 3 に、南北朝鮮の平和統一と南北・日本の市民社会と東アジア共同体の繁栄という三つのミッションを掲げている。では、次の章ではコリア NGO センターの活動について検討する。

第 3 章 コリア NGO センターの主要活動と意義

(1) コリア NGO センターの主要活動⁹⁾

コリア NGO センターの活動は、先に挙げた三つのミッションを遂行するために関連事業である在日コリアンの子どものための民族教育を受ける権利及びすべての外国人の人権保障、多民族共生社会の実現、韓国市民社会との協同及びネットワークの拡大などの事業を繰り広げている。それぞれの事業について検討してみよう。

a 在日コリアンの民族教育及びマイノリティ教育の確立

コリア NGO センターは民族教育の確立のために、設立当初から地域の公立学校に通う在日コリアンの子どものために、民族学級を中心とする民族教育の制度保障を主要課題として推進してきた。このような事業推進の背景には、国籍に関係なく朝鮮半島にルーツ¹⁰⁾のある子どもが民族の歴史や言語、そして文化などを学ぶことで、日本社会のなかで「生きる力」を養うことができる。このことは、国際人権基準に照らしてマイノリティの当然の権利であるという認識から出発している。

現在、日本社会は急速に少子化・高齢化が進展し、多民族・多文化化が不可避な状況にある。在日コリアンの子どものための民族教育の制度的保障は、日本人の子どもたちへの人権意識を高めると同時に、「差異」を尊重し、互いに「共生」することを学ぶ機会であるという視点から、教育的な側面で大きな意義がある。次世代を担う在日コリアンの子子どもたちが、民族的アイデンティティと自尊感情の涵養のために、コリア NGO センターでは民族教育を受ける権利確立のための事業、つまり、大阪の公立学校に設置されている民族学級の制度保障が確保されるように力を入れている¹¹⁾。

民族学級は在日コリアンの子どものための民族的

アイデンティティと自尊感情を獲得する重要な「場」とすると共に、日本の子どもたちはもちろん、日本社会の国際理解・異文化促進に大きく寄与してきた。2017年現在、大阪府内の約1,543の小・中学校（小学校1,015校、中学校528校）¹²⁾のなかで、約180余校の小・中学校が設置・運営（2016年現在）されていて、2000名を超える子どもたちが民族の歴史と文化を学んでいる。コリアNGOセンターは民族学級を担当する民族教師の配置及び、国際理解教育のコーディネータの役割と日本の公立学校内で発生する民族差別に対応する窓口の役割を担っている。また、民族学級で使用されている教材の作成と教員間の調整的役割も同時に担い、民族学級と民族講師の現場支援にとどまらず、制度保障のための行政機関に施策提案なども行ってきた。そのような努力の結果2007年、大阪府で民族学級の制度が「国際理解推進事業」として教育委員会の事業に位置づけられ制度整備が進捗している。

b 外国人のマイノリティの人権保障及び多民族・多文化共生社会の実現

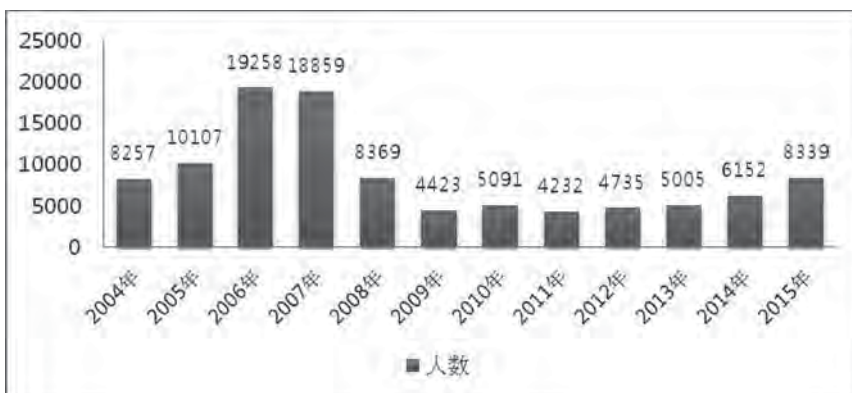
設立当時から外国人人権法連合会、人種差別撤廃NGOネットワークなどに関わり、さまざまな団体と協力して「外国人基本法」、「差別禁止法」などの法制度の整備だけではなく、国籍と民族の違いによる価値観の「ちがいを」「ちがいを」として尊重し、対等な関係を構築していく多民族・多文化社会の実現を目標として活動してきた。こ

のような目標のもとで「人権」や「共生」をテーマにする地方自治団体、教育機関、各種団体などを対象に、人権研修のプログラムも実施し、持続的な実績を積み上げている。2015年度の詳細な実績は下の＜図2＞に示した¹³⁾。

これ以外にも在日コリアンのアイデンティティ確立に大きな影響を及ぼした民族教育の経験を生かし、日系ブラジル人の「日本ラチーノ学院（滋賀県）」の校舎を廃校になった公立の学校の跡地が使用できるように協力するなどさまざまな点で相談に乗っている。また、大阪市内のフィリピン系の子どもたち（小学生）の学習保障のための「Minami子ども教室」の運営（毎週火曜日、現在30名参加）など、在日コリアンの子どもだけではなく、外国人の子どもの支援活動も繰り広げている。このような多様な活動を通して、外国人の人権保障のための様々な形態の政策提案や情報の発信を行っている。

c 生野コリアタウンのフィールドワーク

先にも述べたが、大阪生野区は在日コリアンが最も集住して暮らしている地域である。在日コリアンには故郷のような場所であり、日本人には身近にコリアンを体験することができる場所でもある。コリアタウンの歴史的な形成過程や在日コリアンの最大集住地域という特性を生かし、この地域を「まちの学校」として活用している。プログラムは「生野フィールドワーク」や体験学習（ハングル、民族楽器の体験、キムチ作り）、講演会など



＜図2＞ NGOセンターの人権研修・講師派遣事業の実績を孫がグラフ化した。

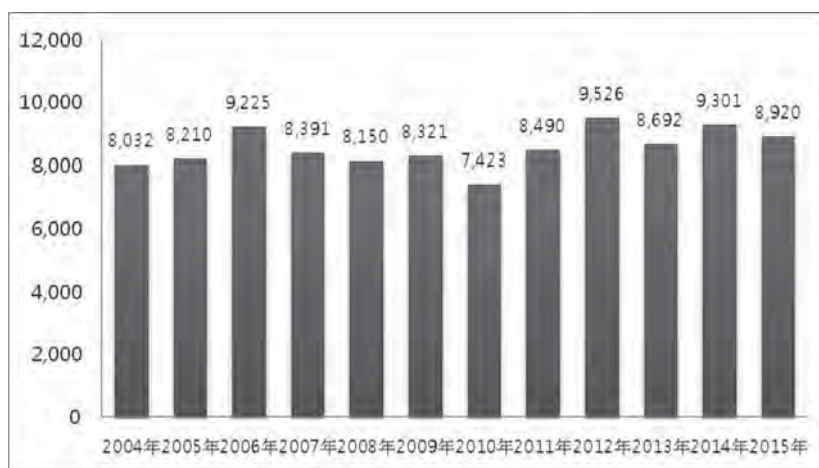
で構成され、スタッフには全員在日コリアンが関わっている。この「生野フィールドワーク」は、全国の小・中・高等学校の修学旅行をはじめ「異文化理解」や歴史教育などの総合学習の一環として教職員とPTA（parent-teacher association）などの人権研修のアイテムとしても活用されている¹⁴⁾。

「生野フィールドワーク」は、コリアタウンの商店街連合会の協力のもとで成り立っている。在日コリアンの歴史と文化を体験するこのプログラムには、2014年度9,301人（173件）、2015年度8,920人（173件）など、毎年日本全国で多くの学生が

参加している。このような研修プログラムを実施することで、コリア NGO センターは日本社会のなかで多文化共生の必要性を提起してきた。

d コリアンネットワーク構築と朝鮮半島の平和統一・東アジア共同体構築のための活動

コリアンネットワーク構築の活動は、在日コリアン一人一人が自由で平等に、豊に生活しながら活躍できる環境と領域を広げるため、当事者であるコリアン間の連帯と協力関係を結ぶことを重要視して行われている。多様な在日コリアンの要求に応じ、各界各層の在日コリアンの団体や個人と



<図3>生野コリアタウンのフィールドワーク・体験学習の実績を孫がグラフにした。



図4（左）キムチ作り体験に参加中である子どもたち（右）コリア NGO センター主催一般人を対象にするフィールドワーク（写真：筆者 孫ミギョン撮影：2015. 6）

の協力関係を活性化し、在日コリアン社会の社会的基盤を豊かなものにするを目的とした事業を展開している。

日本に暮らす在日コリアン社会は、構成員の生活もまた多様化している。1世・2世から3世・4世へと世代交代はもちろん日本国籍取得者の増加、国際結婚の増加、1990年代以降増加するニューカマーズ、中国東北出身の朝鮮族など日本国内のコリアン社会は、国籍や出身などの価値観の多様化がスペクトルを見せている。とくに、ニューカマーズ（韓国人）や中国朝鮮族とのネットワーク強化を主な課題とし、2010年9月には在日関西韓国人連合会（関西韓人会）設立総会へ参加、同年10月、大阪市今里公園で開催された関西地域朝鮮族運動会の準備や運営に協力した。

そして、韓国の地球村同胞連帯（KIN）が毎年開催している「在外同胞 NGO 大会」に持続的に参加し、2006年と2010年の関西地域で同大会が開催される時には、その準備と運営にかかわった。さらに、南北코리아や東アジアに暮らすコリアン間の交流促進とコリアンネットワーク構築のために持続的に努力している。

現在、分断や急変する東アジアの状況のなかで、センターは朝鮮半島の平和統一の実現と歴史問題解決、韓国と日本の関係改善のための多様な活動

に取り組んでいる。具体的には韓国の東アジア歴史財団などと連繋してセミナーを開催、植民地期の強制動員による朝鮮人犠牲者の遺骨発掘事業を推進してきた「東アジア共同ワークショップ」に参加、「南北코리아と日本の子どもの展示会」など多様な活動を展開している。とくに、2015年度には北海道炭鉱の村に捨てられた朝鮮人徴用工の遺骨が、70年ぶりに故郷の地を踏むという返還事業を推進し、かれらの遺骨返還と共に追悼会を大阪で開催した。日本の NGO・NPO 団体と緊密にネットワークを構築し、差別撤廃と人権保障を促進するための事業に取り組んでいる。

e 国際交流・協力及び市民社会の発展

東アジアの人権と平和が脅かされ、環境問題は深刻な状況にある。このように国家の力量だけでは解決できない問題が表出されている現在、問題を解決する主体として国境を越えて成熟した市民社会の連帯は不可欠だ。とくに、韓国や日本の市民社会は大きく成長し、今後その役割が一層重要になっている。韓日間の市民と NGO が相互理解を図りながら、国境を越えて市民社会を形成し、協力関係を強化することで、これまで困難であった植民地支配とアジア侵略の歴史の共有が、日本社会を変化させていく重要な原動力になると考えている。朝鮮半島の分断など現在まで冷戦の影響と



図5 (左) 国際高麗学会日本支部総会 記念シンポジウム (6月6日)「新たな米・中関係下の日韓の在り方について考える」(共同主催) (右) 敗戦70周年・日韓協定50周年企画 (7月15日)「戦争ができる国つくり NO! 東アジア平和確立を!」主催: 連帯ネットあさか / 協力: コリア NGO センター (写真: コリア NGO センター提供)

して残っている対立構造を崩し、東アジア地域の平和共存実現のための牽引車になることを、コリア NGO センターは目標としている。「平和」「人権」「民主主義」「自立した市民」という理念を掲げて、韓国と日本市民社会の発展に寄与し、市民協力を活性化させ、多様な国際交流・国際活動に参加している。

(2) コリア NGO センターの意義と課題

a 個人レベル

センターの核心的な事業のなかの一つである民族学級の運営は、在日コリアンの子どもの民族教育の制度的保障という側面、そして個別的には在日コリアンの子どもたちが民族的アイデンティティと自尊感情を養う機会を与えるという点で大きな意義がある。このようなセンターの活動は、コリア NGO センターが韓国学中央研究院から助成金を得て実施した＜2016 年海外民間団体の支援事業＞に共同筆者である孫ミギョンも参加してまとめた「在日同胞の語りの収集事業」の資料集に記載された内容が良くあらわしているので、ここで紹介する。

民族学級はわたしの人生で韓国と朝鮮を始めて教えてくれた場所、文化と言語、歌も始めて知った。民族と初めて対面した場所だと思う。わたしが日本人ではなく、韓国・朝鮮にルーツをもつ人間であるという認識を与えてくれた所が民族学級であるため、そのような面でありつぱな民族教育だと思います。(民族学級経験者安〇〇さんインタビュー内容から)

わたしは大人になれば必ず帰化しようと思っていました。帰化をしてわたしのなかにある韓国と関連する部分を消してしまいたかったのです。だんだん、わたしが韓国にルーツがあるということを否定しはじめ、本当に消してしまいたい。いや、消してしまいたい程度ではなく、最後には憎悪する段階に至りました。民族学級を通してわたし自身に対して認

識し、理解する機会になったのはもちろん、良い経験も沢山きるということ、民族講師をするなかで学び、わたしの学生時代に民族学級があったら、こんなにも劣等感を持たなかったのに……、マイノリティとして生き残るための強さなどを高めるそんな場所だと思います。(民族講師金〇〇さんインタビューの内容から)

在日同胞社会に民族学級の努力がなかったら、同胞社会の存立自体が難しいと考えます。韓国系アメリカ人のような概念が日本社会にはありません。在日同胞もしくは韓国・朝鮮にルーツがあるという自覚もないまま、みんな日本人として生きていくしかありません。同胞社会が存立しないということです。少なくとも、韓国・朝鮮にルーツがあり、それに対して誇らしく思う自己肯定性を持ち、民族性を受容する力を育てる場所というのが、民族学級の役割だと思います。(民族講師姜〇〇さんのインタビューの内容から)

否定的な自己認識をもつ個人が、民族学級を通して肯定的な自己を発見する経験を重ねることができた。民族学級が肯定的なアイデンティティを形成するのに重要な役割を担っていることが、これらのインタビューからも分かる。制度的な公教育のなかで、朝鮮半島にルーツをもつということを肯定的に捉えるアイデンティティを形成することはとても難しい。とくに、最近のようにヘイトスピーチが横行し、韓日関係が悪化している状況のなかではなおさら難しい。このような点から見ると、民族学級の経験は朝鮮民族としての誇りとアイデンティティの確立に寄与し、民族的な自尊感情を保つだけでなく、人として自由で平等な個人として生きる生命の源泉であるといっても過言ではないだろう。

b 地域社会と在日コリアンのコミュニティレベル

日本社会は急激な外国人口の増加によって、多文化が不可避な状況であるにもかかわらず、依然

として「単一民族」意識が強く残っている。共生社会へ変貌するためには差別撤廃など、多様な制度整備も重要であるが、何より意識の涵養が重要だ。ここで「地域」とは、共生社会を実現する実践の場としての意味をもつ。生野は「朝鮮市場」の時代からコリアタウンへ移行した現在まで、三つの商店街（西商店街、中央商店街、東商店街）で構成されている。商店街の主人は日本人、オールドカマーズの在日コリアン2世・3世、ニューカマーズの商店主と多様な商店主が利害を共有し、ここを生活の場として経済活動を行っていて、ときどき利害の衝突が起こることもある。コリア NGO センターは地域内で発生する葛藤の調整者の役割だけではなく、日本人社会と在日コリアン社会、オールドカマーズとニューカマーズの仲介者としての役割を担っている。

やはり、在日コリアン（オールドカマーズ）が店を出すのとニューカマーズが店を出すことには若干の拒否反応があります。「ローマに行けばローマの法に従え」という諺があるように、ここの商店街のなかでも規則、商店街会費を出さないといけないという規則があります。ところが、（ニューカマーズは）「わたしは今までこんなやり方でやって来た。これまでの事業実績と今後の計画などを出せ。役員の名簿を出せ。それと決算書類をみて、そしてあなたたちが一生懸命やっているのかを見届けた後、会費をだす」というのです。在日コリアン（オールドカマーズ）が新しくここに店を出す時、商店街にはこのようなシステムがあり、会費はいくらで、などなどあれこれ話をすれば、ほとんどはみんな従ってくれる方です。ところが、ニューカマーズは「何のためにそんなにお金が必要なのか。5千円をどこに使うのか」といいます。全部わたしたちが飲み食いに使っているのでは考えているのではないかとも思い。最近、そのようなことが多いです。そこで、金光敏さん（コリア NGO センター事務局長）にその人たちと

の間に入ってほしいと頼んだことがあります。商店街の役員であるわたしが行けば反発するので、少し大変だけど中間でその日たちの話を聞いて、商店街の説明をしてほしいとお願いしました。（2014 年、筆者たちによる西商店街会長のインタビュー内容から）

上に記した内容は、最近韓流ブームによってコリアンタウン内に生まれたニューカマーズの店と、西商店街の葛藤に関する会長のインタビューの一部分である。日本の商店街のほとんどは、該当商店街の維持運営のために必要な会費の納入と商店街内で守るべき規則や約束がある。しかし、このような規則を新たらしくオープンした店主であるニューカマーズの商店主に説明しても、韓国的なやり方に固執し、会費納入に拒否反応をあらわすので、困ることが多いという。このような場合、商店街の役員はコリア NGO センターの事務局長に仲介役を依頼し、日本人商店主とニューカマーズの商店主の間を取りもつように依頼している。昨今、コリアンタウンはシャッター商店街が多い日本国内の商店街のなかでも成功した事例としてよく知られている。とくに、韓流ブーム以降にはニューカマーズの商店主が店をオープンすることで、既存の日本人商店主をはじめ同胞同士であるオールドカマーズの商店主の間でも葛藤が生まれている。長い歳月の間、この地域で生活しながら日本社会の風習と慣習にあわせて暮らしてきたオールドカマーズの2世・3世、日本でも韓国の生活様式をそのまま応用しようとするニューカマーズとの間には、葛藤が生まれるしかない。商店街で葛藤が発生する場合、商店街連合会である程度葛藤調整をするが、ニューカマーズの商店主との葛藤状況は、文化的差異などで発生する場合が多いため、商店街連合会での調整が不可能な場合もある。日本社会と韓国社会を良く知っているコリア NGO センターのスタッフは、このような葛藤の調整者、日本人・オールドカマーズの商店主とニューカマーズの媒介者としての役割を担っている。つまり、この地域は日本人、オールド

カマーズ、ニューカマーズが互いに理解し協力しながら、地域住民と共生する「実践の場」、「多文化共生地域」としてコリア NGO センターは貢献している。

C マクロなレベル

マクロなレベルでのセンターの役割は、韓国社会と在日コリアン社会のネットワークを形成し、日本の市民社会との連帯を通して共に成長して行くという点である。事業内容でも検討したように、コリアンネットワークの構築と朝鮮半島の平和統一、東アジア共同体構築のために、韓国の地球村同胞連帯（KIN）が毎年の開催している「在外同胞 NGO 大会」に持続的に参加している。また、韓国と東アジア歴史財団などと連携して歴史セミナーの開催、植民地期に強制動員によって亡くなった朝鮮人犠牲者の遺骨発掘事業を推進してきた「東アジア共同ワークショップ」への参加、「南北コリアンと日本の子ども展示会」など多様な活動を展開している。このようなコリア NGO センターの持続的な活動は、南北コリア及び東アジアに居住するコリアン間の交流促進とコリアンネットワークを構築する基盤となっている。また、韓国と日本社会でイシュー化されている多様な政治的事案についても意見を表明している。つまり、マイノリティの声を発信する「発信の場」としての役割を果たしている。韓国と同じように、日本社会も「単一民族の神話」が強い国だ。移民者に対する排他的な雰囲気があるなかで、マイノリティの「声」は届かないことが多い。コリア NGO センターは、分散して個々で発する「声」に耳を傾け、このようなマイノリティの一人一人の「声」を集めて、主流社会や行政当局に伝達する役割を担うと共に、他の市民団体と連帯しつつ大阪の人権運動をリードし、成熟な市民社会へ成長するように努力している。

これまで見てきたように、コリア NGO センターの活動の存在意義を三つの側面から挙げるができるだろう。では、それぞれの側面で述べ、今後の課題を簡単に提示したい。第1に、個人レベ

ルでオン・オフラインの「安息の場」としての提供されなければならない。すなわち、日本の教育システムのなかで民族学級を経験する在日コリアン卒業生の大部分は、学校の卒業と同時に民族学級のような「安息の場」がなくなる。学校という枠組みから離れ、日本社会のなかでマイノリティとして多様な問題に直面するようになる。ところが、悩みを共有し、情報を交換する空間は、絶対的に不足しているのが実情である。マイノリティは依然として日本の主流社会のシステムから排除され、疎外されているという現実がある。そのなかで人間としての尊厳を保ち、自己肯定を図ることができる社会的なネットワークの拡充が確保されなければならない。グローバル化が進展しているなかで在日コリアンの若い世代だけではなく、在日外国人の青年が共に悩みを共有し、情報を交換できるオンライン上のネットワークの拡充とオフラインを通したネットワークの形成が、今後の個別レベルで解決されなければならない課題といえる。さらに、現在関西地域を中心に設けられている「民族学級」が、マイノリティの教育権の保障という側面で日本の他地域の公立学校内に設置され、運営できるように広げていくのも今後解決しなければならない課題であろう。

第2に、地域社会や在日コリアンのコミュニティレベルでの課題として、マイノリティの貧困問題に対する問題提起と、これに対する活動が積極的に展開されなければならないだろう。現在、日本全国で開催されている多文化共生と多文化関連イベントの大多数は「フード」「カルチャ」を媒介にしたものが大部分である。1980年代以降、持続的に増加している外国人と共生する「地域」づくりのために、具体的にかねらを取り巻く貧困問題に目を背けることなく関わる必要があるだろう。

最後に、マクロなレベルでは日本の教育現場でもっと積極的に異文化理解や体験などによって、在日外国人への理解を深めていく努力が必要である。もちろん、韓国においても在日コリアンのコミュニティは、海外同胞社会についての現状に対する理解と教育が必要であろう。現在、韓国の「在

外同胞財団」が各大学の教養課程として実施している「在外同胞理解」授業は、「在外同胞社会」を知ろうという趣旨は認められるが、学校の講義内容が基本的な移住の歴史などの簡単な概要説明に終わっている傾向にある。海外同胞社会を深く理解するためには、現在かれらを取り巻いている居住国での問題に踏み込んで理解できるような、漸進的な教育内容へと改善しなければならないだろう。さらに、在日コリアンのコミュニティをはじめとして世界に拡散する海外コリアンが居住国にとどまることなく、共通の問題を解決するためのネットワーク構築努力が必要だろう。

最終章 まとめにかえて

2003年、日本の総務省は『多文化共生推進に関する研究報告書』で多文化共生を「国籍や民族などの背景の違う人々が互いの文化的差異を認め、対等な関係を構築し、地域社会の構成員と共に生きていくこと」と定義している。つまり成熟した市民社会は、互いに違う文化的背景をもつ人々が、各自の個性を認めながら、それぞれが「自分らしく生きていける社会」であろう。

前述したように本稿は、コリア NGO センター設立の歴史的背景と活動の特徴、意義などを個人レベル、地域社会と在日コリアンのコミュニティレベル、マクロなレベルで検討した。個人レベルでは民族学級などの教育を通して在日コリアン一人一人が、肯定的な自我を発見する経験の場として、また、肯定的アイデンティティを確立させ、自身のルーツを発見する場としての役割を担っている。地域社会やコミュニティレベルでは、「地域」のなかでの生活様式と文化が違うニューカマーズやオールドカマーズ、日本人と結びつける媒介者、同時に葛藤の調整者になっている。マクロなレベルでは、マイノリティの個別の「声」を一つに集め、発信する場としての役割だけではなく、韓国と在日コリアン社会とのネットワークの形成を図り、日本社会へのコミットを通して、成熟した市

民社会を構築する努力を行っている。

大阪のコリアタウンは、日本国内での代表的な多文化共生地域として、今後も「多様性」が息づく地域として発展することが期待されている。国境を自由に越える現在、多文化共生は今や避けがたいのが現実であり、わたしたちはどこかでマイノリティの立場に置かれる可能性のある世界で生きている。マイノリティはマジョリティが「無意識的」に行う差別的行為を「意識」させる存在である。日本社会のなかでのマイノリティの NPO 団体の活動の意義は、マジョリティ社会にマイノリティの社会的格差や差別の実態を知らせる役割を担っている。今後のコリア NGO センターの活動は、日本や韓国社会のなかにあるマイノリティの NGO・NPO の組織の役割と方向性を提示するロールモデルになることが期待されるだろう。

付記

本研究は、「2016 年度科学研究費助成金（基盤研究 C）、『大阪生野コリアタウンにおける新たな重層的・複合的空間への変容実態に関する研究』、研究課題番号 16K03199、研究代表者：孫ミギョン」の科研費で行った。

本稿は「コリア NGO センターの活動からみた在日外国人の非営利組織の実態と現況」『グローバル文化コンテンツ』第 30 号、2017.10.31、PP113-137 に掲載した論文を翻訳し、加筆・修正したものである。

注

- 1) 「ヘイトスピーチ対策法」とは正式には「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律案」である。「特定の人種と民族に対する差別」を煽動するヘイトスピーチの抑制・解消を目的とする法律である。参照：参議院：<http://www.sangiin.go.jp/japanese/joho1/kousei/gian/190/meisai/m19007190006.htm>（検索日 2016-7-2）
- 2) この部分に関しては外国人入権法連絡会が作成した『日本における外国人・民族的マイノリティ人権白書』（2017）を参照。
- 3) この章の内容は 2014 年『コリア NGO センター設立 10 周年 記念誌』の内容を参照。

- 4) 神武景気とは日本の高度経済成長期である 1954 年 12 月から 1957 年 6 月までの好景気を指す用語である。日本の初代天皇である神武天皇が即位した年の 660 年以来の好景気という意味で、この用語が用いられた。
- 5) 出展: www.npo-homepage.go.jp/npoportal (検索日 2017-6-9)
- 6) 「朝鮮市場」から「生野コリアタウン」に変貌した過程については 高正子・손미경 (2010)、高正子 (2006) を参照。
- 7) 阪神教育闘争 (1948 年) で「朝鮮人学校」が閉鎖されると、朝鮮人の子どもたちが日本学校に入学する。そこで、朝鮮人側 (玄尚好) と大阪府知事の赤間文三によって放課後に朝鮮人の子どもたちに「民族学級」を設けるという覚書が交わされる。当時、33 の学校で民族学級が設けられたが、1980 年代には 7 校 11 人の朝鮮人教師が残るが、かれらが停年を向かえるに至る。そこで、覚書の「民族学級」の火を消さないという運動が、在日コリアンを中心に起こり、「民族教育促進協議会」がこの時期に結成された。
- 8) 大阪市内の小中学校に在籍する生徒数は 17,760 人で内 5,362 人が韓国・朝鮮籍の児童数である。民族学級及び民族クラブは 94 校に設置されていて、合計 2,260 人の児童が在籍している。なお、大阪府の小中学校で設置されている学校は 91 校で、民族講師が実施している学校は 2 地域 70 校である。
http://korea-ngo.org/ngo_01/minzoku/4number.htm
- 9) コリア NGO センターの主要事業に対する内容はホームページを参考にした。<http://korea-ngo.org/index.html>
- 10) ルーツは英語の roots からとったもの。直接移動を経験した在日コリアン 1 世にとってルーツは根っ子と経路だったとすれば、日本で生まれた 2 世・3 世にとってルーツは、もう少し複雑で、多様な意味で使われている。在日コリアンのルーツに関しては、홍리나 (2015) の論文を参照。
- 11) <http://korea-ngo.org/kyoiku/kyoiku02.html> (検索日 2018-7-24)
- 12) <http://www.pref.osaka.lg.jp/kyoikusomu/handbook/data.html> (検索日 2018-7-24)
- 13) <http://korea-ngo.org/kyosei/kyosei04.html> (検索日 2018-7-24)
- 14) コリア NGO センターと町の学校に関する詳細な内容は손미경 (2016) を参照。
- 손미경 (2016) 「문화플랫폼으로서 에스닉타운의 가능성과 새로운 정체성」, 『한국민족문화』 제 58 호, pp. 45-74
- 황운섭・오윤조・김철 (2015) 『지역연구개론』, 도서출판 청람
- 홍리나 (2015) 「문화적 저항으로서의 재일동포 민족학급: 히가시오사카시 공립소학교의 사례를 중심으로」, 2015 년도 한국학중앙연구원 한국학대학원 석사학위논문
- 朝日新聞社 (1933) 『アサヒグラフ』第二十一卷十九号 (昭和 8 年)
- 今田忠編著 (2006) 『日本の NPO 史 - NPO の歴史を読む、現在・過去・未来』, 株式会社ざようせい
- 高正子 (2006) 「『食』に集う街—大阪コリアタウンの生成と変遷」『食からの異文化理解』河合利光編、時潮社, pp. 131-151
- 駒井洋 (1999) 『日本の外国人移民』明石書店
- 坂本久海子 (2006) 「NPO 法人が行っている PHS による通訳サービスについて (特集 国際化時代の保健活動を考える) — (在日外国人への保健活動 1)」、『保健師ジャーナル』第 62 (12)
- 佐竹真明 (2011) 『在日外国人と多文化共生—地域コミュニティの視点から』明石書店
- 沢田 貴志 (2002) 「在日外国人と地域保健活動—SHARE の取り組み (特集 公衆衛生における NPO の役割)」, 『公衆衛生』第 66 (11)
- 下平好博 (1999) 「外国人労働者」, 『講座社会学 6 労働』稲上 毅、川喜多 喬編、東京大学出版会
- 杉原達 (1998) 『越境する民—近代大阪の朝鮮人史』新幹社
- 田村紀之 (1981) 「内務警保局調査による朝鮮人人口 (1) —総人口・男女別人口」(東京都立大学経済学部編『経済と経済学』(第 46 号 1982 年 2 月))
- 外村大 (2007) 「日本帝国における移住朝鮮人労働者問題—論議と政策」『日本労働研究雑誌』No562、労働政策研究・研修機構
- 松本 康編 (2014) 『都市社会学・入門』有斐閣アルマ
- 外国人人人権法連絡会 (2017) 『日本における外国人・民族的マイノリティ人権白書』, 2017
- 時事通信社 (2006) 「地域を支える (546) 外国人医療センター (MICA) (NPO 法人・名古屋市) 在日外国人の医療支援活動」『厚生福祉』第 5421
- コリア NGO センター (2014) 『コリア NGO センター設立 10 周年 記念誌』
- Asian Community Takashimadaira: <http://act-takashimadaira.jp/profile.html>
- Asian People's Friendship Society: <http://www.jca.apc.org/apfs/>
- NPO 法人日本在留支援総合窓口センター: <http://zairyu-japan.com/>

参考文献

高正子・손미경 (2010) 「한국문화 발신지로서의 오사카 이쿠노쿠 코리아타운」, 『글로벌문화콘텐츠』 제 5 호, pp. 87-120

内閣府 NPO: www.npo-homepage.go.jp/npoportal

参議院 : <http://www.sangiin.go.jp/japanese/joho1/kousei/gian/190/meisai/m19007190006.htm>

特定非営利活動法人 Tokyo Alien Eyes: <http://www.tae.or.jp/index.html>

特定非営利活動法人コリア NGO センター : <http://korea-ngo.org/>

特定非営利活動法人多民族共生人権教育センター : <http://www.taminzoku.com/>

研究ノート

アイデンティティが生んだ協働

—在韓被爆者渡日治療事業を立ち上げた日本人医師と 在日コリアン牧師を例に—

高橋優子（九州大学大学院地球社会統合科学府博士後期課程）

キーワード：アイデンティティ，キリスト教，コリアン被爆者，広島

Key words: identity, Christianity, Korean A-bomb victims (*hibakusha*), Hiroshima

1. はじめに

2015年9月8日、最高裁において、日本国外に居住する被爆者にも被爆者健康手帳保持者であれば被爆者援護法に基づいて医療費の全額支給が認められる判決が下された。1972年に釜山在住の在韓被爆者・孫振斗が、在外被爆者に対する被爆者健康手帳交付申請却下の取り消しを求めて起こした、いわゆる「手帳裁判」から43年。在外被爆者たちが日本に住む被爆者と同等の補償を受けられるようになるため、日本国内外の被爆者そして支援者たちがさまざまな組織を結成して、半世紀近くも運動を継続してきた成果だ。

その中でも、全被爆者の1割を占めたともいわれる朝鮮半島にルーツを持つコリアン被爆者たちは〔市場 2005: 27–29〕、時にコリアンたちで、時に支援者と共に、広島、長崎、大韓民国、朝鮮民主主義人民共和国でそれぞれ組織を結成し、コリアン被爆者の存在を広く知らせ援護を求めるため、運動を展開してきた。こうしたコリアン被爆者支援組織のあゆみをまとめた先行研究は決して多くないが、梁東淑〔2014〕は広島県朝鮮人被爆

者協議会の会長・李実根のこれまでの活動や資料をまとめ、田中正敬〔2016〕は長崎で在日コリアン被爆者支援活動を行った「長崎在日朝鮮人の人権を守る会」が行った実態調査と出版活動をまとめ、辛亨根〔2014〕は在韓コリアン被爆者支援に携わった日韓の団体と個人のあゆみを、イトウソノミ〔2017〕は在韓コリアン被爆者のための日本の支援団体のあゆみを包括的にまとめている。先行研究の少なさを考えれば、また活動のあゆみを知る人たちが高齢化により少なくなっていることを考えれば、これらの研究は各団体の歴史を掘り起こしている点において重要な貢献をしているといえる。しかし同時に、あゆみを整理するにとどまっているという点では、まだ萌芽的なものであるともいえる。

これらの先行研究のうち辛は、草の根運動による在韓コリアン被爆者問題の前進を可能にした要素として、コリアン被爆者の努力と意識、協力者である日本人らの良心、問題解決の意思の共有、そして被爆という共通の記憶を挙げ〔辛 2014:108〕、組織運動の形成・発展を独自の視点を交えて論じており、この点では、辛の論文はほかの先行研究よりも一歩踏み込んだものといえるかもしれない。しかし、在韓コリアン被爆者支援に携わった団体・個人の間にどのようにして協働関係が生まれたのか、つまり協働関係が生まれたメカニズムについては、十分に分析しているとはいえない。また、先述した運動を推し進めた要素以外にも協働関係を生み出すものがありうるのかについても、

考察の余地はあろう。確かに、共通の体験や記憶が共通の問題意識を生み、共通の目標の下での協働関係構築につながることは想像に難くない。しかし、被爆や戦争といった被爆者ならではの共通の体験や記憶が協働関係の条件であるならば、言い換えれば、それらの条件がなければ協働関係は生まれないのであろうか。

本稿では、1984年から2016年まで32年にわたって大韓民国に住むコリアン被爆者を日本に呼び寄せ医療支援活動を継続した在韓被爆者渡日治療広島委員会（以下「渡日治療委員会」）を事例として、その発足のキーパーソンとなり、共に非被爆者であった日本人医師・河村虎太郎と在日コリアン牧師・金信煥が、コリアン被爆者支援にかかわるようになり同委員会を結成するに至った経緯を扱う。被爆体験や民族的ルーツなど活動に直接関係する共通項を持たない彼らが、なぜコリアン被爆者支援活動に取り組むことになったのか。どのような経緯で知り合い、協働関係を結ぶに至ったのだろうか。

以下ではまず、二人の協働関係構築とかわりの深い、戦後の広島で展開されたクリスチャンによるコリアン被爆者支援の歴史を概観する。次にその中で、河村と金が中心となって立ち上げた渡日治療委員会の発足経緯を考察する。具体的には、彼らの残した手記や渡日治療委員会の資料を基に、二人のアイデンティティの形成、発達、そして変容を分析し、それが渡日治療委員会の発足につながっていった過程を描き出す。そしてこのケーススタディにより、共通の体験や記憶ではなく、アイデンティティやそれに由来する生きる信条が、相互理解や信頼関係、協働を生む可能性を持つことを示す。

2. 戦後広島におけるクリスチャンによるコリアン被爆者支援

1945年8月6日に原爆が投下され多くの被爆者を生んだ広島では、戦後間もないころからクリス

チャンによるコリアン被爆者支援活動があった。その一つは、在日コリアンのキリスト教会である在日大韓基督教会（以下「在日大韓教会」）広島教会の牧師や教会員ら自身による相互扶助だった。教会員に多くのコリアン被爆者を抱えていた広島教会は、被爆者の教会員に対して家庭訪問をしたり、韓国へ帰った彼らの家族・親戚との手紙や送金のやり取りを手伝うなどの手助けをしていた[金 2010: 2]。

在日大韓教会の教会員だけでなく、日本人のクリスチャンによるコリアン被爆者支援活動も行われていた。広島 YMCA の会員や地元のミッションスクールの教師らが集まって1960年に「キリスト者平和の会」（以下「平和の会」）を結成し、在日コリアン被爆者を含む高齢被爆者や戦争未亡人らのために、募金活動やクリスマス会などの行事開催、独居被爆者の家庭訪問、さらには仮設の家の建設や、日本基督教団西中国教区（広島、山口、島根の3県を管轄）との協力による被爆者のための特別養護老人ホーム「清鈴園」の開設・運営などといった活動をしていた[在日大韓基督教広島教会 1998: 134-135; 月下 2007: 3-4; 橋本 2001: 3]。

クリスチャンによるコリアン被爆者支援活動は広島県外でも始められた。日本基督教団中部教区（富山、石川、福井、愛知、岐阜、三重の6県を管轄）と同教区桑名教会（三重県）が、広島とのネットワークを構築して立ち上げたコリアン被爆者支援活動だ。日本基督教団は1967年3月26日に「第二次世界大戦下における日本基督教団の責任についての告白」（以下「戦責告白」）を発表し、戦前に「教団の名において、あの戦争を是認し、支持し、その勝利のために祈り努めることを、内外にむかって声明」したことについて、日本が犯した「罪」と同じ「罪」を犯したのだとし、「心の深い痛みをもって、この罪を懺悔し、主にゆるしを願うとともに、世界の、ことにアジアの諸国、そこにある教会と兄弟姉妹、またわが国の同胞にこころからゆるしを請う」ことを宣言している[日本基督教団 1967]。この「戦責告白」の精神に基づき、中部教区は1974年に広島の在日コリアン被爆

者への支援活動を始めた。中部教区の教会員らは広島を訪れ現地のコリアン被爆者らの生活実態について学び、彼らのための募金活動を始めた。同時に、教団関係者を中心とした広島のクリスチャンらが広島側の窓口として「現地5人委員会」を結成。こうして中部教区と広島のクリスチャンらによって、広島の在日コリアン被爆者支援のためのネットワークが形成された〔金 2010: 4; 在日大韓基督教広島教会 1998: 110－111〕。

一方の桑名教会の活動は、在韓のコリアン被爆者へ支援の手を伸ばした。桑名教会の会員たちが、戦争と平和に関する勉強会で読んだ『被爆韓国人』（朴秀馥・郭貴勲・辛泳洙／編著、朝日新聞社、1975年）を通じて在韓コリアン被爆者の悲惨な状況を知り、規模は小さくとも彼らを広島に招き治療を受けてもおうと活動に乗り出した。1977年8月から教会内での献金活動に加えて桑名市民にも募金を呼びかけ、前述の「現地5人委員会」のメンバーらと協議を重ね、具体的な招聘の方法を検討。そして1978年に「現地5人委員会」のメンバーを中心に「韓国の被爆者を広島の病院へ招く会」（以下「招く会」）を発足させ、桑名教会と広島のネットワークによって、在韓のコリアン被爆者らのための支援活動が始まることとなった〔在日大韓基督教広島教会 1998: 111－112; 月下 2007: 4〕。

こうして広島では、県内外の日本人と在日コリアンのクリスチャンによって、在日そして在韓のコリアン被爆者に対する支援活動が行われていたが、1972年に在韓被爆者・孫振斗が起こしたいわゆる「手帳裁判」を遠因として、広島のキリスト教関係者によるコリアン被爆者支援活動は、地理的にも規模的にもさらに大きな動きとなる。それが、1984年から2016年まで32年にわたって活動してきた渡日治療委員会だ。

3. 孫振斗の「手帳裁判」と在韓被爆者渡日治療広島委員会の発足

1970年12月3日、釜山在住の被爆者・孫振斗

が原爆後遺症の治療を受けようと船で日本への密入国を試みたが、佐賀県串浦漁港で捕まり、福岡刑務所へ送られた。服役中に体調が悪化したため福岡市内の病院に入院し、その間、1971年10月5日に福岡県知事へ被爆者健康手帳の交付を申請した。しかし福岡県より判断をゆだねられた厚生省は、孫が密入国者だったことを理由に1972年7月14日に申請を却下。孫はこれを不服として同年10月2日、福岡県知事を相手取って手帳申請却下の取り消しを求める、いわゆる「手帳裁判」を起こした。これ以後、孫は最高裁まで闘い、1974年3月30日の第一審判決、1975年7月17日の第二審判決、そして1978年3月30日の最高裁判決のすべてにおいて勝訴し、1978年4月3日に手帳の交付を受けた。

この一連の裁判が契機となり、1979年5月に厚生大臣の諮問機関として「原爆被爆者対策基本問題懇談会」が立ち上がり、同年6月25日にはソウルにおいて日韓の与党の間で「在韓被爆者に関する合意メモ」が交わされた。この合意メモに含まれていた在韓被爆者渡日治療が、1980年から実施されることとなった。

しかしこの事業にはいくつかの問題点が指摘されていた。まず、日本滞在期間は最長2か月とされた。医師が認めた場合は6か月まで滞在可能ではあったものの、原爆症の精密検査と治療を受けるのに2か月は必ずしも十分な期間ではなく、根治できないうちに韓国へ戻らなければならず、加えて韓国へ帰国後の医療ケアはなかった。また、日本政府がみる費用は入院中の治療費のみで、韓国を出発してから広島もしくは長崎の原爆病院に入院するまでの諸費用、つまり渡航費用や宿泊費、食費などは、すべて韓国政府がもつこととなった。しかも、重病者や高齢者は対象外である上、生活困窮者や家を長く空けられない人などはそもそも渡日自体が困難であり、渡日治療を受けられる人は結局のところ軽い症状の人など限られた人たちであった〔市場 2005: 74－75; 金 2003: 5; 金 2010: 4－5; 月下 2007: 4－5〕。

この政府による渡日治療事業では到底不十分だ

という問題意識から、より充実した渡日治療を実施するべく「招く会」の草の根の活動を拡大して1984年8月に発足したのが、渡日治療委員会だった。代表は日本人医師で日本基督教団会員の河村虎太郎。幹事の一人には、渡日治療委員会の実務を夫人とともに一手に引き受けることになる在日大韓教会広島教会の牧師・金信煥がいた。ここで特筆すべきは、河村と金は「現地5人委員会」と「招く会」のメンバーとして、それまでもすでにコリアン被爆者支援にたずさわっていたことだ。また、そのほか幹事に加わった人の多くも、「現地5人委員会」や「招く会」、後述する核禁会議、民団広島県地方本部の韓国原爆被害者対策特別委員会（以下「韓対委」）¹⁾や1971年に大阪を中心に発足した「韓国の原爆被害者を救援する市民の会」²⁾の広島支部などの関係者であり、これまでコリアン被爆者支援にかかわってきた人たちだった。

渡日治療委員会の運営は、医療面を河村が、実務面を金が担い、彼らを中心として決して多いとはいえない人数の協力者らがボランティアで行うこととなった。渡日者の人選は韓国の被爆者組織である韓国原爆被害者協会（1967年設立。1971年9月の改称までは「韓国原爆被害者援護協会」と協力して行い、渡日費用から滞在中にかかる諸経費までをすべて賛同者からのカンパで賄った。渡日にあたってのこまごまとした各種手続きから、渡日後の被爆者健康手帳申請手続き、入院・診察・治療など医療面での世話はもちろんのこと、それ以外にも日常の通訳、心理面でのケア、また食事などの細かな生活文化の違いにも気を配ったサポートを行った〔金 2003: 4-6; 在日大韓基督教団広島教会 1998: 111-113; 月下 2007: 4-5〕。

この間、先に始まった政府による渡日治療事業は開始から6年後の1986年に終了する。終了の直接の理由は、在韓コリアン被爆者渡日経費の負担のため、韓国政府が事業の延長に同意しなかったことだった〔市場 2005: 76; 金 2010: 4-5〕。なお、この政府による渡日治療事業で渡日したコリアン被爆者の総数は349名である〔市場 2005: 76; 金 2010: 5〕。これに対し、民間主導の渡日治療委員会

による活動は2016年5月まで継続する。日本基督教団と在日大韓教会を中心とする全国の教会や賛同者のカンパに支えられながら、広島のボランティアによる草の根活動という形態のまま、実に32年もの間、在韓コリアン被爆者のために息の長い活動を継続した。渡日治療委員会の活動で渡日したコリアン被爆者の延べ人数は、572人に上った〔河村 2016: 4〕。

この渡日治療委員会の立ち上げの中心的役割を担ったのは、先にも述べたように、日本人医師・河村虎太郎と在日コリアン牧師・金信煥だった。河村は立ち上げから3年後の1987年に病で逝去するものの（その後は同じく医師となった河村の子息が引き継いだ）、金は2016年の解散まで32年にわたり献身的に委員会の活動を引っ張った。彼らをこの完全無償の奉仕活動に駆り立てたものは何だったのか。それには、彼らの生涯とアイデンティティが大きく関係している。

4. 河村虎太郎のコリアン被爆者との出会いと使命感

河村虎太郎が初めて組織的なコリアン被爆者支援にかかわるようになったのは、渡日治療委員会発足より十年以上前の1971年のことである。きっかけは、日本の反核組織の一つである核兵器禁止平和建設国民会議（以下「核禁会議」。2014年に「KAKKIN」と改称）による、在韓コリアン被爆者のための医師団派遣だ。核禁会議が1968年8月1日に広島で全国大会と併せて開催したシンポジウムにおいて、自身も被爆者で後に韓対委委員長となる広島県韓国人商工会専務理事・姜文熙が、韓国にも被爆者がいることを指摘した〔核兵器禁止平和建設国民会議 1978: 42; 河村 1972: 77; 在日本大韓民国民団広島県地方本部韓国原爆被害者対策特別委員会 2016: 20〕。シンポジウムでの姜の指摘を受け、核禁会議は核兵器の問題と深く関係のあるコリアン被爆者に対する問題意識から、1968年10月に18団体による「韓国被爆者救援日韓協議

会」(会長：村上忠敬、副会長：崔錫卿)を発足させる。そのコリアン被爆者支援活動の一環として、1971年に韓国への医師団派遣を開始することになる[石田 2008: 4; 核兵器禁止平和建設国民会議 1978: 42-44; 核兵器禁止平和建設国民会議 1997: 22; 在日本大韓民国民団広島県地方本部韓国原爆被害者対策特別委員会 2016: 20; 한국원폭피해자협회 2011: 131-132]。この医師団派遣は1995年まで25年にわたって22回実施された。その間、延べ74名(実質35名)の医師が派遣され、診療を受けた在韓コリアン被爆者の数は延べ4,313名に上った[核兵器禁止平和建設国民会議 1997: 24]。

この医師団派遣において、河村は核禁広島県民会議議長の村上忠敬による要請で、第1回派遣から参加した。河村はこの在韓コリアン被爆者医療支援について、1972年に次のように記している。「人間が人間らしく生きるためには、人類滅亡の危険を除いて真の平和が来るためには、イデオロギーや国の利益を抜きにして核兵器は絶対に禁止されなければならない」[河村 1972: 78]。そして核兵器の問題と在韓コリアン被爆者の関連性について、次のように続ける。

核兵器禁止に無関心な人にとっては、被爆者は単なる気の毒な戦傷者かも知れない。しかし、核兵器禁止を願う私にとっては被爆者は自分のための犠牲であり、一般の負傷者、被災者と違った意味を持つのである。犠牲は何のために自分が犠牲になったのか知らないことも多い。被爆者も全部が被爆の意味を考えているわけではない。しかし以上のような理由で、私は被爆者の要求には応えなければならないと考えている。その上、韓国[人]被爆者は日本政府が広島、長崎に徴用して来て被爆せしめた人たちである。少なくとも、日本人被爆者と同等の待遇は与えられなければおかしいではないか。日本政府が無関心である現状では、なおさら診療に行かなければならない義務が私にはあった。[河村 1972: 78]

河村は1984年にも次のように語っている。

在韓被爆者救援活動は、私にいわせれば[中略]反核平和運動の実践だと考えています。[中略]もし、核戦争が起これば人類は絶滅しますよ、日本人も韓国人もありません。在韓被爆者は尊い先駆者です。それを救援するのが、私の使命だと思っています。[河村・折免 1984=1992: 76]

これらの記述から、河村の在韓コリアン被爆者支援活動の根底には彼自身の反核主義思想があることがわかる。しかしそのほかに、弱い者のために生きようとする姿勢も見えてとれる。コリアン被爆者らは原爆投下の「犠牲」になり、日本の植民地支配の「犠牲」になり、「日本政府が無関心」であるためにないがしろにされてきた「犠牲」者であり、同時に、核の時代にあって人類全体にとっての核兵器の恐ろしさを教えてくれる「尊い先駆者」だ。その人たちの「要求に…応え」「救援する」のが自分の「使命」だと書き記している。犠牲者であり核の時代における人類にとっての「尊い」存在であるコリアン被爆者に寄り添い、彼らのために働くことは、単に反核主義思想に基づくだけでなく、医学をもって弱い者のために働きたいという彼の使命感にも基づいていた。そして、この“弱い者のために”という姿勢は、彼のクリスチャンとしての信条からくるものだった。コリアン被爆者医療支援は、医師でありクリスチャンである河村の生きる姿勢と、密接に関係していた。では、河村にとって医学とキリスト教はどのような意味を持っていたのだろうか。

5. 河村虎太郎のアイデンティティ——医師であり、クリスチャンであること

河村虎太郎は1914年に現在の韓国・慶尚北道永川で父・政任と母・悦子の長男として生を受けた。龍山中学を卒業し、京城帝国大学予科(理科)を

経て京城帝国大学医学部で医学を学んだ（1938年3月卒業、1942年9月博士学位取得）。その後、同大医学部生理学第二講座で助手を務め、終戦まで京城（現在のソウル）で過ごした〔京城帝國大學 1943: 169, 191, 270; 京城帝國大學庶務課 1942: 1040; 京城帝國大學豫科 1932: 112〕。京城帝大時代、河村は「生命現象の研究に一生涯を打ち込むつもり」〔河村 1967=1992: 33〕というほどに、医学にのめりこんだ。「例え小さい研究でも生命現象探求の第一線にあるのだと言う意識で」、毎晩日付が変わっても実験をし、指導教員と徹夜で議論するなど、「希望に燃え」「全力投球」で「夢中になって」研究した〔河村 1976=1992: 40〕。

また戦後、当時まだ開発途上だった胃カメラについて、医師仲間で「後1年しか命がないと決った時に何をするかと言う話題が出た」際には、「一人はそうになったら浮気をすると言ったが、私はやはり胃カメラを続けると発言した。皆が「ほう」と言って私を見た様子を今でも憶い出すが、自分ながら一途なものであった」と回顧しており〔河村 1976=1992: 41〕、河村がいかに医学にのめりこみ、情熱を注いでいたかが伺える。

京城帝大時代から医学は河村が一生涯を懸けるというほどに人生の核を成すものだったわけだが、河村にはもう一つ、自分を支え、人生の道標となるものがあった。キリスト教だ。河村がキリスト教に出会ったきっかけは、父の投獄と弟妹の死だった。京城帝大3年生の時に奉天殖産銀行頭取だった父親が公債発行疑獄事件で刑務所に送られた（4か月後に釈放）ことで、残された一家は極貧生活を強いられ、親戚にも見離される。さらに弟の通と妹の小枝子が立て続けに肺結核を患うが、治療費も払えない状態だった。そんな時に無料で診療してくれたのがクリスチャン医師・井口信二であり、死を待つしかなかった通と小枝子（ともに1937年に死去）、そして家族の心を聖書の言葉で救ってくれたのも井口だった。また、葬儀の費用すら出せない河村一家のために京城にあった若草町教会が葬儀を執り行ってくれた。キリスト教に物心両面で支え救われ、心を打たれたという

河村は、妹が亡くなる2日前、病室で母と妹と共に洗礼を受けた〔河村 1937=1992; 河村 1967=1992: 33; 河村 1976=1992: 40; 河村 1983=1992: 44〕。このときの受洗は、「キリスト教がなんであるかほとんど知らず、ただ教会の人々の温かさに負けて受けた良い加減な受洗であったが、この受洗が私の生涯を決定してしまった」という〔河村 1967=1992: 33〕。こうしてキリスト教は河村の中に「滲み込」んだ〔河村 1958=1992: 21〕。戦後も、自身の信仰生活を守り、また福音の伝道に少しでも役に立とうと、開業した広島で医療に従事する傍ら広島大手町教会の建設と運営に力を注ぎ、土地の手配や牧師の招へい、礼拝の定例化などに奔走した〔河村 1967=1992: 34〕。そして、医師としての仕事も「キリスト教精神で貫く」ようになった〔河村 1958=1992: 21〕。

医学とキリスト教は彼の人生の核を成すものであり、彼の存在意義を確認させてくれるものであり、アイデンティティであった。医学は、河村が学生時代から没頭していたものであった。同時に、日本の敗戦によってそれまでの生活基盤をすべて失い、軍国主義国家から民主主義国家へと急変貌を遂げた“新生”日本に引き揚げ、ゼロからのスタートを切らなければならなかった河村にとって、医学は唯一、自己の存在を京城時代から一貫するものとして証明できる術であった。だからこそ医学は、自己の存在証明でありアイデンティティを成すものとなった。一方のキリスト教は、絶望の淵から河村と家族を救った“命の恩人”であり、以来、河村の生きる姿勢の基盤となり、アイデンティティを形成した。

さらに、二つは相容れない性格のものではなく、むしろ互いに補完し合い、河村の中で共存するものだった。

〔信仰と研究は〕全力で取り組む対象であっても、両者の間には異質のものがある。その端的な例は人間関係において現れる。〔中略〕山の中阪大教授は「外国の研究者と対等に情報を交換するには〔中略〕こちらが教えるものを

持たないと、向うは相手にしてくれない」と語って居るが之が研究者であり科学者である。研究者には能力の低いものを引っ張り上げる余裕は、時間的にも気持ちの上にもない。併し信仰者の集りでは原則として弱い者を受け入れる。惨めな者から教えられると言う姿勢がある。[河村 1976=1992: 41]

信仰と科学の両方に対し、同等に全力を賭けて来た私の場合は心と身体が分離して居るのを感じる。[中略] 私の身体が属して居るこの世界は自然科学の法則に従う世界であって、私の身体は之から抜け出る事が出来ない。私はこの身体の為に又人の身体の為に、研究を為し又医療を行う事に全力を挙げて居る。之は科学の心である。併し私のもう一つの心は自然界の法則に従わない。キリストの後に続きその御心に従う事を願う。キリストが凡てを神にゆだねて生きられたその生き方になりたいと願う時に、私は生かされ又新しい力の湧く事を知る。[河村 1976=1992: 42]

実証主義の科学と、ともすると非科学的ともとられる宗教的信仰は、相容れないものというよりは相互に補完し合うものとして、河村にとってはどちらも不可欠なものだった。これに関連して、河村にとっての日本キリスト者医科連盟(JCMA)の重要性は特筆しておくべきだろう。敗戦後の広島で医学の勉強も十分にできず開業をやめようかと考えたことさえある河村は、JCMAに所属し活動することで「医学と福音に生きると言う使命」を得た[河村 1983=1992: 45]。同時に、クリスチャン医師である自分にとって「生き方の原点」[河村 1983=1992: 44]であり「大切な基盤、欠くべからざるもの」[河村 1972=1992: 37]となったJCMAは、「自分の現在の生き方、信仰、キ医連 [JCMA] について自分なりに批判を迫られつつ更に[中略]自分の歩みを考え」ることを求められる場となった[河村 1971=1992: 36]。つまり、クリスチャン医師としての医療に対する姿勢や持つべき信条、

さらにはアイデンティティを、絶えず模索し、確立し、再確認と再定義を繰り返す機会を与えてくれる場となったのが、JCMAであった。

こうして「信仰[キリスト教]と科学[医学]は私の命題」と考えていた河村は[河村 1976=1992: 40]、クリスチャン医師としてのアイデンティティや使命をJCMAの活動を通して再確認・再定義し続ける中で、医学と信仰の両方を体現できる方法を常に模索していた。「絶えず前進して居なければ満足しない私の性格と、若い頃から滲み込んで居るキリスト教信仰による人生観から」、「日常の診療業務だけを守って平和に一生涯を終る事に対しては堪え切れない不満を感じ、何とかして自己の与えられた才能をもっと別の方法で社会に奉仕出来る方法はないかと考えて」いた[河村 1958=1992: 21]。そんなときに、所属していたJCMAを通じて岩村昇という医師に出会ったことにより、医学と信仰を両立できる生き方を見つけた。

岩村昇は1927年に現在の愛媛県宇和島市に生まれ、広島高等工業学校(1944年に広島工業専門学校と改称。現在の広島大学工学部の母体)に在学中、広島で被爆している。1962年にJCMAの任意団体である日本キリスト教海外医療協力会(JOCS)からネパールに派遣され、1980年までの約18年間、ネパールを中心に東南アジアで公衆衛生の改善や結核をはじめとした感染症撲滅に従事した[岩村 1975; 岩村 1982; 岩村 1985]。発展途上国で金銭的私欲も名誉もかえりみず人々のために働く岩村の生き方は、河村に大きな影響を与えた。河村にとって岩村の生き方は「人間愛を具現した働き」であり[河村 1968=1992: 53]、「広い人間愛」と「親しみやすい人柄」を持った岩村は[河村 1966=1992: 52]、ネパールでの医療活動を通じて、医学をもって「弱い者を受け入れ」「惨めな者から教えられる」クリスチャン医師としての生き方を示す、ロールモデルとなった。そして河村自身がコリアン被爆者に出会ったとき、これこそが自分がクリスチャン医師として打ち込むべきものだと思った。医学とキリスト教——河村のアイデンティティを成すこれら二つの要素が、彼のクリス

チャン医師としての生き方を定め、核禁会議や渡日治療委員会の活動など、コリアン被爆者支援に懸ける熱意と使命感を生じさせた。

6. 金信煥の河村虎太郎、そしてコリアン被爆者との出会い

この河村に1967年に出会い、コリアン被爆者医療にたずさわる彼に感銘を受け、のちに協働して渡日治療委員会の立ち上げにかかわるのが、在日コリアン牧師・金信煥だ。1932年に愛知県豊橋市で生まれた金は、後述するように、牧師になることを目指して1952年に同志社大学に進学する。6年後の1958年に同大大学院神学研究科を修了すると同時に、在日大韓教会関西地方会伝道所（1960年10月に大阪築港教会に昇格）に講道師として赴任し、1961年5月には牧師となる。その後、1965年に韓国の延世大学校の連合神学大学院で学び、翌1966年に広島教会に赴任する。そして同年7月、広島教会で金の牧師委任式が執り行われたその席で祝辞を述べたのが、広島基督教団信徒会長の河村政任、つまり河村虎太郎の父であった。その際、金はほかの出席者から河村政任が地元・広島では有名な人物で、また彼の子息で医師の河村虎太郎は京城帝大の卒業生であり、河村家は「朝鮮帰り」であることを聞かされている〔金2010: 1-2〕。

広島教会赴任後、金は教会員の家庭訪問を行う中で、在日コリアン被爆者である教会員たちの実情を知るようになる。大阪の高齢の教会員たちが痛風にかかりたくない心配するのに対し、広島教会の教会員たちは被爆者の多くが発症していたガンの心配をし、そして毎年2、3人の教会員が亡くなっていく。在日コリアンに対する差別に加えて、被爆による後遺症のために仕事もできず、また国民健康保険にも当時は国籍など諸要件のために加入できない者もいた。金は家庭訪問を通じて「外部から見ると、広島に住みついて、被爆者の話を聞いてみるのとでは全く違う」ことを痛感し、「外からではわからない、さまざまなことがわかる

ようにな」った〔金2010: 2〕。

家庭訪問を通じて知ったことが、もう一つあった。牧師委任式で見かけた河村政任の息子、虎太郎のことである。被爆者の教会員たちから、河村が貧しい在日コリアン被爆者たちに無償で治療を施していたことを聞かされるのだ。河村について「先生は、神様のような方だ」「親切で、馬鹿にしない」「差別なく、丁寧に診てくれる」「お金が払えない人からは、お金はとらない」などという話を教会員たちから聞かされていた金は、広島赴任から1年後に体調を崩し、河村病院で診察を受ける。こうして河村虎太郎と面識を持つことになる〔金2010: 2〕。

彼らの出会いは後に、クリスチャンのネットワークを通じて前述した「現地5人委員会」での協働につながり、その協働関係は1984年の渡日治療委員会立ち上げでさらに強固なものとなった。彼らをつなげたのは、被爆という共通の体験でも民族的ルーツという共通の出自でもなく、コリアン被爆者支援との直接的な関係はないクリスチャンという共通項だった。それは、ネットワークという実質的つながりだけでなく、渡日治療委員会の活動に取り組むにあたっての姿勢や信念といった精神的つながりももたらした、重要な触媒となった。また金の場合は、クリスチャンであることに加えてコリアンとしてのアイデンティティも、河村との協働、そして渡日治療委員会の活動の大きな原動力となった。

7. 金信煥のアイデンティティ——在日コリアンであること

金は1932年に愛知県豊橋市で生まれた在日二世だ。在日一世の両親は共にコリアンだとわからないほどに日本語が流暢で、故郷である忠清南道扶余にいる親戚とは疎遠になっていたこともあり、日本社会になじむよう努力していたという。父親の金奇春は日本人コミュニティに溶け込むために警防団に入ったり、家庭内でも日本語を使った

りしていた [李ほか 2012: 162–164]。金は小学校（在学中に 1941 年の国民学校令により国民学校と改称）で、コリアンであることがばれないようにしていたが、ある日、金の出自を知っていた教師の差別的発言により周りの生徒たちにも知られてしまう。以後、コリアンであることを理由に激しいじめに遭うようになり、本気で殺意が芽生えるほどに日本人に対する憎しみや恨みを抱くようになったという [李ほか 2012: 164–166, 173]。日本の敗戦後に中学校に入学するが、そこでも激しい差別に遭い、悩み苦しんだ金は何度か鉄道自殺を図っている [李ほか 2012: 167–169]。

一方、金が教会に通うようになったのは 1942 年ごろからである。生活苦や夫の暴力などに悩んでいた母親が教会に行っており、その母親に連れられて金自身も通うようになった。そしてその教会で知り合った牧師たちの厚意で大学卒業までの学費の面倒をみてもらえることになる。教会での出会いや信仰生活は、金の人生に大きな影響を与えた。金は彼らの人柄に感銘を受けたことに加えて、「人生に悩んで悩んで、自分はどのように生きたら良いのか、何をしたら良いのか、それを探」りたいとの思いから、牧師の道を志すようになったのだ [李ほか 2012: 172]。そして高等学校卒業後に同志社大学神学部へ進学する [李ほか 2012: 169]。豊橋では日本人の教会に通っていたが、大学進学先の京都では在日大韓教会の京都教会へ通うようになる。それまで自分の出自を隠し、「なぜ朝鮮人に産んでくれたんかぁ」と母親を責めたこともある金の中で [李ほか 2012: 166]、コリアンとしてのアイデンティティが芽生える契機となったのは、この京都教会や大学での経験だった。

母国を肯定するようになったのは大学に入ってからですね。まず驚いたのが韓国人教会なのに牧師さんが織田樞次っていう日本人。京都教会に行ってみたら青年達が母国語を習っていて、夜間学校に行っているんですよ。それで教会の青年達が一生懸命に韓国語を喋るの。私は日本語だけだったですから、全然喋

れない。[中略] 日本人の牧師がベラベラと韓国語で説教をする。全然わからない。何にもわからない。恥ずかしく思ったんですね。それで自分は何者かってね。[李ほか 2012: 171]

それから大学行きますとね、いわゆる朝鮮文化研究会、朝文研。[在日] 韓国学生同盟、韓学同とか。その人たちがやっぱり朝鮮の歌を歌っているとかね、それから朝鮮語で喋る。片言でも喋ろうとしているとかね。その次には、大学でその人たちが歴史を習っているわけですよ。私は入試の選択科目で日本史を取ったんです。全然違う。[中略] こういう見方があるのかと驚くわけですよ。民族史観に立つ歴史を一生懸命習おうとしたわけです。いわゆる比較研究みたいな形になるわけ。どちらが正しいか正しくないかって言うのはともかくとして。[李ほか 2012: 171–172]

在日大韓教会や朝文研、韓学同での在日同胞たちの姿を目の当たりにし、金はコリアンとしてのアイデンティティを強く意識するようになり、またそれを隠さずに生きる決意と自己肯定につながった。それは、「やっぱりこれが本当だと思ってね、今まで自分が通名で通していたことが愚人、偽物だったんだと思って。これからは本名で通さんといかんという感じだったですね」という金自身の言葉に表れている [李ほか 2012: 173]。

日本社会において在日コリアンは差別の対象となってきた。したがって、コリアンであることを自覚した上で、それを隠しながら生きる在日コリアンも多くいる。しかし、出自を隠すことなく、むしろ自分のルーツに向き合いもっと知ろうとしている同胞たちと、彼らの存在を受け入れ彼らと共生している日本人牧師の姿は、金の中でコリアンであることの意味を否定から肯定に変えた。金は、コリアンであることの意味、そしてアイデンティティを再定義したのだ。

コリアンとしてのアイデンティティの肯定と受け入れは、日本人に対する意識も変えた。

いやいや、私の姿勢は間違っておった。日本人を憎んでね、恨みを返してやるって言う気持ちで頑張ったんだから、[神学をやろうと思った]動機は悪かったですよ。動機が悪かったことを結局、神様に示されて、ホントに神の前で謝って、謝って、献身するっていうことに至ったわけですけどもね、[中略]私は信仰でもってこういうような自己意識を形成して、許す気持ちを持って、恨む気持ちを無くして…。[李ほか 2012: 173]

金の言葉からわかるように、日本人に対する意識の変化には、コリアンであることの肯定と自信の獲得に加えて、キリスト教の助けもあった。自分が日本人に対する憎しみで凝り固まっていたことを「神様に示されて」、「神の前で謝って、謝って」、その憎しみを克服し、「許す気持ち」にまで至った。

8. 金信煥のアイデンティティ——クリスチャンであること

キリスト教は、日本人に対する意識の変化のほかに、金に何を与えたのだろうか。それは、人とかかわり方であり、クリスチャンとしての使命であり、生きる姿勢であった。そしてこれこそが、金の32年にわたる渡日治療委員会への献身の原動力だった。

金は広島教会赴任中の1980年から1年間弱、カナダのトロント大学ノックスカレッジで神学を学んでおり、帰国後の1982年に在日大韓教会が京都で開催したシンポジウム「在日同胞의 将来と在日大韓基督教会의 宣教」(在日同胞の将来と在日大韓基督教会の宣教)で、カナダ留学中の話をしてほしいとの依頼を受け主題講演(基調講演)を行った。その講演で金は次のように語っている。

プロテスタントにおいては、この世俗社会における働きに意味があるのだと、そして私達

の業というものはですね。別の言葉で言うと修練といったらいいかもしれませんが、[中略]そのようなものはこの世の勤労の中にあるのだということです。この世における生活自体、あるいは働き自体[中略]が、いわゆる我々をクリスチャンとしての性格を形成するものであるというように思うのです。ですからそのような生活の中で神を想い、世俗の中において信仰者が徳を修めていく、神が今もこの世に働いているから、私達も神と共に働くのだ。それは具体的にどういう働きをするのかというと、人間1人1人にかかわっていくということにおいて為されるのだというように思うのです。ですから、人権の為の闘いというのは、神の人間への関与に私達人間が仕えていくことであるというように思うのです。[金 1983: 5-6]

金のこの語りからわかるのは、金が信念として持っていたクリスチャンとしての生き方である。金にとって、世俗において「徳を修めていく」ことは、「神の人間への関与に私達人間が仕え」ることであり、「神と共に働」き「人間1人1人にかかわっていく」ことが、この世俗におけるクリスチャンとしてのあるべき生き方だった。

同時に金は、在日コリアンの牧師として在日コリアンのために働くことだけでなく、在日か否かにかかわらず広い意味でのコリアンのために働くことの必要性を感じていたこともうかがえる。

[留学中、カナダには]自分の国にいる少数民族の人達の人権を守るだけでなく、外国にいる人達の人権にもかかわっていきこうという姿勢が長老教会、いわゆる保守的だといわれている教会の中にもあるということを私は知らされたのです。[金 1983: 5]

私達が[在日の人権を守るための]運動を進めていく時には、[中略][国籍や思想の違いを問わず]すべての者を包んでいくような立

場でなかったらならないだろうと思うのです。[中略] 私達はやはりすべての同胞を包んでいくものでなければならぬんじゃないかと思うのです。[金 1983: 13]

金は、カナダではさまざまな国の人が暮らし、外国人登録証携帯義務など、在日コリアンが日本で課されている制度もなく、しかも異なる宗派の教会がそれぞれ人権擁護活動を行っていることなどを見て驚いたという。このようなカナダでの「驚くべき経験」[金 1983: 3]、特に保守的と思っていた宗派を含めさまざまな宗派の教会が民族の違いや国境を越えた人権運動を推進していることに影響を受け、金は、日本における在日コリアンの人権問題に関心を寄せると同時に、「すべての同胞を包んでいく」必要性を感じるようになった。つまり、国籍や思想、居住地にかかわらず、広い包括的な意味でのコリアンのために働かなければならないとの考えに至った。そして、「人間 1 人 1 人にかかわり、中でも特に「すべての同胞を包んでいく」ことを信念にしていた金の姿勢は、まさに渡日治療委員会での活動において体现された。

キリスト教の信仰心、そしてクリスチャンとしてのアイデンティティは、金が生きる姿勢を確立していく上での土台となった。加えて、クリスチャンとしてのアイデンティティは河村との共通項でもあり、二人を引き寄せ協働関係へと導いた。クリスチャンとしてのアイデンティティという共通項は、二人の協働において単にそのきっかけを提供しただけではない。キリスト教の信条に基づく二人の生きる姿勢に共鳴する部分があったからこそ、二人の間に強い信頼関係と協働関係が生まれたのだ。

金は 1966 年に広島教会に赴任して以来、カナダへの留学期間を除いては、何十年も広島でコリアン被爆者のために献身してきた。広島に在中の 1985 年に東京への転勤の話を持ちかけられ、彼は広島に留まることを決めているが、そのときのことを次のように回顧している。

「[渡日治療] 広島委員会」が結成された翌年の八五年、私に個人的な事情が発生しました。「日大韓^マキリスト教会総会」で教団の総務を任命され、東京へ赴任するよう命じられました。河村先生に報告に行くと、先生は「韓国の被爆者をどうするのですか」と強い口調で言われました。私は、熱い電流が流れるような感覚を覚え、「申し訳ないことをした」と後悔しました。「隣国に対し悪いことをした、ほんとうにすまない」という謝罪の気持ちから、韓国の被爆者を何とかしたいと、渡日治療に本気で取り組んでおられるわけです。私は、これまでの取り組みに「可哀そうな韓国の被爆者のためにしてあげる」という意識、甘さがあったのではないかと気付きました。外から見たのではわからないことがあります。被爆者の話を聞き、支援している中で少しずつわかることがあります。「少しでも被爆者の気持ちができるようになった今、被爆者の立場にたち、被爆者と共に悩み、苦しみながら支えていく関係」で渡日治療に取り組まなければならないと思いました。私は、河村先生に「被爆者と共に生きる」ということを教えられました。私は広島に残り、渡日治療にかかわる決意をしました。[金 2010: 5]

金が広島に留まった大きな理由には、信頼を寄せていた河村のこのときの言葉に感銘を受けたことがある。しかしそれ以上に、長年無償でコリアン被爆者の治療に当たっていた河村の姿に「人間 1 人 1 人にかかわっていく」姿勢を見出し、河村が金のロールモデルとなっていたこともあるのではないかと。そしてそんな河村の生きる姿勢には、自身が信条としていた「人間 1 人 1 人にかかわっていく」という生きる姿勢や、コリアンのために働くという意志と共鳴する部分があった。ロールモデルである河村の影響と、コリアンに対する強い使命感と、クリスチャンとしての生きる信条——これらが融合し具現化したのが、同胞である在韓コリアン被爆者に対する 32 年間の支援活動だっ

た。金が1993年に渡日治療委員会における長年の貢献を認められ、韓国の大統領章を授与された際³⁾、韓対委委員長の姜文熙は「宗教的使命感を越えた人道精神に基き、在韓被爆者の渡日治療に対する支援活動、並びに日本社会で生活する韓国人の相談役としての貢献が評価された」と評しているが〔在韓被爆者渡日治療広島委員会 1994: 7〕、この賛辞は渡日治療委員会での献身が金の在日コリアン牧師としての使命感や生きる姿勢をまさに体現する場となっていたことを表しているといえる。

9. おわりに

日本人医師・河村虎太郎と在日コリアン牧師・金信煥の渡日治療委員会をはじめとしたコリアン被爆者支援活動における強い意志と長年にわたる奉仕、そして一人一人のコリアン被爆者に向き合うという姿勢は、それぞれの生涯を通して形成・発達・変容していった彼らのアイデンティティと密接にかかわっていた。

河村の場合、人生を懸けようと決めるほどの医学への情熱と強いキリスト教の信仰心が、同じくクリスチャン医師である岩村昇というロールモデルを得ることで結合し、彼のクリスチャン医師としてのアイデンティティを形成した。そのアイデンティティは河村に目指すべき生き方を示し、さらにコリアン被爆者との出会いを通じて「尊い先駆者」であるコリアン被爆者を救援するという使命に昇華された。

金の場合、牧師を志し神学を学んでいた京都で出会った日本人牧師や同胞の青年たちが、それまで隠したくて仕方のなかったコリアンという自分の出自に対する見方を変容させ、コリアンとしてのアイデンティティへの自信と誇りを芽生えさせた。同時に、神学の学びは「人間1人1人にかかわっていく」という生きる姿勢の確立の土台となり、クリスチャンであることは彼の人格の核を成すアイデンティティとなった。そんな金にとって、

コリアン被爆者に対する支援活動は、彼の在日コリアン牧師としてのアイデンティティに支えられた活動だった。

河村と金がさまざまな経験を経る中で形成・発達・変容していった彼らのアイデンティティは、コリアン被爆者支援活動を通じて、実社会において意味を持つものとなった。同時に、コリアン被爆者支援活動は、単に職業倫理に基づいた活動ではなく、彼らのアイデンティティに生命を吹き込むものであり、自己の存在意義を証明できる術だったのである。

河村と金のアイデンティティはまた、二人の信頼関係と協働関係も生んだ。とりわけ、クリスチャンとしてのアイデンティティという二人の共通項は、重要な触媒効果をもたらした。「弱い者を受け入れ」「惨めな者から教えられる」という河村の生きる姿勢と、「すべての者を包んでいくような立場で」「1人1人にかかわっていく」という金の生きる姿勢は、共にキリスト教の信条に基づいてそれぞれが形成したものだ。そしてそれは共感や共鳴を生みながら、「尊い」コリアン被爆者一人一人に敬意を持って向き合いかわるという共通の意志の下に二人を結び付け、「現地5人委員会」から渡日治療委員会に至るまでのコリアン被爆者支援活動での協働につながった。

冒頭で紹介したように、辛の分析によると、これまでのさまざまな被爆者支援運動を前進させてきた要素の一つには、運動の担い手たちが共有する被爆という記憶があり、それによって彼らは問題意識や目標を共有し、結束し、運動を展開してきた。これに対して河村と金の場合、コリアン被爆者支援の活動内容と直結する被爆という体験は共有せずとも、彼らのそれぞれのアイデンティティが共鳴した結果、コリアン被爆者支援活動、とりわけ渡日治療委員会における協働関係につながった。アイデンティティは、さまざまな経験、出会い、環境によって、形成され、変化し、再定義されていく。このようなアイデンティティの可変性は、時として人々の連帯を生み、実社会の中で大きな力となる可能性を秘めている。河村と金の

コリアン被爆者支援における協働関係は、それを証明している一つの例といえよう。

注

- 1) 民団広島県地方本部が大韓民国で被爆の後遺症に苦しむ同胞たちの支援を行うため 1963 年に設置した「母国被爆同胞救援対策委員会」（委員長：金寛植）が前身。のちに「韓国原爆被害者対策特別委員会」と改称〔在日本大韓国民団広島県地方本部韓国原爆被害者対策特別委員会 2016: 19; 한국원폭피해자협회 2011: 105〕。
- 2) 1971 年結成。韓国の被爆者組織である韓国原爆被害者協会の第 3 代会長・辛泳洙が、在韓被爆者の窮状を訴えるために 1971 年夏に来日したのがきっかけとなって結成された。在韓被爆者の被爆者健康手帳取得の支援などを活動内容としている。現在は大阪、広島、長崎に支部を持つ。
- 3) 金はこのほかにも、1996 年に第 8 回谷本清平和賞、2004 年に韓国・外交部長官表彰、2005 年に同・国民勳章 4 等級「木蓮章」を受けている。なお、在韓被爆者支援の功績が認められて、河村虎太郎は 1978 年に駐日韓国大使より感謝状、1983 年に全斗煥大統領より大統領表彰を、河村の息子・譲氏は 1995 年に韓国・保健福祉部長官表彰を、渡日治療委員会は 2007 年に第 19 回谷本清平和賞、2015 年に韓国・外交部長官表彰を受けている。

参考文献

日本語文献

- 李省展、佐藤由美、芳賀普子（2012）「在日コリアン二世の学校経験—金信煥氏の場合」『植民地教育史研究年報』15、pp. 156-176.
- 石田定（2008）「在韓被爆者の健康診断の報告」『在韓被爆者渡日治療広島委員会ニュース』No. 47、pp. 4-8.
- 市場淳子（2005）『ヒロシマを持ちかえった人々—韓国の広島』はなぜ生まれたのか』凱風社.
- イトウソノミ（2017）「権利を勝ち取るまで—日本で在韓被爆者を支えた人々」『部落解放研究』23、pp. 101-128.
- 岩村昇（1975）『ネパールの碧い空』講談社.
- 岩村昇（1982）『共に生きるために—アジアの医療と平和』新教出版社.
- 岩村昇（1985）『あなたの心の光をください—アジア医療・平和活動の半生—』佼成出版社.
- 核兵器禁止平和建設国民会議（1978）『在韓被爆者』核兵器禁止平和建設国民会議.
- 核兵器禁止平和建設国民会議（1997）『原爆被爆者救援活動報告—救援活動 35 年の歩み』核兵器禁止平和

建設国民会議.

- 河村虎太郎（1937=1992）「父・政任への手紙」『河村虎太郎遺稿集—医療と信仰—』pp. 1-8.
- 河村虎太郎（1958=1992）「集団検診業務を顧みて」『広島労働基準検診所 10 周年記念誌』、『河村虎太郎遺稿集—医療と信仰—』pp. 21-22.
- 河村虎太郎（1966=1992）「会報第二号発行に当たり」『岩村後援会会報第 2 号』、『河村虎太郎遺稿集—医療と信仰—』p. 52.
- 河村虎太郎（1967=1992）「私の信仰、その過去と現在」『医学と福音』Vol. 19 No. 12（1967 年 12 月号）、『河村虎太郎遺稿集—医療と信仰—』pp. 33-35.
- 河村虎太郎（1968=1992）「ネパールへ医学徒を派遣して」『岩村後援会会報第 3 号』、『河村虎太郎遺稿集—医療と信仰—』p. 53.
- 河村虎太郎（1971=1992）「キ医連の基盤は」『医学と福音』Vol. 23 No. 10（1971 年 11 月号）、『河村虎太郎遺稿集—医療と信仰—』pp. 35-36.
- 河村虎太郎（1972）「韓国被爆者の現状—第 2 次被爆者救援診療医師団に同行して」『福音と世界』1972 年 11 月号、pp. 77-83.
- 河村虎太郎（1972=1992）「医学と信仰に励みながら」『医学と福音』Vol. 24 No. 1（1972 年 1 月号）、『河村虎太郎遺稿集—医療と信仰—』pp. 36-37.
- 河村虎太郎（1976=1992）「信仰と科学」『医学と福音』Vol. 28 No. 8（1976 年 9 月号）、『河村虎太郎遺稿集—医療と信仰—』pp. 40-42.
- 河村虎太郎（1983=1992）「私の使命」『医学と福音』Vol. 35 No. 8（1983 年 9 月号）、『河村虎太郎遺稿集—医療と信仰—』pp. 44-45.
- 河村虎太郎・折尾昭雄（1984=1992）「＜対談＞在韓被爆者をめぐって」『広島市医師会だより』1984 年 3 月号、『河村虎太郎遺稿集—医療と信仰—』pp. 71-76.
- 河村政任（1974）『二粒の麦』YMCA 出版.
- 河村譲（2016）「在韓被爆者渡日治療について」『在韓被爆者渡日治療広島委員会ニュース』No. 59、pp. 3-4.
- 金信煥（1983）「主題講演『在日同胞の将来と在日大韓国基督教会の宣教』」〔演題ママ〕在日大韓基督教総会社会局『第 4 回심포지움 在日同胞의 将来와 在日大韓基督教회의 宣教』〔第 4 回シンポジウム在日同胞の将来と在日大韓基督教会の宣教〕pp. 1-13.
- 金信煥（2003）「在韓被爆者の渡日治療に関わって」『在韓被爆者渡日治療広島委員会ニュース』No. 37、pp. 1-10.
- 金信煥（2010）「韓国人被爆者とのかわり—河村虎太郎先生との出会いと渡日治療—」『在韓被爆者渡日治療広島委員会ニュース』No. 51、pp. 1-5.

京城帝國大學(1943)『京城帝國大學一覽 昭和十七年』
京城帝國大學.
京城帝國大學庶務課(1942)『京城帝國大學學報 第
百八十七號』京城帝國大學庶務課.
京城帝國大學豫科(1932)『京城帝國大學豫科一覽 昭
和七年』京城帝國大學豫科.
在韓被爆者渡日治療広島委員会(1994)『在韓被爆者渡
日治療広島委員会ニュース』No. 19.
在日大韓基督教広島教会(1998)『創立 50 周年記念誌』
在日大韓基督教広島教会.
在日本大韓民国民団広島県地方本部韓国原爆被害者対
策特別委員会(2016)『韓国人原爆被害者 70 年史
資料集』在日本大韓民国民団広島県地方本部韓国
原爆被害者対策特別委員会.
辛亨根(2014)『韓国原爆被害者問題の実態と意義につ
いての研究—特に韓日間草の根協力を注目して』
広島大学大学院国際協力研究科提出博士論文.
田中正敬(2016)「史料紹介:長崎在日朝鮮人の人権を
守る会『原爆と朝鮮人』(第 1 集～第 7 集)」『専修

大学人文科学研究所月報』282、pp. 1-37.
月下美孝(2007)「被爆者と私」『在韓被爆者渡日治療
広島委員会ニュース』No. 45、pp. 2-7.
日本基督教団「第二次世界大戦下における日本基督教
団の責任についての告白」日本基督教団ウェブサ
イト(<http://uccj.org/confession>) [2016 年 11 月 12 日
アクセス].
橋本栄一(2001)「『渡日治療委員会』との関わり」『在
韓被爆者渡日治療広島委員会ニュース』No. 32、pp.
1-3.
梁東淑(2014)「朝鮮人原爆被害者関連の研究状況と李
実根(「広島県朝鮮人被爆者協議会」)所蔵資料」
『グローバル人間学紀要』7、pp. 73-94.

韓国語文献

한국원폭피해자협회 [韓国原爆被害者協会] (2011) 『한
국원폭피해자 65 년사』 [韓国原爆被害者 65 年史]
한국원폭피해자협회 [韓国原爆被害者協会].

第13回コリア学国際学術大会に参加して

大村益夫（早稲田大学名誉教授）

2017年8月3日から4日まで、ニュージーランドで開かれた第13回コリア学国際学術大会に参加した。この大会は、国際高麗学会とオークランド大学コリア学センターと国際高麗学会太平洋支部が主催したものである。わたしは1986年北京大学での第1回大会に参加して以来、2000年第6回のホノルル大会にいたるまで、全6回〈延滞での少壮学者大会をいれば全7回〉は毎回参加してきたが、その後は欠席が続き、今回13回大会にやっと参加することができた。

久しぶりのことだけに、メンバーはかなり入れ代っていた。他の会合などで顔見知りの人は何人かいたが、この大会に第1回からかかわった人は、国際高麗学会副会長の宋南先（ソン・ナムソン）先生くらいだった。

参加者はみんな若くて活気に満ち溢れていた。そう映るのは、それだけこちらが年を取ったせいかもしれない。第4回の北京大会の時のように10数台のバスを連ねて移動するといったような、ハデで大掛かりの立ち回りはなかったものの、130人ほどのこじんまりした、学術問題を語るにふさわしい人数だった。

今回の大会には共和国（北）の代表が参加できなかったことは残念だ。今まで南か北か的一方が参加しなかった前例がないわけではないが、それは例外で、基本的に南北をはじめとし、世界に散在して活躍する韓（朝鮮）民族が一堂に会するのが、この大会の特色なのに——（もちろん他民族研究者の参加も歓迎するが、本大会の参加者は

韓民族が全体の80%以上を占めている）。主要参加者の一半を占める共和国代表の不参加は、なんとも残念だ。しかもそれが必ずしも政治的理由によるものだけではないと聞くからよけいである。とにかくビザが下りなかったようだ。

開会式や閉幕式、全体のシンポジウムには全員が参加したけれど、個々の発表は分科会で行われた。言語、社会・教育、政治、歴史、文学、芸術・民俗、哲学・宗教、人口移動の8分科会のうち、わたしは文学の分科会に出た。十数人の小さな部会で意外なことに韓国勢が一人もいなかった。中国在住勢（朝鮮族）が圧倒的に多く、高麗大大学院生と肩書にあった人もいたけれども中国人らしかった。

日本からの参加者は二人で、そのうち一人は日本人であるわたしと、もう一人は在日朝鮮人であった。わたしは文学部会で、スターリンも毛沢東も金日成も、自分の生命を懸けて否定し、懲役10年、執筆停止24年を食らった金学鉄という朝鮮族作家を扱った。きっと共和国側の厳しい批判があるだろうと期待していたのに、それは空振りに終わった。異なる意見がぶつかりあってこそ、本当の意味での国際シンポジウムなのに——。

今大会の最後のシンポジウム「アリラン——喪失と再生」は、参加者全員が集まって、ニュージーランドの伝統的様式で建てられたオークランド大学のパシフィカホールで行われた。

そこでは「アリラン」についての報告が数本あった。その歴史と社会性、伝統と近代性、曲調の種

類と変化等についての報告が、中国人、アメリカ人、韓国人、日本人の立場から行われた。中でも1991年、千葉県で行われた世界卓球選手権大会で、南北共同チームの公式国歌としてアリランが採択された時の映像には、胸が熱くなった。シンポジウムのあと、自然と輪ができて、アリランの大合唱が踊りとともに始まった。わたしは1991年夏に

行われた少壮学者大会の光景を思い出していた。あの時は南北の若い研究者が肩を組み合わせ、童謡「故郷の春」を繰り返し繰り返し歌い、また踊っていた。統一への望みを希求するあの歌声に、こんなにちのアリランの歌と踊りを重ねていた。やがて、いつしかわたし自身もアリランの輪の中で踊っていた。

第1回世界韓人学術大会を終えて

金雄基（弘益大学校）

はじめに

筆者は韓国外務部傘下にある在外同胞財団の創立20周年行事として開催された第1回世界韓人学術大会に日本分科の幹事として運営に参加した。本学術大会は財団法人在外韓人学会からの働きかけにより、2017年6月27－29日の間、17カ国、150人を超える研究者やNPO関係者の参加をもって開催された。本来、独立の政府部署として在外同胞問題を主管することが意図されたが、自国民への内政干渉とする中国などの圧力もあり、財団という形態をなっている同財団は、同胞団体、次世代、メディア関係者などといった在外同胞のネットワーク化や各在外同胞社会による韓国語・アイデンティティ教育への支援を主として行っている。しかし、在外同胞研究者のネットワーク化はこれまで行われてこなかった。今回初めて行われたこの試みを通して意図してきたこと、感じたこと、気づいたことを中心に記していきたい。

疎外地域の在外同胞への関心の高まり

筆者は韓国の在外同胞集団の1つとしての在日問題という視座に立って研究を行っているが、これにより、少なくとも世界170カ国以上に居住する韓国の在外同胞総体における在日コリアンの総体的な位相について常に意識するようになる。政治や政策といった領域を扱う際において、他の同胞集団の存在は比較対象であると同時にロールモデルであり、施策を受けるにあたっては競争者になる場合もある。

韓国における在外同胞研究の趨勢を大雑把ではあるが時期別に区分すると、萌芽期である1980年代までは在日コリアンが主たる研究対象であったが、それ以降、2000年代までは在米コリアン、2010年代以降は中国朝鮮族やCIS地域の高麗人へと関心が移っている。このような変化は韓国との間における人的交流の頻度や施策の主たる対象がどの在外同胞になるのかによるものと言える。また、最



出典：「聯合ニュース」、2017年6月27日。

近は移住者が10万人を超えたベトナムをはじめとする東南アジア地域や、在外同胞全般の韓国への流入（逆移民）が増加していることから、韓国国内における処遇問題に対する関心が高まっている。

国内在住在外同胞の急増

韓国国内の問題としての在外同胞研究の主たる対象は中国朝鮮族と CIS 高麗人である。朝鮮族は韓国内に80万人以上が居住しているものと推定され、高麗人もまた、ソ連崩壊以降、居住国であるロシア、ウズベキスタンなどにおける生活環境の不安定化により、4万人以上が韓国へと移住している。彼らにとって韓国は外国籍同胞という、一般外国人に比して出入国政策上の優遇措置を受け、収入を得ることのできる Land of Opportunity であり、近年は従来の在外同胞向けの訪問就労制度によるブルーカラー・サービス業だけでなく、特に朝鮮族の場合、ホワイトカラーの職種にも数多く進出している。ホワイトカラーへの進出は Crystal Wall という用語に象徴される差別の壁が依然として存在する在米コリアンなど、先進国からの流入が主たるものであったが、地理的にも隣接しており、また、労働者階層だけでなく、エリート層の流入が続いている朝鮮族にとって韓国は蓄財だけでなく、キャリア構築の現実的な対案となりつつある。従来の様に中国に帰国するだけでなく、韓国に定住、もしくは第三国に再び移民する者も急増している。

唯一特殊かつ例外的存在としての在日コリアン

在日コリアンを韓国の在外同胞のうちの一集団として見た際に明確になるのはその特殊性である。＜図1＞のとおり、在外同胞は国籍と移住経緯により3つのカテゴリーに分類することができ

る。まず、1960年代にベトナム戦争参戦の対価として移民枠が急増した米国をはじめとする自発的経済移民である。1980年代以降、それまで韓国社会における在外同胞の典型であり続けてきた在日コリアンからその地位を引き継いだのだが、彼らの地位は国籍取得状況によって可変的である。すなわち、移民者個人にとって有利な選択を行っている。これを可能としているのが複数国籍を認める李明博政権時代に改訂された国籍法である。重国籍者のまま韓国に居住している場合、その国籍の放棄をせずとも韓国国籍者として権利を行使することが可能となっている。現在は満65歳以上に限定されているが、積極的なロビー活動によって対象年齢は引き下げられる方向に向かうものと思われる（外国籍結婚移住女性の韓国籍取得時には年齢制限なし）。

＜図1＞在外同胞の類型

国籍・移住経緯	自発的	非自発的 (ディアスポラ)
韓国籍	1960年代以降における自発的経済移民 (在米コリアンなど)	在日コリアン
外国籍		中国朝鮮族・CIS 高麗人

次に、1990年代における韓中、韓ソ間の国交正常化に伴い、非自発的移民経緯を持つディアスポラとしての朝鮮族や高麗人の韓国流入が始まった。彼らを受け入れは訪問就労制度という、職種、滞在期間、家族同伴に制限の付いた外国人労働者受け入れの一環として始まった。先進国の在外同胞に比して著しく不利な制度に不満を持った彼らは韓国政府を相手取って憲法訴訟を提起し、勝訴したことから、永住権に準じた、いわゆる在外同胞ビザの取得事例が増えている。

そして、第3のカテゴリーとして、依然として在日コリアンの最大多数である韓国籍者である。非自発的な移住経緯を持つ唯一の韓国籍集団であることから、本来なら上記の2つのカテゴリーに比して優遇されて然るべきであるが、現状は正反

対である。以前、筆者はこのような状況を「韓国社会における最底辺の在外同胞としての在日コリアン」と表したことがあるが、各種行政制度から在日コリアンは度外視され続けている一方、故李健雨氏が在外国民参政権を求めて憲法訴訟を行うまで、在日の側からこれといった異議申し立てが行われることもなかった。唯一、大韓民国という国家の持つ資源を活用しようという発想の持ち得ない、「在日志向」に閉じこもる特殊な在外同胞である。否、特殊というよりは奇異ともいうべき状況である。しかし、後述する通りこれは在日と韓国の間に横たわる複雑な政治的経緯によるものである。

＜図1＞によって示されているのは、在外同胞政策において、在日コリアンには独自の施策や政策的配慮が必要という点である。韓国国民ではあるが住民ではなく、しかも、居住国において無権利の外国人というのは在日コリアンにおいて他に存在しないからである。このような状況に対する認知が韓国政府に皆無に等しいことから、結婚移住女性家庭に対する社会統合政策はもちろんのこと、内国人向けの育児支援をはじめとする福祉政策からも韓国国籍の在日コリアンは一切排除され続けてきたのである。

「在日は韓国に関心がない」

2011年2月、東国大学校日本学研究所が主催した学会において、韓国国政参政権問題に対するコメントを求められた在日コリアンの某教授はこのように発言した。筆者はこの一つの発言から、なぜこのような認識が生まれたのか、また、こうした状況はなぜ放置され続けるのか、いかなる弊害が生じるのかなど、今日に至るまで持ち続けている多様な問題意識を得ることができた。この時が在日問題に関する初の学術発表ただけに、筆者にとっては新鮮な衝撃であった。

差別と闘うのなら、権利を行使するのは自然な発想であろう。ところがこの著名（らしい）在日

研究者は、そこには関心がないと言いつつ、その一方で自らの差別体験を延々と語るのである。何かを働きかけたり変えていこうという意思を窺い知ることはできなかった。主権の存する祖国で生じている矛盾の解消への意思が窺えないまま、無権利の外国である日本での差別を韓国で訴えるという滑稽さに痛みすら覚えたことを記憶している。

筆者が無知だったのは事実である。無権利の外国人の含意や在日コリアンと大韓民国国家との間に横たわる複雑な歴史について。これらを知る過程で、地理的隣接性に比して祖国との関係性が果てしなく遠いものとなってしまったのも致し方ないと認識するようになった。飛行機でわずか2時間弱、片道1万円程度の祖国が、南米やアフリカに暮らす在外同胞に比しても心理的に遠くなってしまっているのは、世代交代のみならず極めて強度の政治的要因によるものとの認識を持つに至ったのである。

政府系団体主催による学術大会

周知のとおり、韓国は弾劾政局を経て民主化勢力が政権の座についた。学術大会の全体セッションにおいて筆者は、主催者である在外同胞財団から朝鮮籍者の韓国入国問題に関する、韓国在住者にとっては政治的リスクとなり得るテーマの発表を求められた。この際に付言されたのは「自由に」語ることであったことから、なおさらリスクを感じたのも事実である。入国そのものは原則オープンに、しかし、南北交流法とは別途の根拠法を整備しないことには朝鮮籍者の多様性を不可視化してしまう。つまり、親北・親総連というレッテルをそれとは無関係な朝鮮籍者にも貼り付けることになってしまう。よって、現行法の運用による朝鮮籍者の入国許容は真の人道的配慮とは言えず、ほとんどの在日コリアンを棄民し続けてきた既存の政策と何ら変わるところがないとの主張を行った。このような主張を、政府系の団体が主催する

場で、在日コリアン当事者が行うことが可能なほどに、韓国の情勢は変わったことを実感した。

一方、日本地域セッション、すなわち在日コリアンを扱う分科参加者の人選が責任者である慶熙大学校の宋錫源教授と筆者に一任されたのだが、1) 政治的に不可視的かつ疎外されてきた在日コリアン個人および団体を優先する、2) 日本人研究者を含める、3) 在外公館からの推薦はセッション構成によほど合致しない限りは受け入れないという原則をもって行った。結果として、関西で学会を開催しているような様相となったのだが、在日コリアンを民団・総連の二分法で認識している韓国において、このように政治性を鑑みた試みが実施された事例は皆無であろう。「不可視的存在の可視化」を意図し、非民団・非総連、済州、反差別、民族教育といった、韓国国内においてこれまであまり省みられることのなかったテーマを扱うことができたのは成果であると自負している。しかし、その一方で学会終了後、人選をめぐり、筆者は韓国在住の若手研究者らから親総連、親朝鮮学校の研究者（民団関係者を含めなかったことには批判なし）を含めなかったのは排除だとの誹りを受けたのもまた事実である。これほどまで在日コリアンは政治的存在であることを確認した次第である一方、在日と韓国の間に横たわる暗黒史と、それに対する若手世代による認識の欠如との間隙を思わざるにはいられなかった。戦後史の記憶の継承が止まっているのは在日もまた然りである。韓国に暮らす中間層の在日コリアンという、政治的基盤の脆弱な立場である筆者としては、受忍可能な最大限のリスクを負ったものと考えていた。また、この点を認知している参加者や運営者、特に他地域セッションの関係者からは、多くの賛辞が寄せられていた。そうした中でこのような批判に直面したことで、冷や水を浴びせられた思いがしたのもまた事実である。

在日研究の特殊性

翻って他地域のセッションにおいてはこのような政治的葛藤は存在しない。「東北アジア時代における在外同胞の役割」、「同胞社会の変化と次世代コリアンコミュニティ」、「(韓国) 国内同胞の実態および政策」、「同胞政策の改善方案および提言」という全体セッションのテーマに沿った内容の発表がほとんどを占めた。翻って日本地域セッションにおいては、参加者の発表内容の新鮮さに比して、討論者の認識がアイデンティティ、歴史、政治的二分法に拘泥したものが多く、他地域とは明らかに傾向が異なっていることが確認できた。このことは韓国の在外同胞という視座を持つことで初めて確認できる在日コリアンの特殊性を如実に示していたと言える。世代経過にともなって居住国での環境が改善した点が相対的に少ない状況を反映しているのは言うまでもない。

また、新旧定住者が一堂に会して旧定住者の問題を論議する場においては、旧定住者が新定住者や本国人に対して非難を浴びせる様相を呈するものも在日研究ならではのものと言えよう。筆者はその原因を相互蔑視と社会構造的側面を考慮しない本国側の恣意的解釈の所産によるものと考えているが、互いが互いを対等なパートナーとして認識できていないことが今回も確認され、これこそが今後の課題と考えている。恣意的な「研究」は淘汰されるのは当然として、交流と疎通が、活発になってほしいと願っている。新旧定住者間の相互不信の原因もまた、政治的要因による疎通の断絶によって醸成された不信感に原因を求めることができるのではないだろうか。

政治性の檻からの解放を求めて

韓国社会の民主化は在日コリアンには及んでいない。文在寅政権もこの点を改善する意思は希薄である。民団・総連の二分法による認識が堅持さ

れていることがその証左である。国家情報院の韓国国内における防諜機能を他部署に移管する一方、日本を含めた海外においては従来の仕組みをそのまま維持して監視を続けるというのが文在寅政権の公約である。このことは極右・極左、言い換えれば味方か敵かという両極端な政治的選択肢しか持たせない、これまでの在日社会の構造の維持を意味している。この狭小な範疇に含まれる在日コリアンは左右合わせても今や10%にも満たないであろう。残りの90%を度外視、つまり、在日社会には政治的多様性を許さないという政策になぜ怒りを感じないのだろうか。民主化を共有する意思のかけらもない文在寅政権は在日コリアンを決して対等な国民とは見なしていない。弾劾政局当時、狂喜乱舞していた少なからぬ在日コリアンたちは、民主化の果実が自らには及ぶことはないことを未だ認識できていないのだろうか。

ここで思い出されるのが上述した「在日は韓国に関心がない」である。その通りである。しかし、このような発言は自らの権利状況に対する思考停止を意味しているように思えてならない。なぜ侵害されている権利を取り戻そうという発想に至らないのだろうか。

ここ数日（1月下旬）、韓国メディアで国家権力による北のスパイ捏造に関するドキュメンタリーが複数放映された。1970-80年代の軍事政権時代に令状なしに拘禁され、拷問に遭い、死刑判決を含む冤罪被害に遭った被害者と拷問を行った捜査官やこれを黙認した検事、検察の主張に沿って判決を下した判事らが登場したのだが、ここに冤罪被害に遭った多くの在日コリアンが登場し、証言を行っていた。彼らは正面から国家権力に立ち向っている。民主化された韓国において、今だからこそこであるのではないか。在日社会というものがあるならば、これ以上彼らに関心すら持たない状況を持続させて良いはずがない。

民主化の果実は黙っていても手に届くところに落ちてくる代物ではない。自らの側にたぐり寄せる実践なしには現状を変えることは不可能である。韓国における自らの位相に対する関心の希薄

さは、日本での暮らしにも確実に悪影響を及ぼしている。「朝鮮人帰れ」のヘイトスピーチに心が凍る思いのする在日コリアンが多いのは、「帰れる所がない」という心理的負担が作用していないだろうか。ならば、（実際に帰るかは別にして）「帰れる」と思える環境を整備すればよい。

2018年1月25日に違憲判決が下された、それまで2年以上にわたって係留されたままだった憲法訴訟はその実践である。原告は韓国に嫁いだ在日コリアン女性であり、平凡な主婦である。子女が海外に永住権（この場合は特別永住権）を持つことを理由に、育児支援を保健福祉部が停止したことを平等権の侵害として憲法裁判所に訴え出たのである。保健福祉部が法的根拠の不明確な「指針」によって支給停止を強行したことの、違憲性を司法の場で問うたのである。

結果は憲法裁判所の判事9名全員の一致による違憲、すなわち、保健福祉部の措置は不当であるという判決となった。たとえ住民登録上、在外国民と区別されているにせよ、それを根拠に権利制限を行政が行うことは不当とするこの判決の意味は、在日コリアンにとって限りなく重いものである。先の李健雨氏による憲法訴訟が在日コリアンの主権を担保するものであるならば、今回の判決は平等権の獲得を意味するものである。自国民はおろか、外国人に比しても劣悪な韓国における在日コリアンの地位を改善していくことは、祖国を活用した社会進出という対案を構築するための前提条件となるからである。こうすることで、初めて他の在外同胞との間に共通体験や認識が生まれ、本国人との関係性においても対等な共生が可能となるのである。

在外同胞それぞれの固有の歴史は尊重されて然るべきである。しかし、在日コリアンの特殊性に拘泥することによって、失うものも多いのではないだろうか。他の在外同胞はそれぞれが直面している課題を共有し、対案を論議することが可能になりつつある。上述の憲法訴訟における勝訴は韓国市民や他の在外同胞の関心と支援、そして経験があったからこそである。南北二分法という政治

性の檻に閉じ込められてきた在日コリアンは韓国社会だけでなく、他の在外同胞と繋がり、知らしめることによって、自らを解き放つことができる

のではないか。今回の学術大会の間じゅう、このような考えが頭の中を巡っていた。

朴沙羅『外国人をつくりだす——戦後日本における「密航」と入国管理制度の運用』

〔ナカニシヤ出版、2017 年〕

文京洙（立命館大学）

第2次世界大戦後のアジアでは植民地体制の崩壊や動揺をうけて民族独立や新たな国民形成への機運がかつてなく高まる。時代のこうしたうねりは敗戦にともなう帝国の解体を経た日本にも及んだ。そこでは帝国の時代に抱え込んだ異物を削ぎ落とし、生っ粋の日本人からなる「国民」へと自らを閉ざしていく過程がすすんだ。この過程は、在日朝鮮人にとっては、国民や国籍の論理による段階的な排除、言い換えれば「外国人化」の形をとった。つまり、法形式上は依然として日本国民であった在日朝鮮人の選挙権の停止（1945年12月の衆議院議員選挙法改正）に始まり、いわゆる「見なし規定」を通して在日朝鮮人を外国人管理の下に置いた外国人登録令の公布・施行（1947年5月）を経て、単独講和の発効（1952年4月）とともに旧植民地出身者の日本国籍の喪失を告げた法務府民事局長通達（第四三八号民事局長通達「平和条約の発効に伴う朝鮮人・台湾人等に関する国籍及び戸籍事務の処理」）へと至る、在日朝鮮人の外国人化の過程が占領期に進展する。この過程は、「焼け跡の民主化」といわれる日本の戦後民主主義体制への出発と軌を一にしていた。そこでは「人間」となった天皇を国民統合のシンボルとして、平和と民主主義、あるいは貧困からの脱出という戦後の価値を宿した新しい日本国民が誕生しようとしていた。在日朝鮮人の外国人化は、そういう新たな国民形成の過程において「国民」の意義を狭め、在日朝鮮人を民主主義とか人権といった戦後の価値の及ばない死角へと追いやることとなる。

「外国人をつくりだす」というタイトルにも示されているように、本書は、こうした戦後の在日朝鮮人問題の出発点ともなる「外国人化」の問題を、「密航」に焦点をあてて検証した労作である。1945年の解放とともに日本にいた多くの朝鮮人が本国への帰還の途につくが、分割占領を背景とする政治の混乱や食料不足・疾病の蔓延などによって日本に逆流する朝鮮人が少なくなかった。在日朝鮮人のこうした逆流は、「密航」という形をとらざるをえなかった。占領軍は一度本国へ帰還した朝鮮人の日本への再渡航を強く禁じ、密航を摘発された人々の大半は、「不法入国」とされて本国に送還された。本書は、こうして「日本へ渡航してきた朝鮮人がどのように発見され、どのように登録されたのかについて、個人の体験談と文献から明らかにする」ものとされる。

密航とは、ことの性質上、法律や制度のいわば裏をかくことで成就する行為であり、文献や資料による検証には当然、限界がある。本書は、密航にかかわる行為主体への聞き取りを重視し、その成果と文献資料とをつなぎ合わせることで密航の現場や登録の実態をより詳細に明らかにしている点に特徴がある。占領期を含む朝鮮人の密航、あるいはより広く占領期の在日朝鮮人の法的地位や入国管理制度、さらには社会運動などについては、この間、たくさんの研究の蓄積があるが、本書は、そうした研究の今日の段階での到達点を示す業績としてひとまず位置づけることが出来る。

＊

＊

以上のことを踏まえて、定石通りに、まず、本書の概要を紹介する。

本書の構成は以下の通りである。

序章	在日朝鮮人と「密航」
第一章	過去の社会を記述する——オーラル ヒストリーと社会学
第二章	日本占領管理体制
第三章	帰還と送還——「密航」とその関連 法令
第四章	「朝鮮人」を見分ける——「密航」に おける状況とカテゴリー
第五章	「外国人」の登録
終章	「表見的一致」の裏に

序章では、うえに述べたような目的を踏まえて、まず、占領期日本における移動と移住の実態をめぐる研究、入管体制の成立史に関する研究、さらに占領期の在日朝鮮人の動向に関する研究がほぼ網羅的に「一 先行研究」として紹介される。だが、こうした既存研究では具体的な「密航」の現場での「外国人」であることの判断や自己認識、外国人登録令に基づく役所の窓口の対応の実際を検討するには不十分であるとして、個人の識別に関する司法的同一性や非正規・非登録移民を扱った研究などを参照しつつ、「二 本書の視点」が示される。すなわち「密航」にかかわる人々の行動に注目することによって「朝鮮人がいかにして「外国人」として扱われるようになったのが明らかに出来る」(p.17) とされる。

さらに「移動にともなう個人の識別という問題を、識別する／されるというやりとりに注目して分析すると、東アジアにおける、入国管理体制の成立といった、在日朝鮮人をめぐって論じられてきた問題とは別のものがみえてくる」(pp.18-19) ともいう。問題は、この「別のもの」がなにかということであろうが、ここでは密航にまつわる、摘発する側の認識やこれを逃れようとする密航者の

「努力」、登録申請者の「工夫」、「いいかげんな行政窓口の対応」といった「取るに足らない行動の寄せ集め」に注目したいという (p.19)。この辺りの記述は、課題設定としては、いまひとつ煮え切らない、という印象を拭えない。

「三 調査方法」としては、文献資料とともに密航経験者からインタビューを用いるとされ、デイサービスセンターの利用者など9人の密航経験者と日本占領に参加した元オーストラリア陸軍将校などに実施されている。

第一章は、インタビューによって得たデータと文書から得たデータの関係が、オーラルヒストリーと文献史学をめぐる既存の議論を参照しつつ検証されている。門外漢の私が不用意に踏み込む内容ではないので論評は控えるが、結論として「「オーラル」でなければ得られない情報というのは多くはない」、大事なのは「多様な媒体と作成者による資料を集め、一つの出来事についてさまざまな記述とさまざまな理解を得ていく」(p.55) ことだとされる点は共感できる。

第二章は、日本占領政策の仕組みがまとめられる。戦勝国同士の駆け引きを通じて成立した日本占領の特徴や実態が検討される。「密航」の現場との関連で言えば、占領政策の大枠もさることながら、地方における占領の実態や日本の地方行政との関連が重要であり、本書でもその点がやや詳しく述べられている。

第三章では、「外国人登録令」の背景や成立過程が検討され、密航の規模・経路・手段・渡航者の出身地域・渡航原因などが明らかにされる。関連資料を渉猟した価値ある研究と思われる。「済州島四・三事件と在日朝鮮人」という私の関心に引き寄せて言えば、どうしても密航の規模とその内訳に関心が向く。規模の面では、1946年～51年の検挙者数として法務研修所編法務研究報告書第43集第3号『在日朝鮮人処遇の現状の推移』(1955年)、法務省入国管理局編『出入国管理の回顧と展望』(1981年)、さらに武野義治「密入国の概況」『警察学論集』(1954年)の3つの資料が用いられている。3つとも数値が微妙に異なるが、1946年

の1万7千人余りが最も多く、外国人登録令が5月に施行される47年には6千人前後に減少し、その後48年8千人弱、49年8千人台と増加し50年に2000人台へ再び減少、1951年には4000人台と増加に転ずる、という数字の増減の波はほぼ共通している。49年、地方軍政をになう第八軍は、検挙者は実際の密航の50%であると推定しているので、四・三事件を前後する3年間に2万人余りが密航に成功していることになる。肝心の出身地は明らかではないが、1949年8月－12月間の「不法入国検挙者」139人のうち済州島出身者は84人(約60%)となっている。この比率を単純に適用すると四・三事件を前後して済州島から1万人以上の密航があったことになり、もとより、これだけの規模となると、密航者は必ずしも解放後の日本からの帰還者とは限らないであろう。

この章では、「密航」への対策として制定された「外国人登録令」が、いったん制定されると戦前から日本に居住し日本国籍を持つはずの在日朝鮮人の「管理法令」となることが指摘される。「理念上「朝鮮に属すべき人」と生活実態として「朝鮮に属する人」との混同のなかで、朝鮮人は帰還の権利を持つ人々から、送還可能なカテゴリーに属する人々へと変貌していった」(p.109)という。

第四章では、国籍上日本人であるはずの朝鮮人の密入国者が、外国人登録令によって「朝鮮人不法入国者」として「いかに発見されたのか」が検討される。密航の取り締まりは占領軍の許可・監督の下に警察があたり、「警察の要請によって民間人の「密航」監視団体も結成され、取り締まりにおいては漁業組合や消防団体とその町村地区の警察が連携していた」(p.122)という。さらに、インタビューを通じて、「目立たないように」「朝鮮人と思われないように」など監視体制をくぐり抜けるための密航経験者による工夫が語られる。そこには、日本に居住歴がある場合でも、密航者が、自身を日本人ではない、「不法入国」を企てる朝鮮人として自覚していることが読み取れる。

しかし、日本国籍をもつとされていた朝鮮人の入国を「密航」として取り締まり、場合によって

は送還する、というのにはやはり無理があり、そこには自ずと不合理な状況が生まれざるを得ない。本書は、「密航者」の取り締まりをめぐる「不審人物」、「朝鮮人」、「密航者」という三つの概念が結びつけられたことに着目する。朝鮮人の密航者のなかには共産主義者が含まれ、入国すれば治安が脅かされるという認識を前提に「密航を抑止するという状況が、日本人らしくないもの、すなわち不審な振る舞いをする見慣れない人物を、「密航者」とみなさしめ、「密航者」であるならばその人物は日本人ではないはずだ、という理解の円環を形成せしめた」という指摘は実に興味深い。

第五章では朝鮮人の「外国人化」の問題が外国人登録書の交付手続きの面から、実際に交付を受けた人のインタビューを交えて検討される。ここでもやはり、「国民の一部を無理やり「外国人」という身分に変化させて対象としたことから」(p.195)生じる不合理や手続の「杜撰さ」が指摘される。さらに「「密航者」が「在日朝鮮人」としての地位を得やすい半面、「在日朝鮮人」は「密航者」とみなされたり、「確実な証拠」を示すことができなかったり、何らかの刑罰を受けたりすれば、退去強制とされる可能性」があるという逆説も生まれている。そしてここでも「密航者」の摘発に際して生じる「円環」がある。すなわち、「外国人登録の対象になっているものは「外国人」のほずであり、「外国人」ならば外国人登録を受けなければならない、という円環」であり、「このような作業によって戦後日本における最大規模の「外国人」となった人々が生み出された」(p.198)という。

終章では、これまでの記述が上記の「円環」の存在を中心にまとめられている。とりわけ「朝鮮人」の「再定義が法令以外の回路によっても行われていたこと」が強調される。この「回路」とは「ちょっとした工夫や言い逃れ、いかげんな登録作業といった些細な行動と、その前提となった思い込みや偏見、その場の雰囲気や関係者のそのときの気分といった、一見すると些細で「つまらない」要素であり、これが「「朝鮮人」なる集団を定義した法令を実行可能にした」(p.216)とされる。

そして「朝鮮人」への切り分けに用いられたそうした「法令と前提と状況とカテゴリーの円環が、戦後日本社会に「在日朝鮮人」という集団を生み出したのだ。この論理こそ、「朝鮮人」は外国人であるという、「表見的一致」をもたらしたのである」(p.217)と結論づけられる

*

*

占領期における在日朝鮮人の「外国人化」の問題は、民族や国籍についてのある種の教条的な見方からすれば、それが「どのような法的措置や手続きによってなされようとその結果自体は当然のこと」(金敬得・金英達『韓国・北朝鮮の法制度と在日韓国人・朝鮮人』日本加除出版)ということになる。そういう見方からすれば、本書の言う「外国人をつくりだす」ことや「朝鮮人なるものの発見」ということも、もともと、日本人とは異なる「外国人」であり「朝鮮人」であった集団が改めて「外国人」とされ「朝鮮人」とされたに過ぎないことになり、その場合、本書の意義は半減してしまうかもしれない。つまり、本書の意義は、この当然の過程の詳細を、膨大な資料やインタビューを通じて、「ちょっとした工夫や言い逃れ」、登録手続きの「杜撰さ」、そして「思い込みや偏見」といった「些細でつまらない要素」に至るまで明らかにした、ということに尽きることになる。もちろん、それ自体、重要な仕事であり、本書が占領期在日朝鮮人研究の試金石となるような業績であることの意味自体は損なわれないであろう。

だが、占領期の在日朝鮮人が「外国人化」されたことの意味とは何か、という肝心な問いに本書から明確なメッセージを読み取ることは難しい。序章の課題設定もそうであるが、終章についても何か煮えきれない感じが否めない。

私自身は、当時の在日朝鮮人が「外国人」や「朝鮮人」であることが必ずしも自明であったとは考えていない。植民地期に日本に根を降ろした朝鮮人は、“解放”という極めて流動的な状況にあつて「朝鮮」にまつわるアイデンティティの濃淡や居住地選択の指向性などで実に多様な含みをもった集団となっていた。在日朝鮮人に与えられるべき国籍にしても、必ずしも自明なもとして規定しえたわけではない。こうした歴史的な性格をもった集団を一律に外国人としたことが問題なのであり、戦後の在日朝鮮人が直面した多くの問題もそのことに発しているとは私は考えている。

もちろん、こうした見方には批判があり、現実の歴史的経緯からしても、占領軍・日本政府が在日朝鮮人を一律に外国人としたのに対して、在日朝鮮人自身も自らを「外国人」として律したわけである。本書のロジックが依拠する「表見的一致」(在日朝鮮人が「外国人」であることは、その問題にかかわるすべての当事者が表面的に一致していたという大沼保昭の指摘)という命題もそのことに関係しているであろう。しかし、ここで詳しく論じることは出来ないが、ある時代に自明とされているような価値観やコードが必ずしもその時代の社会の実態を反映したものとはならない、ということにも留意する必要がある。すべての当事者の「表見的一致」という場合、その「当事者」の認識と在日朝鮮人との実態との関係が改めて検証されねばならない。

いずれにしても、在日朝鮮人が「外国人」にされたという場合、そもそも当時の在日朝鮮人がどのような歴史的な存在であったのかということについての踏み込んだ検討がなければ、議論のダイナミズムが生まれない。この点は本書の筆者の今後の研究に期待したい。

金早雪『韓国・社会保障形成の政治経済学 —国家と国民生活の变革—』

〔新幹社、2016年〕

朴一（大阪市立大学）

1. 本論文の概要

本書は以下のような構成で組み立てられている。全体で748ページ。電話帳のような分厚さで、読んでみると手首が腱鞘炎になりそうだ。編集者はもう少し、贅肉をとるように著者にアドバイスすべきでは、と老婆心から思うのだが、読んでみると、ボリュームの割りに贅肉はない。若き日の著者のようだ。さて中身だが、以下のような6つの章で本書は組み立てられている。

序章 国家・国民経済の形成・発展と政策政策－研究の課題と方法－

第1章 「反共国家」の建設と生活政策－「救護行政」の形成とその構造－

第2章 経済成長戦略と社会保障構想－社会保障審議委員会研究室の挑戦－

第3章 生活ニーズの変容と「救護行政」の限界－生活政策における〈公〉と〈私〉の複合構造

第4章 「救護政策」の解体と「福祉国家」への道程－「民主化」と「福祉国家」の建設

終章

本書は、朴正熙政権から盧武鉉政権期までの建国から半世紀におよぶ韓国における政府の生活政策（「社会保障」政策）の変遷過程を膨大な資料か

ら考察したものである。

第1章～第3章では、韓国でまで社会保障政策が確立されていなかった権威主義体制時代（朴正熙政権から全斗煥政権期）における「救護行政」の形成と変容過程について、歴史・実証的な考察が行われている。「救護政策」というある意味で特殊な生活政策が、なぜ20年以上も長期に渡って維持され、展開されてきたのか、という問い掛けに対する回答と同時に、この時期の生活政策が、民主化期（盧泰愚政権～金大中政権）の社会保障政策のバックボーンになっていたことを、筆者は豊富な資料から明らかにしている。

第4章では、盧泰愚大統領の民主化宣言から普及した韓国の民主化運動が政府の生活政策にも大きな影響を与え、権威主義体制下で長年維持されてきた「救護政策」が廃棄され、本格的な社会保障政策が展開されるようになった、言わば「福祉国家」建設への道程が描かれている。盧泰愚政権から金泳三政権、金大中政権から盧武鉉政権という政権交替の中で繰り返される保守派と進歩派の政治葛藤の中で、韓国はどのようにして最低生活保障制度の確立、社会福祉政策の拡充、社会保険ネットワークによるセーフティネットの構築などの分野で福祉国家としての体裁を整えていったのかを、考察している。

終章では、朴正熙政権から金大中政権までの半世紀に渡る韓国政府の生活政策の変遷と金大中政権で実現したと言われる「社会保障改革」が世界史という大きな文脈でどのような意味をもつ

かが問われている。ここでは、①朴政権期の「救護政策」が、東西対立の最前線に置かれながら、植民地時代の負の遺産を克服し、国民経済を建設しなければならなかったという、きわめて時代制約的な条件の中で選択された当時の政府の限定された苦渋の選択であったこと、そして②21世紀に韓国が福祉国家に変貌できたことは、東西冷戦の崩壊と世界的な民主化潮流という世界システムの変化によって実現されたこと、を改めて認識する必要があると述べている。

2. 権威主義時代から民主化時代への韓国「生活政策」（福祉政策）の変化

本論文の以下の点で、韓国経済研究、なかでも韓国の社会福祉研究に少なくない貢献をしたと考えられる。

まず、これまでの韓国における生活政策に関する先行研究は、同国は福祉国家に歩みだした「民主化」期以降の時期に集中しており、権威主義体制時代における生活政策に関する研究は皆無であったといってもよい。「民主化」以降の韓国の福祉国家建設の歴史的前提となる「権威主義」時代の「救護政策」の解明に焦点をあてた本論文は、韓国の社会福祉研究に新たな地平を切り開いたと言ってもよい。なぜなら、「これまでの研究には①社会保障の構築過程を『開発独裁』時代の生活政策＝『救護政策』からの転換という視点から捉えるという視角や方法が欠落してきた」（本文、285ページ）からである。確かに朴正熙時代の生活政策（「救護政策」）と、民主化時代の生活政策（福祉政策）の「変化」（や「連続性」）を吟味して、はじめて民主化時代における福祉政策を正当に評価できるという考え方に評者も同意する。

また筆者は、これまで韓国で未開拓の領域であった「民主化」以前の時期、権威主義時代（朴正熙政権から全斗煥政権）の生活政策について考察するため、歴代韓国政府の行政資料の丹念な収集・整理を行い、資料的な価値の検証作業を地道

に行ってきた。添付された1950年代の生活政策に関する一次資料の発掘・日本の学会への紹介も、高く評価されるべきだろう。そうした意味で、本書の最大の功績は、韓国の民主化期の生活政策の転換を、「民主化」期以前の時代の「救護政策」に遡り、より長い歴史的スパンで韓国の生活政策の変化や連続性を考察したところにあると思われる。

3. 進歩派政権の福祉改革をどう評価すべきか

ただ本書には、違和感を感じる部分もある。最大の疑問は第4章、金大中政権と盧武鉉政権の福祉政策に対する評価である。

筆者は「金大中政権から盧武鉉政権期にいたって、韓国は『福祉国家』に移行した」（4ページ）とし、両政権による福祉政策に高い評価を与えている。確かに、金大中政権期には、主要な社会保険の全国民への適用が実現され、「普遍的な最低生活保障制度」が確立した。またこれにつづいて、盧武鉉政権の下では、社会福祉サービスが充実され、社会保障概念の豊富化と対象の拡大が進んでいった。まさに「反共を国是とする国家運営から、国民の福祉を優先課題とする国家運営のパラダイム転換が行われ、もはや後戻りできない福祉国家の基礎が確立した」（本文、193ページ）といえるだろう。

とくに金大中政権は、通貨危機によって急速に拡大した失業者と生活困窮者対策のため、雇用保険を拡大し、公共就労事業や職業訓練を行い、ホームレス対策まで実施した。こうした失業者対策とともに、同政権は任期初年度の1998年に、国民年金の自営業者への適用拡大（国民皆年金の実現）、雇用保険と産災保険の雇用者への拡大、医療保健制度の一元化などを行った結果、「金泳三政権末期には停滞していた社会保険をめぐる懸案が解決されていった」（本文、200ページ）と同政権による福祉政策の成果を論じている。そして、1999年、金大中政権は生活保護を非労働能力者に限定する

という従来の原則を破棄し、労働能力の有無を問わず、最低生活費以下すべての生活者を支援の対象とするなどを決めた国民基礎生活保護法を制定した。筆者は、こうした金大中政権の「福祉改革」によって、「朴正熙政権期に形成された『救護政策』の発想と枠組みは解体され、近代的な社会保障制度に置き換えられた」（本文、201 ページ）とし、同政権の福祉政策にこれまでにない高い歴史的評価を与えている。

4. 民主化期における「経済成長」と「経済民主化」のジレンマ

評者はこうした金大中政権の福祉改革の評価にやや違和感を覚える。金大中から盧武鉉政権にいたる進歩派政権の福祉改革が、先進国にふさわしい「近代的な社会保障制度」を確立したことは事実かもしれないが、逆にこうした韓国の身の丈に合わない福祉政策の拡充は、その後の李明博政権や朴槿恵政権の「税と社会保障」政策の在り方に後戻りできない方向性と財政負担を与えてしまったからである。

金大中政権の最大の矛盾は、IMF の管理下で「財閥解体」や労働者の整理解雇を実施するなど新自由主義政策に基づいて経済を再建する一方、福祉政策についてはむしろ新自由主義とは対立する社会民主主義を目指すものであった。金大中政権の福祉政策の問題点は、その後の韓国の保守派グループから大きな批判をあびることになるが、代表的なものは、年金制度改革の問題である。1997

年の通貨危機の時点から将来の財政破綻を懸念して年金制度を自由主義的な制度設計（イギリスのように、年金を基礎年金部分と所得比例部分に分離し、基礎年金部分は公的に負担するが、所得比例部分は民营化を進め、国の財政から切り離す）に転換する必要性が叫ばれていたが、金大中政権は従来型を維持したまま年金制度の範囲を全国民に拡大してしまった。

このような税の裏付けのない金大中政権の「ばらまき」と揶揄される「生産的福祉」政策は、医療保健などの給付水準も実際には低いままで終わり、社会保障制度でカバーされない大量の貧困層の生活水準を大きく改善するものではなかったという厳しい評価も韓国研究者の中には存在する（大西裕『先進国・韓国の憂鬱』中公新書）。

評者は、金大中・盧武鉉両進歩派政権による福祉改革・社会保障改革は「未完」に終わったという感想を抱いている。朴槿恵政権が、経済政策にいきづまり、弾劾に追い込まれた経済的背景には、かつての進歩派政権が作り上げた「福祉国家建設」というユートピアが現政権の「税と福祉」政策に重くのしかかり、公約に掲げた「経済民主化」に大きな進展がなかったという民衆の失望があった（朴一「揺らぐ韓国の民主主義：経済民主化の葛藤」現代韓国朝鮮学会第 17 回報告ペーパー、2016 年 11 月 26 日）。

とはいえ、「民主化期に誕生した進歩派政権の福祉政策がその後の韓国経済にどのような影響を与えているのか」という本書が残した課題については、今後、さらに論議を深めるべき論点であるといえるだろう。

書評

高誠晩『〈犠牲者〉のポリティクス—濟州 4・3／ 沖縄／台湾 2・28 歴史清算をめぐる苦悩』

〔京都大学学術出版会、2017 年〕

外村大（東京大学）

過去における紛争、国家権力が関わった理不尽な弾圧、拷問、虐殺等について、その真相究明、そこで犠牲になった人びととその遺族たちの名誉回復や補償を実現することは、人権が尊重される社会をつくり維持するためにも不可欠である。しかし、被害者・加害者のそれぞれの過去に対する認識の相違、それがもたらす社会内部での軋轢への対処、国家の公定イデオロギーとの齟齬などの関係からその実現は容易ではない。そもそも、被害者がその被害について、家庭の内部ですら語ることすら困難で、問題自体が知られないという状況もあった。韓国や台湾でそうした問題が存在することが、当事者以外にも知られるようになってきたのは 20 世紀末以降であり、これは民主化のなかで被害の当事者・遺族たちの運動の広がりによっていた。そして、近年になると、ほかの地域の同様の事例も参照されるようになり、「歴史清算」、「移行期正義」や「和解」をキーワードとする、こうした市民の動きや政府の対応等についての社会科学・人文学分野の研究も活発となっている。

本書は、4・3 事件をめぐる真相究明や名誉回復の活動を軸にしつつ、東アジアにおけるそのような問題とその解決に向けての活動、当事者の営為、その意味や影響、問題点等を考察している。「はじめに」・「序章」と「終章」のほか、第 1～6 章で構成されるこの著書の内容を簡単に紹介すれば次のようである。

「はじめに」では、著者自身の属性、経験と責務について述べている。属性や経験とは、濟州島に

生まれ育ったこと、4・3 事件を経験した世代ではなく、直系親族に関係者がいるわけではないが、4・3 事件の遺族第一世代と関わり、遺族と苦悩を共にしてきたことであり、その経験とそこから得られた考察を研究としてまとめることが責務として語られている。「序章」では、従来の「移行期正義」論が、「移行期」以降に初めて遺族が名誉回復等の行動に立ち上がるかのようなとらえ方をしてきたとしてこれを批判し、紛争後に継続されてきた、当事者の様々な実践、その意味をとらえていくべきことを課題として提示し、そのうえで本書の研究方法、概要が示されている。

第 1 部となっている第 1～4 章は、濟州 4・3 事件にかかわる問題に焦点を当てている。第 1 章では、2000 年に濟州 4・3 特別法が制定され、これを根拠に設置された濟州 4・3 委員会での「犠牲者」の審議、決定について論じ、南朝鮮労働党の幹部・武装隊が「犠牲者」から排除されるということの問題を指摘している。第 2 章は 4・3 事件にかかわる歴史展示、追悼空間、公式行事の追悼文などにおける記憶のポリティクス、すなわち、公定の大韓民国史の観点を基準にした説明の削除や国民国家イデオロギーの宣伝等が行われていることを明らかにしている。第 3 章は、韓国政府の「過去清算」の取り組みの中でなされた遺族の申告行為に着目し、遺族の実践が、「移行期」以前から存在していたこと、国家の論理に時に順応しつつも抵抗しながら、近親者の死を再定位しようとしてきたとの評価を与えている。第 4 章では、被虐殺者に

関わる除籍謄本、族譜、墓碑を照合し、遺族が国家との緊張関係の中で、自分たちが記憶し継承すべき「事実」を記録し、犠牲者の死や行方不明の意味付け、親族集団の関係修復、再生を行ってきたことを述べている。

第2部は済州4・3事件以外の事象を扱っている。第5章は、沖縄戦での「一般住民」戦死者への援護法適用のための戦場体験記述の書き換えと靖国合祀に反対する遺族の実践を取り上げて、国による戦死の意味の独占とローカルな場における死のとらえ返しのあり方を論じている。台湾2・28事件で犠牲となった沖縄出身者等の事例について扱う第6章では、家系記録や厨子甕の記録に2・28の日付が記録するなどの遺族の記憶とその継承が「移行期」以前から行われていることを明らかにしている。

終章ではそれまでの議論をまとめ、国家による、「過去清算」や「戦後処理」の施策、制度のもとで、国民統合や国家イデオロギーの維持・強化が行われていることを指摘し、犠牲者の遺族たちが、その諸政策に参入しつつも、家族・親族間の間で、「移行期」以前も、能動的な取り組みとして、独自の死の意味付け、記録を行い、記憶を継承してきたこと、その意義を強調している。

以上のような本書は、次のような点で重要かつ貴重な研究とみることができる。まず、済州4・3事件をめぐる韓国政府の「過去清算」の施策の限界が明らかにされている。国家イデオロギーの枠の中でそれが扱われ、施策によって「犠牲者」から排除されるといったことがその内容である。これらはもちろん、政策にかかわった関係者や遺族の当事者が知る事実であり、済州島の市民社会でも語られてきたことであろう。しかし、本書は、済州4・3事件をめぐる「歴史清算」が直面している課題、その困難性の背景を明確に整理し限定された場所だけではなく広く市民社会全体に伝える役割を果たした。隣国であり、済州島出身者とその子孫が日本においても生活していること、冷戦や解放朝鮮の混乱と日本・日本人が無関係ではないことから、日本語でそのことが記された本書の意

義は大きい。

また、本書の特長として、済州4・3事件に関連する事象だけでなく、沖縄戦、台湾2・28事件に関わる問題をも取り上げ、比較し、共通点を提示したことがある。言うまでもなくそれぞれの歴史的背景は異なり、それゆえ人びとの実践のあり方、その意味の違いもある。さらに台湾2・28事件については、台湾社会に帰属し続けたわけではない犠牲者の遺族について取り上げている、いわばやや変則的な要素が含まれる。とは言え、この3つの問題を一つの著書の中で論じることで浮かび上がった点は確かにある。著者が強調しているように、国家は、制度的政策的に「犠牲者」を作り出し、国民統合を図る一方、犠牲者第一世代は、政治的緊張関係のなかで時に折り合いをつけながら能動的に記憶の継承、家族・親族集団の関係修復を図ってきたという共通性を持つのである。おそらく、これは3つの地域の紛争以外でも確認できる事象であろうし、したがって、他の紛争後の「歴史清算」や「和解」を考える際にも参照されるべきであろう。

そして、そうした家族、親族集団の内部で行われていて、したがって、外部の人びとには見えにくい、遺族第一世代の実践を捉え、その意味を考察して提示したことが、おそらく本書のもっとも大きな意義である。族譜や墓碑等のプライベートな文書等についての調査、それがいまだに論争になっているような紛争等の被害者遺族の場合は、そうたやすいことではない。とりわけ済州4・3事件については、それが遺族、地域社会に与えた影響がたじろがずにはいられないような大きさと深刻さを持つことは、本書を通じても知ることができる。この研究を続けてきた著者は様々な困難に直面したと推測する。真相究明、名誉回復のための運動を目の当たりにし、遺族のサポートを行ってきた著者であるからこそ、続け、まとめることができた研究である。遺族第一世代の実践がどのようなものであったことを記録し、伝えることは、狭いアカデミズムのなかだけにとどまらない、社会的意義もあると評価できるだろう。

とは言え、本書に対して議論が不十分ではなかったかと思われる点もないわけではない。もっとも気になったのは、本書で繰り返し用いられている「ローカル」という語が何を意味するのか、という点である。国家による正しい犠牲者像の作り出しや国民統合のための公的歴史に適合的でない、故人の記憶を遺族が持ち続ける、公的な顕彰や慰霊とは別にそれを大切にする、という行為を、著者は「ローカルな場」での死の意味づけ、死の捉え返しとして評価する（151、166、184、188頁など）。「終章」のタイトルも「過去克服への取り組みとローカル・リアリティ」であり、そうした遺族第一世代の活動を「ローカルな場における振る舞い」と記している。しかし、ここで「ローカル」という語を用いて論じるのはなぜなのかについては、十分な説明がない。

国家やある種の共同体全体にも関わるような事件に関与した人物について、その遺族が、国史やある種の共同体で共有される歴史とは違った次元で記憶することは当然ある（“大臣としての祖父の功績は知らないが、やさしいお祖父ちゃんとして記憶している”“社会運動の激烈な闘士としてのイメージが強いが自分にとっては、酒好きのユーモアあふれるおじさんに過ぎない”等々）。これは「プライベート」な行為として当たり前であろうが、「ローカル」という語は、「プライベート」とは異なる要素を含む。通常、そこで想定されるのは、国家と個人との中間にある日常的に人びとが顔合わせ関係を持つ地域社会であり、場合によっては中央集権的な権力がダイレクトに働かないようにするために、制度化された自治を含むものである。本書で用いられる「ローカル」がそのような意味なのか、あるいは、空間的な地域を設定しない親族集団のネットワークというような別の意味なのか、それが何か特別な機能を持つのか等々、疑問が生じたが（評者の読み込みの不足のせいかな）残念ながら理解できなかった。その説明がないと、「プライベート」な行為として遺族が故人の思い出を大切にするという行為との違いが十分に伝わらなくなる恐れがある。

なお、書評の範囲を超えることかもしれないが、本書を読みながら考えたこととして、紛争後の「歴史清算」や「和解」について論じる際には、そこにおける、国家と個人との関係、国史とそれ以外の小さな集団や個人の歴史との関係のあり方、それをめぐる文化の特徴を視野に入れるべきではないかということがある。評者自身もこの点を深く分析したわけではなくしたがって、以下は印象論的なものにとどまり、日本社会に生きて来た日本人である評者の属性によるバイアスがあるとも思うが、韓国・韓国人の間では、個人がストレートに国家と結びつこうとする志向が強いように思われる。おそらく、それは、もし国政に問題があれば国民が立ち上がって為政者を変えるダイナミックな民主主義の源泉という肯定的な要素を持つ。と同時に、歴史についても国家が関与する部分が多く、また、国家と個人の間にある領域の歴史がそれほど重要視されない傾向を生みだすように思われる。そうしたなかでは、国の歴史解釈が極めて重い意味を持ってしまい、それとは別の歴史解釈を持つならかの人的ネットワークや空間的な領域を持つことが難しいであろう。そうした解釈が正しいのかどうか、評者も確信は持てないが、少なくとも韓国における「国史」の位置や国家と個人との関係についてその他国との違い等を視野に入れたならば、済州4・3事件後の「ローカルな場」の遺族第一世代の実践、ほかの事例との比較についても、より深い分析が提示され、別の学問領域にも刺激を与えることになったのではないだろうか。

もちろん、それは評者の思い付き的な、勝手な期待である。ただし、著者の研究は、そうした期待を抱かせるような要素を持つ。つまり、「移行期正義」論や「歴史清算」という問題だけでなく、朝鮮の地域文化、さらには歴史と国家・共同体との関係という普遍的な問題を考える際にもヒントを与えてくれる点がある。様々なことを学ばせていただき、刺激を受けたことを感謝し、多くの人が本書を手取るように願う。

書評

朴一『在日マネー戦争』

〔講談社、2017年〕

総谷智雄（神戸医療福祉大学）

本書は、在日一世経済人たちの金融機関設立・運営にかかわる活動を描いた力作である。この著者ならずしては、この作品は決して生み出されなかっただろうと評者は確信する。

本書の構成は、次のとおりである。

まず第一章では大阪市生野区の、いわゆる「猪飼野」地区における、日本の敗戦（1945年）までの「朝鮮市場」の形成過程が紹介される。そして第二章では、日本敗戦後の鶴橋駅周辺における「闇市」の形成と李熙健^{イヒゴン}の活躍について述べられる。第三章では、李熙健たちの尽力によって「信用組合大阪興銀」が誕生し、民族金融機関としての地歩を固めていく姿が描かれ、さらに第四章では、李熙健理事長指揮の下、大阪興銀が急成長し、日本有数の信用組合となる過程が描かれる。第五章においては、本国（韓国）への進出を果たした先駆者・徐甲虎^{ソガッポ}の成功と挫折が紹介され、李熙健による本国アプローチの果実である、短期資本金融企業「第一投資金融」の設立と、在日僑民資本による「新韓銀行」設立について述べられている。第六章では、バブル経済崩壊にともなう金融再編の流れの中で、大阪興銀が規模拡大によって関西興銀となり、膨大な不良債権によって破綻に追い込まれていく姿が活写される。第七章では、在日コリアン資本による「ドラゴン銀行」設立をめざすとともに、破綻した関西興銀の受け皿になろうとした韓昌祐^{ハンチャンウ}の活動と、近畿産業信用組合を率いて韓昌祐に「宣戦布告」した青木定雄（兪奉植^{ユボンシク}）の戦いが描かれる。そして第八章では、近畿産業信

用組合内での「クーデター」によって、青木定雄が会長職を解任されるまでの経緯が述べられる。

本書の大きな魅力としては、文献などによって在日一世経済人たちの足跡をふりかえるだけでなく、関係者の証言や著者自身の体験などを盛り込んで、人間としての李熙健・韓昌祐・青木定雄たちを活写したことがあげられる。これによって本書は、経済史研究書の労作であると同時に、第一級の「血の通ったノンフィクション」となりえている。

たとえば第二章では、1925年に渡日した著者の父が、日本の敗戦直後、大阪梅田の「闇市」において、カレー店と衣類店を経営して成功した事例が紹介されている。そして、鶴橋駅周辺の「闇市」でリーダーシップを発揮した李熙健が、昼間は自転車のゴム・チューブの販売業を営む一方で、夜は子分を引き連れて賭博場を運営する博徒として暗躍し、それらの活動で得た資金を元に、「高利貸し」として幅を利かせていたことを、関係者の証言から著者は浮き彫りにする。

第三章から第五章において、李熙健が大阪興銀を率いて急速に発展させ、本国（韓国）での「新韓銀行」設立へとつなげていく姿は、一見、順風満帆の「サクセスストーリー」のようであるが、関西興銀理事長就任後の李熙健が、自宅と自分のパチンコ店を担保に入れて資金調達を行ったり、預金獲得のために、私財を提供して「先払いの利息」にあてたりしたことなどの「必死の努力」を、著者は看過していない。

また、預金増強運動において、李熙健が大阪興銀の職員・組合員を在日コリアンに限定して、職員が在日コリアン集住地域を回り、日本名で書かれた通名から「在日」であることを確認する作業を、一軒一軒地道に行ったことや、「敬老会」によって在日コリアン高齢者と接触し、職員が冠婚葬祭の手伝いをするによって、大阪興銀への親近感を増幅させたことや、日本語での文書作成が円滑でない人たちに「書類作成代行サービス」を行ったことなどを紹介し、李熙健の成功が、彼の強力なリーダーシップの下に続けられた、職員たちによる日々の地道なマーケティング活動の結果であったことを物語っている。

第七章の「主役」である韓昌祐^{ハンチャンウ}と青木定雄^{ユボンシク}（兪奉植）に関する描写においても、前述した「血の通ったノンフィクション」の力が発揮される。「企業を大きくする過程で一番苦労したことは何か」という著者の質問に、韓昌祐は「日本の銀行からお金を借りること」と即答している（p162）。個人の保証人を立てても、公の信用保証協会の保証を取っても京都の某銀行から借入れを拒否されたという韓昌祐の被差別体験が「在日コリアンによる在日コリアンのための新銀行設立への思いを募らせていく」原因になったという著者の記述（p164）は、韓昌祐による「即答」によって説得力を一層増している。

青木定雄については、彼が著者の自宅を「奇襲」する場面の描写が、きわめて印象的だ。周知のように青木は、金融業に参入するよりはるか前に、タクシー会社（現社名：エムケイ）を創業し、業界で確固たる地位を築いてきた。近畿産業信用組合（近産信）の会長となった青木は、自身が実質オーナーであるエムケイと近産信の「公私混同疑惑」について、2005年にマスコミなどから強く批判されるようになった。この「疑惑」に関して、新聞社からの求めに応じて「エムケイと近産信の区別をつけ、『近産信は組合員のもの』という自覚を強くもってほしい。（中略）どんぶり勘定の経営から脱却しないと生まれ変わらない」とコメントした著者の自宅を青木は突然訪れ、会長専用車に乗せて、

著者を近産信の本店まで連れていく。

近産信本店に着くやいなや、青木会長による猛抗議が始まるかと思いきや、彼は「先生はお昼、まだでっしょろ」と、著者を社員食堂へと誘い、卵丼を食べたあとに次のように語りかける。

「私はいつも昼食を職員とここで食べるんです。近産信の創業精神は質素と勤勉です。お昼は一杯四〇〇円の卵丼で充分なんです。この信用組合に贅沢は許されません。お客様の大切なお金を預かっていますから」（p186）。

そして青木は著者を秘書室に案内し、近産信からエムケイへの融資が不正なものであるかを検討してほしいと、エムケイの関連企業に関する内部資料を著者に提示する。

そのあとも続く青木と著者とのやりとりは、陳腐な表現で恐縮だが、「意地と敬意のからみあい」とでもいうべき迫力に満ちており、著者の筆力を再認識させられる。また、青木が著者の目の前で「卵丼」を食べ、「お昼は一杯四〇〇円の卵丼で充分なんです」と述べたことは、著者が新聞社に寄せた「どんぶり勘定の経営」というコメントと無縁であったとは、評者には考えづらい。

本書は金融機関をめぐる在日コリアン一世経済人たちの長年に渡る足跡を追った経済史の研究書としての価値は言うまでもないが、上述したように、ノンフィクションとしての読みごたえも抜群だ。それを前提にして、評者は2点について指摘しておきたい。

まず、第三章における、李熙健^{イヒゴン}に関する「日韓を跨ぐ人脈と政治力を行使して、本国政府とのコネクションを作り」（p59）という記述であるが、彼がどのようにして「日韓を跨ぐ人脈」を形成したのかについて、その過程に関する具体的な記述が欲しかった。李熙健による人脈形成過程は、組織論としても非常に興味深いので、機会があれば、ぜひご教授いただきたい。

また本書では、関係者の証言が多数紹介されている（p43、p89、pp128-129など）が、この証言が、いつなされたのかについて、時期が全く記載されていない。「〇〇年〇月のインタビューにおけ

る証言」という記述があれば、証言の説得力が、一層増すのではないだろうか。

著者は「エピローグ」で、「日本が外国籍の人々を排除する閉鎖社会である限り、民族金融機関を通じた在日のネットワークビジネスは有効かもしれない。しかし皮肉な言い方をすれば、民族金融機関が日本の差別社会から産み落とされた徒花^{あだばな}なら、民族金融機関の歴史的な役割はそろそろ終焉を迎える時期に差し掛かっているのかもしれない」(p205)と述べているが、「民族機関を通じた在日のネットワークビジネス」は、まだ有効であるように評者には感じられる。前述した韓昌祐^{ハンチャンウ}が

在日コリアンのための新銀行設立に情熱を燃やすようになった「原因」は、この日本社会に依然として根深く残っている。なぜ在日コリアン一世経済人たちが、当初始めた事業に成功した後も、金融機関設立に心血を注いだのか。その意味を深くかみしめながら、本書を多くの人たちに薦めたい。

最後に付け加えると、第六章の冒頭には、前述した「血の通ったノンフィクション」ならではの描写がある。推定4000万円の札束を前にした若き日の著者の顔を想像することも、本書を読む「妙味」といえよう。

大会報告

コリア学国際学術討論会(オークランド大会) 報告

森類臣 (日本支部理事／大谷大学)

国際高麗学会のコリア学国際学術討論会 (The 13th ISKS International Conference of Korean Studies、以下、本大会) が、2018 年 8 月 2～4 日の 3 日間に渡ってニュージーランドのオークランド大学 (University of Auckland) で開催された。コリア学国際学術討論会は今回で 13 回目であり、国際高麗学会の各支部 (本部、アジア分会、日本支部、ソウル支部、平壤支部、ヨーロッパ支部、北米支部、オセアニア支部) 会員が一堂に会して研究成果を披露する場だ。

本大会は、ヨーロッパ支部会長だったヨン・ジェフン会員 (ヨーロッパ支部／ロンドン大学) が 2015 年に本部長に就任してから初めての大会となった。主催は国際高麗学会 (本部)、オークランド大学コリア学センター (The Korean Studies Centre, University of Auckland)、そして国際高麗学会オセアニア支部で、開催に当たっては韓国学中央研究院の支援を受けた。本大会は初のオセアニアでの開催となった。

参加者数は 114 名、その内で論文発表者および司会者は 98 名であり (韓国 46 名、日本 19 名、中国 18 名、アメリカ 8 名、ニュージーランド 3 名、イギリス 2 名、オーストリア 1 名、カナダ 1 名)、発表論文数は全部で 81 本だった。

「コリア学 (Korean Studies)」を専攻する世界中の研究者が一ヶ所に集って、ディシプリンを越えて研究報告・議論を行い、着実に業績を積み重ねているのは国際高麗学会の大きな特色だ。また、平壤支部が存在し、朝鮮民主主義人民共和国の研究

者が学会に定期的に参加するのも国際高麗学会ならではの「強み」であるといえよう。しかし、今回は諸事情により平壤支部会員は参加できなかった。非常に残念ではあったが仕方のないことである。

大会は以下のような日程だった。

- 8 月 2 日：①登録及びチェックイン ②夕食 ③
国際高麗学会第 12 回運営委員会
- 8 月 3 日：①開会式 ②分科会 ③歓迎宴
- 8 月 4 日：①分科会 ②シンポジウム「アリラン
—喪失と再生」 ③閉会式 ④閉会の
晩餐会

8 月 2 日は受付の日だったので、大会は 8 月 3 日から本格的に始まった。なお、分科会は、会場予約の関係上一ヶ所で行うことが難しく、プルマンホテル・オークランド大学・コプソンホテルに分かれて行われ、シンポジウムはオークランド大学で行われた。

3 日の午前 8 時 30 分から開会式が行われた。ヨン・ジェフン会長が開会挨拶をし、裴龍事務総長 (当時) が大会の説明をした。開会式終了後にすぐに分科会が始まった。

分科会は「言語」「政治」「歴史」「芸術・民俗」「社会・教育」「文学」「哲学・宗教」「特別分科 人口移動」の各分科に分かれて行われた。本大会は、発表者数の関係で「経済」「科学・技術」の分科は成立しなかった。また、特別分科「人口移動」が

設置されたことが本大会の大きな特徴でもあった。この特別分科「人口移動」は、2016年7月15～17日に中国の瀋陽市で行われた「ISKS International Workshop on New Perspective For Korean Studies」で決まった共同研究テーマ「19世紀後半以降の코리아の人口変遷と海外移民」に基づいて行われた。そのような意味で、特別分科は共同研究の成果の一環と言える。なお、上記ワークショップでは共同研究テーマとして「音楽、(本調) アリランを中心に」も決まったが、これを基礎として本大会のシンポジウム「アリラン—喪失と再生」が行われた。このようにみると、ワークショップで決まった共同研究は着実に進展しているということが言えよう。

発表81本を2日間で行うため、分科会は同時並行的に進められた。日本支部からは、14人が発表者として参加し、以下のような発表を行った(分科内の順序は発表順、敬称略)。

<政治分科>

宋基榮「Nuclear capability of DPRK under the alliance with PRC」

磯崎敦仁「A Discourse Analysis on New DPRK Documents」

曹燦鉉「A study of two Korea's views on the nuclear issues- Focusing on the Roh Moo Hyun and Kim Jong Il era-」

文京洙「グローバリゼーション下の韓国の市民運動—『国民基礎生活保障法』をめぐる政治過程」

許在喆「韓国の学界の知識ネットワーク分析—中国および日本研究に対する分析を中心に」

<歴史分科>

李成市「出土史料は境界を越えられるのか」

<社会・教育分科>

高誠晩「国境を越える移行期正義—虐殺以降のディアスポラの追悼の実践を事例に一」

山本かほり「『我々の北の地』としての修学旅行：

在日朝鮮人学生たちにとっての『祖国』と『民族』の意味」

鄭熙聖「高齢者のセルフネグレクト(自己放任)に関する理論的考察」

趙衡範「韓国の大学生の分かち合い経験が今後寄付の意向に与える影響に関する探索的研究」

<文学分科>

呉恩英「在日朝鮮人文学の様相—『朝鮮民報』(1958年1月～1959年2月)を中心に」

大村益夫「金学鉄、その生涯と文学」

<言語分科>

高本文也「中国朝鮮族4、5世の言語使用と言語意識—アンケート調査の分析を中心に—」

朴恩珠「Analysis of errors made by German learners and Korean learners – Subject to Case and postposition that indicate a place –」

本大会では、日本支部からの発表者は政治分科、社会・教育分科が多かった。私(森)は本大会運営上の仕事があり、さらに分科会の会場がそれぞれ離れていたため日本支部会員の発表をすべて聞いたわけではない。参加者に後から聞いたところによると、真摯で熱のこもった討論がなされたということだった。

8月4日は、メインシンポジウムの「アリラン—喪失と再生」が開催された。上記でも述べた通り、このシンポジウムは、本学会が初の国際共同研究の場として推進した「ISKS International Workshop on New Perspective For Korean Studies」(2016年7月15～17日、中国瀋陽市)を基礎にして行われたものである。なお、本学会国際学術討論会で音楽をシンポジウムのテーマに据えるのは「第5回朝鮮学国際学術討論会」(1997年8月、大阪国際交流センター)における第3シンポジウム「코리아音楽、芸術の同質性と多様性」以来である。

本シンポジウムの概要を簡単に紹介したい。シンポジウムは宋南先副会長(本部/大阪経済法科

大学)が司会者を務め、発表者はイ・ヨンシク会員(ソウル支会/全南大学)、姜宝有会員(アジア分会/復旦大学)、イ・ビョンウォン会員(北米支部/ハワイ大学)、森類臣会員(日本支部/大谷大学)の4名であった。実は、コン・ミョンソン会員(平壤支部/社会科学院)も発表者として参加する予定であったが、前述したように、コン・ミョンソン会員を含む平壤支部所属の会員は事情があり本大会に来ることができなかった。

まず、宋南先副会長がシンポジウムの趣旨について説明した。趣旨の核心は「南北コリア、そして海外コリアンと一緒に歌える歌は多くないが、その中でも『アリラン』は特別な歌である。では、なぜ『アリラン』が特別なのか。なぜ『アリラン』でなければならなかったのか」ということであった。

各発言者はこの問題設定にそれぞれの専門の立場から報告した。発表者と発表タイトルは次の通りである(発表順に記載、敬称略)。

イ・ヨンシク「アリランの伝統性と近代性」
コン・ミョンソン「本調アリランの由来に関する考察」

イ・ビョンウォン「Mystery of Origin and the Social Dynamics of the Korean Folksong “Arirang”」
森類臣「アリランの社会的構築について」
姜宝有「中国朝鮮族社会におけるアリラン」

イ・ヨンシク会員は、1800年代末に収集された「アリラン」の音源と譜面などを検討し、アリラン全体が一番古い形態は江原道の「アリラン(ア拉里)」と推測すると述べた。また、いわゆる「本調アリラン」は、近代的な性格を表している部分があり、新民謡というジャンルから飛び出すことは難しいが、一方、朝鮮半島で好まれる3拍子と音階という特徴があり、朝鮮半島の情緒的・音楽的独自性も込められていると分析した。

コン・ミョンソン会員は今回のシンポジウムに参加できなかったため、裴龍事務総長(当時)が代読した。コン・ミョンソン会員は「アリラン」に

ついて、その発生から1945年の解放前までの軌跡を辿った。朝鮮王朝初期に「アリラン」が発生し、朝鮮王朝前半期に形態を整え、朝鮮王朝後半期に各地方に伝播し、近代期には各地方に固着し、現代に入って「朝鮮民族を象徴する『アリラン』の出現」となったと説明した。コン・ミョンソン会員は映画『アリラン』(羅雲奎)の主題歌である歌謡「アリラン」を抗日と闘争の歌であり朝鮮民族を代表する名曲だと評価した。

イ・ビョンウォン会員は「Mystery of Origin and the Social Dynamics of the Korean Folksong “Arirang”」というテーマで発表した。イ・ビョンウォン会員はまず、「アリラン」の持つ音楽的価値として、京畿地方民謡を土台にした新民謡、セマチ(チャンダンのパターンの一つ)もしくは3拍子、抵抗的で反抗的な歌詞内容などを挙げた。そして次に社会的価値として1991年の出来事、すなわち第41回世界卓球選手権大会で南北朝鮮が統一チームとして出場し国歌の代わりにアリランが歌われたことと2009年の出来事、すなわち中国が吉林省のアリランを国家無形文化遺産に指定し、それに韓国が刺激を受け反応したことを挙げた。

森類臣会員は、「アリラン」の多様な性格についてこれまでの研究史を紹介した。まず、韓国(南側)での「アリラン」の認識状況もしくは研究の流れを整理して紹介した。次に、朝鮮民主主義人民共和国(北側)での「アリラン」に対する認識状況もしくは研究状況(北側の研究者による「アリラン」研究のみならず、南側もしくは海外の研究者による「北側が『アリラン』をどのようにとらえているか」に対する研究も含む)を概略整理した。森会員は、今後の研究の示唆点について、(1)在外(海外)コリアンの「アリラン」に関する研究 (2)「アリラン」が持つ朝鮮民族の「集団記憶(collective memory)」に立脚した接近、など4つを挙げた。

姜宝有会員は、「アリラン」を(1)朝鮮半島で発生した原色そのままの「アリラン」(2)中国朝鮮族の中で発展した「アリラン」、というように二つに分けて分析した。その上で、中国朝鮮族の「ア

リラン」のうち、代表的なものを50曲選択し、その50曲に出てくる単語の頻出度を分析し、中国朝鮮族にとっての「アリラン」のイメージを考察した。その結果、頻出単語から生じるイメージを「解放」「故郷」「民族」「夢と希望」「喜怒哀楽」「別れと出会い」「なつかしさと思い出」「愛と幸福」「自然との共生」「世界化」であるとした。

その後、総合討論が行われた。ここでは、互いの発表に対するコメントが行われた。まず、コン・ミョンソン会員の発表論文に対するコメントをイ・ビョンウォン会員とイ・ヨンシク会員が務めた。その後、『「アリラン」が南北および在外同胞の和解の機会を提供する可能性』について司会から問題提起がなされ、それぞれがコメントした。

この後の質疑応答では、「アリラン峠の『峠』とは何を象徴しているのか」「世界には『アリラン』のような類似のケースがあるのか、あるならば『アリラン』と比較できるのか」「『アリラン』の歌唱方式はどのような形態があるのか」などの積極的な質問が出された。なお、本大会では、シンポジウムのテーマに関連する一般発表として「中国主流社会における『アリラン』受容研究—人気アイドルグループ『アリラン』を中心に」（徐永彬会員、チャン・ヒョファ会員）があったことを指摘しておきたい（徐永彬会員はアジア分会会長）。

午後5時50分からは、総会および閉幕式が行わ

れた。本部に関する重要人事としては、裴龍会員が8年間務めた事務総長を辞し、新事務総長として裴光雄会員（日本支部）が選出された。加えて、伊地知紀子会員（日本支部）が新しく設置された「事務次長」に就任した。ヨン・ジェフン会長、宋南先副会長、尹靖水編集委員長を始めとする役員人事については留任となった。また、各支部の人事としてソウル支会の金成珉会長、日本支部の鄭雅英会長の紹介があった。

第14回目のコリア学国際学術討論会（2019年開催予定）は、第1候補が平壤、そして第2候補がプラハということに決まった。平壤開催については平壤支部が中心になって進め、第2候補のプラハについてはヨーロッパ支部の Marek Zemanek 会員（カレル大学）が中心になって進めることとなった。

最後に、本大会を準備するという重責を担い中心となって準備を進めてくださった、宋南先副会長、裴龍前事務総長、権偕美事務局員、姜民護事務局員をはじめとする本部の先生・スタッフの方々、そしてソン・チャンジュ支部長を始めオセアニア支部の先生方に心から感謝の意を表したい。先生方・スタッフの方々の細やかな配慮があってこそ、第13回目のコリア学国際学術討論会が成功裏に終わったと思う。本当にありがとうございました。

国際高麗学会日本支部

2017 年度

学会活動

●国際高麗学会日本支部 第 21 回学術大会

日 時：2017 年 6 月 3 日（土） 10：00 ～ 17：00（受付：9：30 ～）

場 所：大阪市立大学 文化交流センター

〒 530-0001 大阪市北区梅田 1-2-2-600 大阪駅前第 2 ビル 6F

資料代：1,000 円

〔午前の部〕10：00 ～ 11：15 自由論題報告者 ホール

1. 10：00 ～ 10：35 任正赫（朝鮮大学校）

「京城帝国大学法文学部における研究活動について ―朝鮮史講座を中心として―」

2. 10：40 ～ 11：15 李檣源（ソウル大学）

「植民地期朝鮮における麻酔術の展開」

◎第 11 回理事会 12：00 ～ 12：30 セミナー室

◎第 21 回総会 13：00 ～ 13：30 ホール

〔午後の部〕13：30 ～ 17：00 ホール

シンポジウム「躍動する韓国市民社会と日韓関係－文在寅新政権の行方」

基調講演 徐載晶（国際基督教大学 教授）

報告者 文京洙（立命館大学 教授）

報告者 権赫泰（聖公会大学 教授）

モデレーター 朴 一（大阪市立大学 教授）

・ 17：30 ～ 懇親会（豆助 梅田丸ビル店）

●人文社会研究部会

第 86 回人文社会研究部会

日 時：2017 年 7 月 22 日（土） 15：00

場 所：大阪教育大学天王寺キャンパス 4 階 410 教室

報告者：高祐二（兵庫朝鮮問題研究会）

主 題：「朴大統領狙撃事件と在日韓国人青年・学生運動」

第 87 回人文社会研究部会

日 時：2017 年 10 月 8 日（日）15：00

場 所：立命館大学 梅田キャンパス演習室 2

報告者：高誠晩（立命館大学）

主 題：「＜犠牲者＞のポリティクス ― 済州 4・3／沖縄／台湾 2・28 歴史清算をめぐる苦悩」（京都大学出版会、2017）

第 88 回人文社会研究部会

日 時：2017 年 12 月 17 日（日）15：00

場 所：立命館茨木キャンパス B 棟 4 階研究会室 2

報告者：金太宇（関西学院大学）

主 題：「コミュニティの分断と再構築：瀋陽市の朝鮮族村を事例として」

●科学技術研究部会

第 63 回科学技術研究部会

日 時：2017 年 6 月 24 日土曜日 16：00

場 所：京都大学理学部 6 号館 2 階 272 号室

報告者：玄康洙（サーモフィッシャーサイエンティフィック株式会社）

主 題：「植物免疫のリン酸化プロテオミクス；MAMP 刺激後にリン酸化される MRPK1 の機能解析」

第 64 回科学技術研究部会

日 時：2017 年 9 月 16 日（土）17：00

場 所：ナレッジオフィス VisLab Osaka（グランフロント大阪タワー C9F）

報告者：李天鎬（大阪大学サイバーメディアセンター准教授）

主 題：「Bio-inspired Computing」

第 65 回科学技術研究部会

日 時：2017 年 12 月 23 日（土）16：30

場 所：京都大学理学部 6 号館 2 階 272 号室

報告者：李明香（立命館大学理工学部 建築都市デザイン学科）

主 題：「建築の科学」

●共催

ジェラール・ノワリエル講演会「フランスという坩堝は今」

コメント 文京洙（立命館大学名誉教授）

日 時：2017年6月16日（金）18：30～21：00

会 場：大阪市立大学文化交流センター

主 催：大阪市立大学文学研究科社会学教室・フランス語圏言語文化学教室

共 催：大阪市立大学 IS 日常化セミナー、日仏会館フランス事務所、
「戦争、難民、記憶のポリティクス」研究会、現代フランス語圏研究会、

後 援：国際高麗学会日本支部

2017 年度朝鮮族研究学会全国学術大会

日 時：2017年10月1日（日）10：00～18：00

場 所：立命館大学茨木キャンパス A 棟 3 階（AS368）

※午後の部（14：00～18：00）

特別セッション 「中国朝鮮族の移動を読み直す：『朝鮮族のグローバルな移動と国際ネットワーク』の刊行から 10 年が経過して」を共同主催、本学会の伊地知紀子理事（大阪市立大学）が「在日済州島出身者の移動史と生活世界」と題して特別報告。

世界韓人学術大会

日 時：2017年6月27～29日

場 所：ソウル中区乙支路ロッテホテル

共 催：国際高麗学会日本支部

1. 投稿資格

国際高麗学会日本支部は、学会誌『コリアン・スタディーズ』を年1回発行する。掲載される原稿は、朝鮮半島および朝鮮民族に関するあらゆる分野の学術的な論文、研究ノート、書評論文、キルチャビ、書評である。論文、研究ノートについては、国際高麗学会日本支部会員は自由に投稿できる。投稿については、寄稿規定並びに執筆規定を熟読すること。ただし、当該年度までの会費納入を要する。投稿論文は常時受け付ける。また、編集委員会で企画する特集については、非会員にも寄稿を依頼することがある。

2. 投稿条件

投稿される原稿は、未発表の書き下ろし作品のみとする。同一原稿を『コリアン・スタディーズ』以外に同時に投稿することはできない。

3. 審査

寄稿された原稿を掲載するか否かは、別途定める査読規定に基づいて編集委員会で審査の上決定する。

4. 使用言語

本文は日本語のみとし、注および参考文献に限り外国語を使用できる。要旨およびキーワードは日本語および英語とする。

5. 枚数

原稿枚数は400字詰め原稿用紙換算で50枚以内とし、本文（タイトル、氏名含む）、注、参考文献、図表を含めたものとする。論文には、日本語要旨、英語要旨およびキーワード（日本語および英語）を付けることとする。ただし、いずれも枚数には含まない。枚数を超過した場合、審査対象としないこともあるので、下記を確認すること。

論文 50枚以内＋日本語要旨（400～800字）、英語要旨（800～1000語）＋キーワード（日本語および英語）

研究ノート 50枚以内

キルチャビ 20枚以内

書評 5～15枚

6. 投稿形式

投稿は原則として電子文書とし、マイクロソフト・ワード形式かリッチテキスト形式で作成したものを投稿規定10にある提出先のe-mailアドレスに送付すること。図表や写真は可能な限り本文中に挿入すること。マイクロソフト・ワード形式かリッチテキスト形式以外での提出については、投稿規定10にある問い合わせ先に連絡すること。必要に応じて印刷された原稿の郵送を求めることがある。

7. 抜き刷り

本誌は国際高麗学会日本支部会員には1部ずつ、論文、研究ノート各1本につき1部配布する。抜き刷りをご希望の場合は別途有料となるので、投稿の際に申し添えること。問い合わせについては10を参照のこと。

8. 校正

校正は原則として著者校正のみで、内容のみならず、投稿規定および執筆規定に則った形式に訂正することも校正作業に含まれる。審査により採用決定となった後に行われる初校段階での誤植以外の修正は原則として認めない。なお、再校は初校段階の訂正を確認するだけの作業となる。

9. 原稿の保管

投稿原稿の保管や取り扱いについては編集委員会が責任を負う。

10. 提出先および問い合わせ

投稿原稿は下記宛に提出すること。

国際高麗学会 日本支部事務局

〒530-0047 大阪市北区西天満4丁目5-5 マーキス梅田 506号

tel 06-6314-3775 fax 06-7660-7980

isksj@ams.odn.ne.jp <http://www.isks.org/>

投稿などに関する問い合わせは、上記住所の支部事務局にお願いします。

11. 著作権

投稿された原稿の著作権は国際高麗学会日本支部に所属するが、原著者が『コリアン・スタディーズ』に掲載された当該論文を自著作の単行本や論文集に再掲載することは妨げない。

(2014年6月30日)

国際高麗学会日本支部学会誌『コリアン・スタディーズ』執筆規定

2014年6月30日一部改訂

1. 本文

(1) 基本用語

- 原稿は日本語、横書きとする。図表や図版は原稿本文に組み込み、紙幅の制限内に含める。
- 朝鮮、中国に関わる人名・地名は漢字（日本の現代漢字も可）で表記し、漢字不明の場合はカタカナ表記とする。欧米由来の度量衡はカタカナ表記とする。

(2) 数字

- 数字はアラビア表記を原則とし、場合に応じて漢数詞を用いる。
- 年号は西暦を用い、国家・地域固有の年号を使用する際は西暦を（ ）で付記する。

(3) 見出し

- 章はアラビア数字で1、2、3…と表す。「はじめに」と「おわりに」（あるいはそれ等に該当する見出し）にも数字を振る。「はじめに」は1とする。
- 章以下の節は（1）、（2）、（3）の順で表す。
- 節以下の項はa、b、cの順で表す。

（例）第1章⇒1、第1節⇒（1）、第1項⇒a

2. キーワード

論文、研究ノートには日英5語以内でキーワードを付けること。キーワード間は読点ではなくコンマを入れること。

3. 文献引用

（1）本文や注、図表で文献を表記する際は、編著者の姓（刊行年：ページ）のみ表記し、文献の詳細は参照文献リストに表示する。朝鮮人の名は姓名とも表記する。編著者名が付いていない刊行物の場合は、発行機関名を表記する。

（例）文献全体を示す場合

鈴木 [2005]、朴統一 [2011] によれば・・・

文献の一部を示す場合

…投票率は低かったとされる [キムハヌル 2012: 11-13]。

- 2度目以降の引用でも前掲書・前掲論文、同上書・同上論文などの用語は使用せず、上記（1）のように

表記する。

(3) 新聞・雑誌記事や社説の場合は本文・注・図表に新聞・雑誌名、発行年月日を記した上で、参考文献リストに新聞・雑誌名を入れる。

(例)

…保守言論による歪曲は深刻である [『月刊朝中東』2001 年 1 月]。

…と指導者は発言している [『労働新聞』2012 年 4 月 16 日]。

4. 注

(1) 注は、本文の内容について文脈上の解説や言及をする必要がある場合に用いる。

(2) すべて文末注とし、方カッコ付アラビア数字で表示する。

(例) 1)、2)、3)・・・

5. 図表

図表のタイトルは、図の場合は図の下に、表の場合は表の上に付ける。

6. 参考文献

(1) 本文、注記、図表で用いたすべての文献を「参考文献」として本文の最後に一括して表示する。参考文献とは、本文中または注において引用した文献を指す。

(2) 文献リストは言語ごとに分け、日本語文献は著者名の 50 音順、韓国・朝鮮語文献は著者名のカナダラ順などに並べる。

(3) 参考文献については、著者名・(刊行年)・書名・号数(発行年月日を入れてもよい)・発行所・頁等で示す。筆者名のある新聞・雑誌記事は雑誌論文と同様に表記し、発行年月日も記入する。

(4) 英文文献の場合、書名はイタリックで表記する。論文名は単行本所収か雑誌所収かに関わらず一律クォーテーション・マークで括る。

(例)

単行本の場合

・朴一 (2005)『朝鮮半島を見る眼－「親日と反日」「親米と反米」の構図』藤原書店、pp.123－125

・이광우 (2004)『신경과학』범문사, pp.153.

・Kim, L. (1997). *Imitation to Innovation: The Dynamics of Korea's Technological Learning*. Boston: Harvard Business School Press.

論文の場合

・文京洙 (2005)「戦後 60 年と在日朝鮮人“国民”の呪縛を超えて」『思想』No.980、岩波書店、pp.8－9

・김신일 (1991)「교육자치의 당위성과 현실」『교육학연구』Vol21, 교육출판, pp. 11－18.

・Min, Pyong Gap. (2001). “Koreans in New York: An ‘Institutionally Complete’ Community.” *New Immigrants in New York*, edited by Nancy Foner, New York: Columbia University Press, pp.173-200.

・Koh, Y.S. (2008). “Financial and Corporate Reform in Korea: Survival Strategies of the Korean “Chaebols””, *Asian Studies*, 54 (2), pp.71-88.

編集後記

『コリアン・スタディーズ』第6号をお届けいたします。

韓国市民は、朴槿恵政権を退陣させ、新たな大統領として文在寅氏を選びました。文政権の下で開催された平昌五輪を契機として、南北融和は劇的に進行しつつあり、今号が出るころには、さらなる進展がみられていることでしょう。

一方日本においては、腐敗しきった政権がいまだに続いており（2018年3月末現在）、東アジアにおける「躍動」から完全に取り残されています。日本においては、この腐敗政権交代が何よりもまず必要であることを、今号の特集を編集しながら実感しております。

今回は、研究ノート3篇を掲載することができました。いずれも読み応えのある力作で、私も大いに勉強させていただきました。

次号（7号）も今号と同様に、6月初旬に論文募集告知、7月末に論文投稿申請締切、9月末に論文投稿締切という流れを予定しています。多くの投稿をお待ちしております。
（総谷智雄）

『コリアン・スタディーズ』編集委員

文京洙

高正子

朴一

高龍秀

鄭雅英

蔡徳七

裴光雄

伊地知紀子

鄭栄鎮

森類臣

総谷智雄（編集委員長）

コリアン・スタディーズ

第6号

Korean Studies No.6

頒価 1,000 円

2018 年 6 月 1 日 発行

編集・発行団体 国際高麗学会日本支部

〒 530-0047

大阪市北区西天満 4 丁目 5-5

マーキス梅田 506 号

TEL 06-6314-3775

FAX 06-7660-7980

E-mail isksj@ams.odn.ne.jp

発行者 国際高麗学会日本支部会長 鄭雅英

編集代表者 総谷智雄

装丁 金文男

制作 株式会社 田中プリント

Korean Studies
Vol.6 2018

Fuature Articles: The Dynamic Korean Civil Society and Japan-South Korea Relationship
— the Policy Direction of Moon Jae-in Government

Foreword PARK II

THAAD and Arms Races among Japan, the US, China, and Russia:
International Politics of “Spear” and “Shield” SUH Jae Jung

How do we see the Japan-Korea Relationship :
“National Security and/or Recognition of History?” KWON Heok Tae

The Candle Revolution and Moon Jae-in Government in South Korea MUN Gyongsu

Notes on Research

The Representation of *Zainichi* in Post-war Transition through a Local Newspaper of Uji area:
A space of neglect in a Kyoto sub JEON Eunhwee

A Study on the Activities and Current Status of Non-Profit Organization of Foreigners
Living in Japan: Cases of Korea NGO Center SON Mi Kyoung, KOH Jeong Ja

A Japanese doctor and a Korean pastor united to support Korean A-bomb survivors:
identities and their interaction TAKAHASHI Yuko

Kilchabi (Compass)

My Impressions of the 13th ISKS International Conference of Korean Studies OMURA Masuo

Miscellaneous Impressions on Global Korean Conversion 2017 KIM Woongki

Book Reviews

Embracing Alien - “Stowaway” in postwar Japan and the Operation
of Immigration Control System by PARK Sa ra MUN Gyongsu

Political Economy on the Formation of Welfare Policy in the ROK:
Changes in the Nation State and National Life by KIM Jo Seol PARK II

The Politics of Victims: Jeju April 3 Incident, Battle of Okinawa,
and Taiwan February 28 Incident By KOH Sungman TONOMURA Masaru

The Money War between Koreans in Japan by PARK II KASETANI Tomoo

Published by the Japan Branch of International Society for Korean Studies
4-5-5-506, Nishitenma, Kita-ku, Osaka, Japan